

平成 26 年度

包括外部監査の結果報告書

群馬県包括外部監査人

森田 亨

目次

I	包括外部監査の概要	
第1	監査の種類	1
第2	選定した特定の事件	1
第3	事件を選定した理由	1
第4	包括外部監査の方法	1
1.	監査対象法人及び対象部局	1
2.	主な監査要点	2
第5	包括外部監査の実施期間	2
第6	包括外部監査人及び補助者	2
第7	利害関係	2
II	群馬県における出資法人	
第1	群馬県における公社・事業団等の改革への取り組み	3
第2	群馬県における出資法人の概要	5
III	実施した監査手続の概要	
第1	監査の対象とした出資法人	9
1.	監査の対象法人	9
2.	監査の往査日程及び往査場所	10
第2	監査手続	11
1.	監査手続の概要	11
2.	質問事項	11
3.	過年度の改善措置状況の確認	15
第3	「指摘事項」と「意見」の定義	15
IV	監査の結果及び意見（総括）	
第1	事業活動	16
第2	組織	17
第3	人事	18
第4	資金運用	18
第5	リスク管理	19
第6	指定管理者制度	19
第7	会計	20
第8	過年度の包括外部監査の改善状況	22

V	監査の結果及び意見（個別）	
第1	公益財団法人 群馬県私学振興会	23
1.	法人の概要	23
2.	財務状況	28
3.	事務処理の不備	30
4.	退職手当資金受領書の提出遅延（退職金資金給付事業）	31
5.	規程の不備	33
6.	勤務状況の報告	34
7.	通勤手当	35
8.	信用リスク情報の定期的な把握	36
9.	仕組債のリスク管理	38
10.	ペイオフへの対応	40
11.	中長期運用計画の策定	41
12.	有価証券の保有目的	44
13.	固定資産の取得	45
14.	固定資産の区分と耐用年数	46
15.	賞与引当金に関する社会保険料の未払計上	48
16.	訂正会計伝票の修正印	48
第2	公益財団法人 群馬県教育文化事業団	50
1.	法人の概要	50
2.	財務状況	54
3.	プロパー職員の理事登用	56
4.	信用リスクの把握	57
5.	高等学校等奨学貸与資金における未使用額	59
6.	修繕費の負担	63
7.	実績報告書における施設設備の維持管理状況の記載内容	64
8.	施設設備の不備に対する対応	64
9.	清掃業務の内容	65
10.	交際費の帳簿記録	66
11.	長期貸付金（奨学貸付金）に係る貸倒引当金及び回収業務	68
12.	退職給付引当金と引当預金の不足	70
13.	賞与引当金の計上の必要性	73
第3	公益財団法人 群馬県スポーツ協会	74

1.	法人の概要	74
2.	財務状況	79
3.	事業計画への金額記載	81
4.	アンケート結果の情報開示	81
5.	補助金の配分方法の公開（競技力向上対策費補助金）	82
6.	高額の報償費（競技力向上対策事業）	84
7.	プロパー職員の理事登用	85
8.	役員（理事）の役員会（理事会）への出席率	86
9.	評議員会の評議員の出席率	87
10.	県OB職員の採用過程の明確化	88
11.	資金（資産）の運用規程の創設	89
12.	指名入札する対象事業者	90
13.	指定管理に関する情報公開	91
14.	賞与引当金に関する社会保険料の未払計上	92
15.	備品台帳の整備	93
16.	使用していない工具器具備品（固定資産）及び備品（消耗品）	94
17.	固定資産台帳と現物との照合の証跡	95
18.	備品の貸与	95
19.	コインロッカー内現金の回収管理	97
20.	経常収益の区分経理	98
21.	退職給付引当金の計上基準	100
第4	一般財団法人 群馬県森林・緑整備基金	103
1.	法人の概要	103
2.	財務状況	106
3.	「分収森林」勘定の評価の定期的な・適時な見直しと台帳の整備	108
4.	分収林契約の解約の促進	109
5.	森林・緑整備基金事業の利用状況	110
6.	経営計画とモニタリング	114
7.	理事の構成	115
8.	評議員会欠席者の対応	115
9.	旅費に関する支出	116
10.	県OB職員の採用過程の明確化	117
11.	ペイオフ対策の必要性	118
12.	資金運用規程の見直し	119
13.	資金繰り表の作成	121

14.	退職給付引当資産の運用	121
15.	「分収森林」勘定に関する当期経常増減額の振替処理	122
16.	停止条件付き解約契約に関わる「分収森林」勘定の評価	123
17.	ゼロ評価で受け入れた「分収森林」勘定	124
18.	内部取引の相殺消去の未処理	125
19.	固定資産の計上基準	127
20.	固定資産の管理	127
21.	役員報酬の会計区分への配賦	128
22.	退職給付引当金の不足	129
23.	賞与引当金の設定	130
24.	理事報酬の支給方法	130
第5	公益財団法人 群馬県農業公社	131
1.	法人の概要	131
2.	財務状況	134
3.	運営方針の改訂の必要性	137
4.	収益目的事業（受託事業）	138
5.	農地と担い手の相互調整事業（体験農園事業）	140
6.	農業後継者育成基金事業（農業青年仲間づくり活動推進事業（共同プロジェクト活動費））の助成	141
7.	評議員会の決議	143
8.	資金運用の方針	144
9.	ペイオフ対策	146
10.	固定資産の貸借対照表及び減価償却費の区分経理への配賦計算	147
11.	固定資産の減価償却費の計算	148
12.	固定資産の現物管理及び台帳管理	149
13.	データのセキュリティ対策	150
14.	消費税の中間申告納付時の区分経理	151
第6	公益財団法人 群馬県蚕糸振興協会	152
1.	法人の概要	152
2.	財務状況	155
3.	富岡製糸場のホームページでの「日本絹の里」のリンク掲載	157
4.	シルクショップでの商品開発	158
5.	ぐんまちゃん家との連携	160
6.	余資運用	161

7.	ペイオフ対策	162
8.	コンプライアンスに関する体制整備	163
9.	情報管理	164
10.	群馬県立日本絹の里観覧料免除申請書	165
11.	指定管理に関する情報公開	167
12.	消耗品費に含まれる交際費等	168
13.	使用する会計ソフトと会計業務	170
14.	切手及びはがきの管理	171
第7	公益社団法人 群馬県青果物生産出荷安定基金協会	173
1.	法人の概要	173
2.	財務状況	176
3.	事務処理の管理体制	178
4.	預金口座の管理	181
5.	業務マニュアルの整備	181
6.	理事会への出席	182
7.	職員の雇用	183
8.	労働条件通知書の承認の押印	185
9.	旅費の実費精算	186
10.	ペイオフ対策の必要性	187
11.	生産者補給金の交付状況に見合った資金運用	188
12.	財務諸表の表示	189
13.	各種規程の内容の見直し	193
14.	助成金及び負担金に関する予算設定	197
第8	公益財団法人 群馬県産業支援機構	199
1.	法人の概要	199
2.	財務状況	204
3.	事業計画書及び事業報告書の見直し	207
4.	概算払の請求（群馬県産業支援機構事業支援費補助金）	210
5.	プロパー職員の理事登用	212
6.	役員（理事）の役員会（理事会）への出席率	213
7.	資金運用の方針	215
8.	各種規程の整備	218
9.	総勘定元帳の備え置きおよび保管	221
10.	消費税の計算	222

1 1. 上海事務所の社宅敷金	223
1 2. リース資産の計上基準	224
1 3. 人件費に関する勘定科目	225

I 包括外部監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件

県出資法人（群馬県が基本金等の4分の1以上を出資する法人）の財務事務の執行及び経営に関わる事業の管理について

第3 事件を選定した理由

群馬県の事務執行は、県からの補助金、委託費等の資金交付の他、職員の派遣等を通じて、出資法人と連携して実施されていることも多いことから、出資法人の効率的、効果的な事務執行及び事業経営という観点で極めて重要である。

また、過去の包括外部監査のテーマとして取り上げられてから10年が経過していることから、過年度監査の経過検証としても有意義であると判断した。

さらに、近年、公益法人の制度改革により、出資先法人と県との関係の在り方にも変革を求められてきており、この機会に県出資法人をテーマとして選定することは有意義であると判断した。

第4 包括外部監査の方法

1. 監査対象法人及び所管部局

次の出資法人（所管部局）を監査の対象とした。

- ・公益財団法人 群馬県私学振興会（総務部）
- ・公益財団法人 群馬県教育文化事業団（生活文化スポーツ部）
- ・公益財団法人 群馬県スポーツ協会（生活文化スポーツ部）
- ・一般財団法人 群馬県森林・緑整備基金（環境森林部）
- ・公益財団法人 群馬県農業公社（農政部）
- ・公益財団法人 群馬県蚕糸振興協会（農政部）
- ・公益社団法人 群馬県青果物生産出荷安定基金協会（農政部）
- ・公益財団法人 群馬県産業支援機構（産業経済部）

2. 主な監査要点

- (1) 事務の遂行は、関連法令及び規則等に従い適切に行われているか。
- (2) 事務の遂行は、計画に従って適切に行われているか。
- (3) 事業経営の目的及び内容は、公益性・有効性・妥当性が確保されているか。
- (4) 事業経営は、規則等に従い経済的及び効率的に行われているか。

第5 包括外部監査の実施期間

平成26年7月15日から平成27年3月13日まで

第6 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 森田 亨

(2) 補助者

公認会計士 松岡 光弘

公認会計士 宮一 行男

公認会計士 金井 孝純

公認会計士 田中 陽子

公認会計士 兒島 宏和

公認会計士 小池 幸男

公認会計士 権田 俊枝

第7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

Ⅱ 群馬県における出資法人

第1 群馬県における公社・事業団等の改革への取り組み

【これまでの主な取り組み内容】

群馬県では、「行政改革大綱」に基づき、以下のような公社・事業団等の改革を実施してきた。直近では、「群馬県 新行政改革大綱（平成23～25年度）」（平成23年4月26日公表）に基づき、改革を実施した。

- 団体の解散・統合
- 県からの派遣職員の縮小
- 補助金等財政支出の削減
- 財務諸表や事業活動に関する資料等について、県ホームページにおいて公表するなど情報公開の推進
- 新公益法人制度改革への対応
- 指定管理業務を主たる業務とする公社・事業団等への関与の総点検

群馬県 新行政改革大綱について

1 新行政改革大綱の体系

(1) 推進期間

平成23年度～平成25年度

(2) 目標と計画の体系

群馬をさらにはばたかせる、行政改革3つの目標・10の改革

(3) 公社・事業団に関する情報公開の推進

県が出資している公社・事業団などに関する情報について、情報公開に係るガイドラインを策定し、情報公開を進めます。

また、県と公社・事業団などとの関係をより透明化するため、契約などに関する情報を公開します。

(4) 公社・事業団改革

県が出資している公社・事業団などについて、各団体の自立を促し、県の人的・財政的関与を縮小することを基本として、団体数の縮小を含めた改革を引き続き行います。

(5) 公社・事業団の見直し

県が出資する35団体（平成19年度）のあり方や業務などを見直し、平成21年度までに、（財）群馬県下水道公社、群馬県土地開発公社、（財）群馬県女性会館、（財）群馬県救急医療情報センターを解散するなどの改革を実施しました。

【取り組みの結果】

改革への取り組みの結果、過去10年間の変化は以下のとおりである。

	平成16年度	平成25年度	変化
団体数	41団体	26団体	△15団体
派遣職員	218人	7人	△211人
常勤役員	3人	0人	△3人
補助金	4,676,390千円	1,437,067千円	△3,239,323千円
委託料	6,859,220千円	2,334,955千円	△4,524,265千円

なお、平成25年度は、平成26年7月1日調査時点の状況である。平成25年度の26団体数のうち、2団体はすでに解散が決定している（平成26年7月1日現在）。

公社・事業団等の外郭団体については、県行政と密接な関係を持ち、行政を補完する役割を果たしている。しかしながら、団体の設立から相当な期間が経過し、設立当初とは社会経済環境が大きく変化する中、当初の設立目的を達成した団体や、見直しを必要とする団体が生じてきている。

このため、群馬県では、公社・事業団等改革を行政改革の重要な柱の一つとして位置づけて、絶えず公社・事業団等の統廃合や運営の合理化に努めてきた。

改革への取り組みの結果、群馬県が4分の1以上を出資している団体数は、平成16年度は41団体であったが、団体の廃止や複数の団体の統合等により、平成25年までの10年間に15団体減少し、平成25年度は26団体となっている。

群馬県は、今後も引き続き公社・事業団等の改革に関し積極的に推進していく方針である。

第2 群馬県における出資法人の概要

群馬県の出資比率が4分の1以上である団体等は、次のとおりである。

なお、群馬県では、地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）第243条の3及び知事の調査等の対象となる法人を定める条例（平成二十四年六月二十二日条例第五十七号）に基づき、県が4分の1以上の出資等としている法人について、経営状況等を県のホームページで公表している。

	名称	設立年月日	県出資額 (比率)	主な事業内容 (所管する所属)
1	(公財)群馬県私学振興会	昭和58年3月1日 (平成24年4月1日付、 公益財団法人移行)	100,000 千円 (42.3%)	教育施設整備の資金貸付、教職員の退職金給付等（総務部学事法制課）
2	(公財)群馬県消防協会	昭和4年5月30日 (平成24年4月1日付、 公益財団法人移行)	300,000 千円 (38.2%)	消防職団員の教育訓練、消防職団員等の表彰、啓発普及（総務部消防保安課）
3	(公財)群馬県教育文化事業団	昭和55年3月15日 (平成24年4月1日付、 公益財団法人移行)	261,100 千円 (99.8%)	文化芸術の振興、奨学金の貸与、県民会館の指定管理業務（生活文化スポーツ部文化振興課）
4	(公財)群馬県スポーツ協会	昭和52年10月1日 (平成25年4月1日付、 公益財団法人移行)	502,700 千円 (68.7%)	総合スポーツセンターの指定管理業務、スポーツの振興（生活文化スポーツ部スポーツ振興課）
5	(公財)群馬県長寿社会づくり財団	平成3年4月1日 (平成24年4月1日付、 公益財団法人移行)	100,000 千円 (66.7%)	高齢者の生きがいづくり、健康づくり等の事業の推進（健康福祉部介護高齢課）
6	(公財)群馬県児童健全育成事業団	平成2年6月1日 (平成22年4月1日付、 公益財団法人移行)	30,000 千円 (66.7%)	ぐんまこどもの国児童会館の指定管理業務、児童館運営支援（健康福祉部子育て支援課）
7	(公財)群馬県生活衛生営業指導センター	昭和56年12月17日 (平成25年4月1日付、 公益財団法人移行)	2,300 千円 (46.0%)	衛生施設の維持・改善・向上、経営健全化の相談指導（健康福祉部衛生食品課）

8	(公財)尾瀬保護財団	平成7年8月3日 (平成25年4月1日付、 公益財団法人移行)	545,328 千円 (35.2%)	尾瀬の利用者啓発、環境 保全、施設維持管理 (環 境森林部自然環境課)
9	(一財)群馬県 森林・緑整備 基金	平成2年7月10日 (平成25年4月1日付 け、一般財団法人移 行)	580,000 千円 (100.0%)	森林の育成・整備、緑化の 推進 (環境森林部林政 課)
10	(公財)群馬県 農業公社	昭和45年10月1日 (平成24年4月1日 付、公益財団法人移 行)	314,000 千円 (49.8%)	農地流動化の促進、担い 手の確保・育成 (農政部 農政課)
11	(公財)群馬県 蚕糸振興協会	平成11年10月1日 (平成25年4月1日付、 公益財団法人移行)	662,500 千円 (53.9%)	日本絹の里の指定管理業 務、蚕糸業振興 (農政部 蚕糸園芸課)
12	(公財)群馬県 漁業増殖基金 協会	昭和45年3月31日 (平成24年4月1日付、 公益財団法人移行)	249,000 千円 (98.3%)	水産資源の維持培養、漁 場運営指導 (農政部蚕糸 園芸課)
13	(公社)群馬県 青果物生産出 荷安定基金協 会	昭和46年8月21日 (平成26年4月1日付、 公益社団法人移行)	15,000 千円 (47.5%)	青果物価格下落時の補給 金交付 (農政部蚕糸園芸 課)
14	(公財)群馬県 馬事公苑	昭和59年11月20日 (平成24年4月1日 付、公益財団法人移 行)	200,000 千円 (100.0%)	馬事公苑の指定管理業 務、馬事技術等普及 (農 政部畜産課)
15	(公財)群馬県 産業支援機構	昭和57年4月1日 (平成24年4月1日付、 公益財団法人移行)	913,050 千円 (85.9%)	中小企業の経営基盤の強 化及び創業の促進、科学 技術振興及び産学官連携 (産業経済部産業政策課)
16	(公財)桐生地 域地場産業振 興センター	昭和60年10月4日 (平成25年4月1日付、 公益財団法人移行)	10,000 千円 (39.8%)	桐生地域地場産業振興セ ンターの管理運営、地場産 業の開発・研究 (産業経 済部工業振興課)
17	(公財)群馬県 勤労福祉セン ター	昭和59年1月14日 (平成25年4月1日付、 公益財団法人移行)	176,410 千円 (67.5%)	勤労福祉センターの指定 管理業務 (産業経済部労 働政策課)

18	武尊山観光開発(株)	昭和54年7月20日	119,000千円 (31.3%)	観光レクリエーション施設の建設、管理運営(産業経済部観光物産課)
19	(公財)群馬県観光物産国際協会	平成19年4月1日 (平成25年4月1日付、公益財団法人移行)	864,000千円 (88.7%)	国際交流、観光振興、観光宣伝事業等の推進(産業経済部観光物産課)
20	群馬県住宅供給公社	昭和40年11月30日	30,000千円 (75.4%)	住宅分譲、賃貸住宅管理(県土整備部建築住宅課)
21	(公財)群馬県育英会	大正13年10月13日 (平成26年4月1日付、公益財団法人移行)	400千円 (40.0%)	学生寮上毛学舎の管理運営(教育委員会管理課)
22	(公財)群馬県青少年育成事業団	昭和56年11月12日 (平成23年4月1日付、公益財団法人移行)	104,000千円 (50.0%)	青少年会館の指定管理業務、青少年健全育成(教育委員会生涯学習課)
23	(公財)群馬県防犯協会	昭和60年12月12日 (平成23年9月1日付、公益財団法人移行)	84,160千円 (94.0%)	地域安全活動、少年健全育成(警察本部生活安全企画課)
24	(公財)群馬県暴力追放運動推進センター	平成2年9月25日 (平成22年9月1日付、公益財団法人移行)	512,275千円 (82.1%)	暴力相談、訴訟費用貸付、広報啓発(警察本部組織犯罪対策第一課)
25	(財)群馬県保健文化賞基金	昭和45年4月3日	9,000千円 (47.4%)	群馬県保健文化賞の授与(健康福祉部健康福祉課)
26	(一社)群馬県林業公社	昭和41年9月22日 (平成26年1月6日付、一般社団法人移行)	10,000千円 (61.0%)	分収方式による造林・育林(環境森林部林政課)

なお、(財)群馬県保健文化賞基金は、解散日を平成25年12月1日とし、清算手続中(平成26年7月1日現在)である。(一社)群馬県林業公社は、解散日を平成26年3月31日とし、清算手続中(平成26年7月1日現在)である。

平成25年度の経営状況等（平成26年7月1日現在、清算手続中の法人除く）

- 組織形態は、公益財団法人が20団体、公益社団法人が1団体、一般財団法人が1団体、住宅供給公社が1団体、株式会社が1団体である。公益性の認定を受けた法人の割合が全体の87.5%を占めており、法人の事業活動に収益性を求めている事業も多く、法人の収益性が高くない法人もある。
- 経営成績に関しては、法人の事業活動に収益性を求めている事業も多いことから、赤字決算（当期損益がマイナス）の法人が、24法人のうち10法人ある。ただし、（公財）群馬県農業公社を除くと、赤字金額（当期損失）はいずれの法人も10,000千円以下である。なお、（公財）群馬県農業公社は、平成25年度に基金の返還があったため、約3億円の資産減少となっている。
- 財政状態に関しては、債務超過（純資産がマイナス）の法人はなく、現時点で財務内容が著しく悪化している法人はない。

出資法人への関与の状況（平成26年7月1日現在）

常勤役員のうち県派遣者数	0人
常勤役員のうち県OB者数	19名
常勤事務局職員のうち県派遣者数	7名
常勤事務局職員のうち県OB者数	16名
県出資額	6,694,223千円
補助金（平成25年度）	1,437,067千円
利子補給（平成25年度）	65,483千円
委託料（平成25年度）	2,334,955千円
損失補償契約に係る債務残高（平成25年度）	164,057千円
貸付金残高（平成25年度）	662,089千円

- 群馬県の出資法人への出資金額は、およそ66億円である。
- 群馬県からの派遣職員は、派遣職員縮小の取り組みの結果、常勤役員のうち県派遣者数はゼロ、常勤事務局職員のうち県派遣者数は7名となっており、年々減少傾向にある。
- 群馬県と出資法人との取引総額は、主に補助金がおおよそ14億円、委託料がおおよそ23億円、貸付残高がおおよそ6億円である。法人の解散・統合という取り組みによって、補助金、委託料、貸付残高、いずれも年々減少傾向にある。

Ⅲ 実施した監査手続の概要

第1 監査の対象とした出資法人

1. 監査の対象法人

群馬県の出資法人（26 法人）のうち、平成 26 年度の監査の対象とした出資法人（8 法人）は、以下のとおりである。

出資法人の名称	所管部署の名称
公益財団法人 群馬県私学振興会	総務部
公益財団法人 群馬県教育文化事業団	生活文化スポーツ部
公益財団法人 群馬県スポーツ協会	生活文化スポーツ部
一般財団法人 群馬県森林・緑整備基金	環境森林部
公益財団法人 群馬県農業公社	農政部
公益財団法人 群馬県蚕糸振興協会	農政部
公益社団法人 群馬県青果物生産出荷安定基金協会	農政部
公益財団法人 群馬県産業支援機構	産業経済部

監査の対象とした法人については、リスクアプローチの観点から、①総資産規模、②総収入規模、③県との取引規模、④財務内容が悪い、⑤過年度において包括外部監査の対象になっていない法人、という基準を設定した。

上記の 8 法人は、①総資産規模、②総収入規模、③県との取引規模が、他の法人と比較して多額であることから、今回の監査対象としている。なお、④財務内容が悪い法人はない。また、群馬県住宅供給公社は、①総資産規模、②総収入規模、③県との取引規模が他の法人と比較して多額であるが、平成 21 年度の包括外部監査の対象となっているため、今回の監査対象から除外した。

群馬県の出資法人（26 法人）に対する監査の対象とした法人（8 法人）の項目別の割合（監査の対象となった割合）は、以下のとおりである。

	群馬県出資法人 (26 法人)	監査対象法人 (8 法人)	割合
出資金額	6,694,223 千円	3,348,350 千円	50.0%
補助金	1,437,067 千円	1,222,646 千円	85.0%
委託料	2,334,955 千円	869,446 千円	37.2%
損失補償契約に係る債務残高	164,057 千円	164,057 千円	100.0%
貸付残高	662,089 千円	662,089 千円	100.0%

なお、委託料について、監査対象から除外した群馬県住宅供給公社の金額を除くと、割合は 68.0%となる。

2. 監査の往査日程及び往査場所

監査の往査日程及び往査場所は、以下のとおりである。

往査日			所管部署
年	月	日	
平成 26 年	7 月	15 日	学事法制課、農政課、産業政策課、スポーツ振興課
平成 26 年	7 月	17 日	文化振興課、蚕糸園芸課、林政課
平成 26 年	7 月	24 日	蚕糸園芸課
平成 26 年	9 月	2～4 日	群馬県森林・緑整備基金
平成 26 年	9 月	8～10 日	群馬県青果物生産出荷安定基金協会
平成 26 年	9 月	16～18 日	群馬県私学振興会
平成 26 年	9 月	24～26 日	群馬県スポーツ協会
平成 26 年	9 月	29～30 日	群馬県蚕糸振興協会
平成 26 年	10 月	1 日	群馬県蚕糸振興協会
平成 26 年	10 月	1～3 日	群馬県教育文化事業団
平成 26 年	10 月	6～8 日	群馬県産業支援機構
平成 26 年	10 月	14～16 日	群馬県農業公社
平成 26 年	11 月	17～18 日	群馬県森林・緑整備基金
平成 26 年	11 月	19～20 日	群馬県青果物生産出荷安定基金協会
平成 26 年	11 月	27～28 日	群馬県私学振興会
平成 26 年	12 月	9～10 日	群馬県蚕糸振興協会
平成 26 年	12 月	11～12 日	群馬県スポーツ協会
平成 26 年	12 月	16 日	群馬県青果物生産出荷安定基金協会
平成 26 年	12 月	18～19 日	群馬県産業支援機構
平成 26 年	12 月	24～25 日	群馬県農業公社
平成 27 年	1 月	8～9 日	群馬県教育文化事業団
平成 27 年	1 月	28 日	群馬県スポーツ協会

第2 監査手続

1. 監査手続の概要

○出資法人について事業活動、人事制度、組織体制、資金運用、会計処理、関連諸規程等について聴取した。

○出資法人の事務遂行が、関連法令及び規程等に従って適切に行われていること（合規性）及び経済性、有効性、効率性の観点から適切に行われていることを確認した。

具体的には、主に以下の質問を実施し、関連する法令・規則、管理書類及び帳票等（伺い・検査・起案・決裁・回議、契約書・見積書・請求書）を閲覧した。

（質問の視点）

群馬県と同様に、他の都道府県や市町村においても外郭団体への出資が行われている。他の都道府県や市町村のホームページを閲覧し、群馬県での出資法人への取り組みと比較して、群馬県の出資法人への取り組みに問題点や改善点がないかどうかを確認する観点から、質問を実施した。

また、質問内容に関して、他の都道府県での包括外部監査において指摘事項及び意見として検出されている状況は、群馬県でも同様の状況となっている可能性があることから、過去において外郭団体に関する他の都道府県の包括外部監査報告書で挙げられていた指摘事項及び意見を参考とした。

2. 質問事項

各出資法人への主な質問事項（手続含む）は、以下のとおりである。質問内容は、事業活動、組織、人事、財務、資金運用、リスク管理、情報管理、指定管理者制度、県との取引、会計という10の項目に分類している。

事業活動・組織・人事・財務・資金運用・リスク管理・情報公開・指定管理者制度・県との取引	
事業活動	設立目的を達成し、法人の存在意義が失われていないか。
	民間の事業者で代替可能な事業を行っていないか。
	他の団体と重複している事業はないか。
	収支が赤字の事業はないか。
	事業の定期的な見直しは行われているか。
	自立化を図るため、新たな収入源の確保を検討しているか。
	団体を管理する所管部署の管理体制は、適切か。（規程整備、運用体制）

	事業計画(中長期含む)を作成しているか。
	事業活動の結果を評価しているか。 その評価結果から、改善策を作成し具体的にその改善策を実行しているか。 事業評価の結果を情報公開しているか。
	利用者の満足度調査を実施しているか。
組織	法人形態(公益法人等)が、不合理となっていないか。
	役員的人数は法人の規模・事業等を考慮して適正か。
	役員任期・報酬は適正か。
	役員の能力、選定方法は適正か。
	理事長は常勤か。
	県職員(OB含む)が役員になることに合理性があるか。 役員の中で県職員(OB含む)割合が高くないか。
	外部役員は必要ないか。役員への民間企業経験者を登用しているか。
	役員(理事、監事等)の役員会への出席率は適正か。
	評議員会の評議員の出席率は適正か。
	議会、理事会、評議員会等は、適宜開催されているか。 書面決議が常習化していないか。
	役員会の議事録は適切に作成されているか。
	監査(監事、外部監査)は、定期的かつ実効的に実施されているか。
	人事
県職員の派遣(職員配置、定数管理等)は適正か。 OB職員の再雇用は適正か。 天下りとなっていないか。	
プロパー職員の採用は、公平性が確保されているか。	
民間企業経験者等、多様な人材が活用できるような体制となっているか。	
人事・給与制度は適正か。県職員と同じ処遇になっていないか。不必要な手当はないか。	
職員の研修制度は適正か。	
担当者の業務を定期的にローテーションしているか。	
財務	
	収益事業の赤字が非収益事業の収支を圧迫していないか。
	県に対する財政依存は過度でないか。

	<p>これまで出資金の見直しを適宜行ってきたか。</p> <p>出資金の返還は必要ないか。</p> <p>不要な積立金はないか。</p> <p>基本財産は、規定に従って適正に運用されているか。</p> <p>時価が著しく下落している資産はないか。</p> <p>遊休資産はないか。不要な事業所、施設、設備等はないか</p>
資金運用	<p>資金運用に関する規定を設けているか。</p> <p>資金の管理体制は、適正か。(専任担当者の有無、人数、過去管理経験の有無)</p> <p>投資リスクは、適正に把握されているか。(信用、金利、為替、流動等)</p> <p>投資リスクを最小限とするため投資額に制限を設けているか。</p> <p>リスクの高い金融商品(仕組債)を購入していないか。</p> <p>保有する理由に合理性があるか。</p> <p>市場性のある有価証券は時価を適宜把握しているか。</p> <p>預金のペイオフ対応に関して規定が整備されているか。</p> <p>ひとつの金融機関に多額の預金を保有していないか。</p> <p>普通預金が多額でないか。他で運用するなど資金の有効活用が図られているか。</p>
リスク管理	<p>コンプライアンスに関する体制は整備されているか。</p> <p>法務リスクの管理は適正か。</p> <p>個人情報保護に関する体制は整備されているか。</p> <p>苦情解決に関する体制は整備されているか。</p> <p>情報システムのリスク管理は適正か。</p> <p>会計の透明性をより高めるために、外部の会計専門家による外部監査を取り入れる必要がないか。</p>
情報公開	<p>情報公開に関する体制は整備されているか。</p> <p>決算書等の財務状況を開示する規定があるか。その規定に従った運用がされているか。</p> <p>情報公開の方法は、適正であるか。(ネット等)</p> <p>県民が求めている情報を開示しているか。</p> <p>県民が求める情報に関してアンケート調査等を実施しているか。</p> <p>ホームページ・パンフレット等による事業のPRは十分か。</p>
指定管理者制度	<p>指定管理を受けている施設は適正に運営されているか。運営状況に問題はないか。</p>

	指定管理者の募集は、適正か。(対象、期間等)
	指定管理者の選定方法は、適正か。
	指定管理契約の内容に問題点はないか。
	指定管理契約の内容に違反した事項はないか。
県との取引 補助金 委託費 損失補償	県との契約事務は、適正か。
	契約金額は、適正か。随意契約に合理性はあるか。
	費用削減等により、契約金額を削減できることはないか。
	業務内容の変動に応じて見直しをしているか。
	所管課の管理は、適切か。PDCA等により事業の改善につながるような取り組みをしているか。
会計に関する事項	
開示	決算書は、公益法人会計基準等に従って適切に作成されているか。
財務諸表	貸借対照表・正味財産増減計算書・財務諸表に対する注記・財産目録は、総勘定元帳・試算表等と整合しているか。
	資産・負債の各科目の内訳内容は、適切か。
現物照合	現金、預金、有価証券、切手、印紙、固定資産、備品等は、現物照合されているか。
	固定資産について固定資産台帳と照合されているか。
現金・預金	同一の担当者が行っていないか。(銀行登録印の使用と帳簿記録)
売掛金・未収入金	与信管理(支払能力の調査、限度額設定等)は適正か。滞留債権に対して、適切な引当を設定しているか。
固定資産	固定資産の減価償却や購入・除売却が適正であるか。
買掛金・未払金	買掛金・未払金の計上もれがないか。
引当金	退職給付引当金が退職金期末要支給額に対して不足していないか。
	賞与引当金の計上は適正か。
収入	各収入について、報告書・管理台帳等と一致しているか。
費用	経費について、伺書、請求書等と一致しているか。 未払経費の計上もれがないか。
	人件費について、伺書、賃金台帳、給与規程等と一致しているか。
	役員報酬及び退職金について、適切な規定を定めているか。
	不必要な物品の発注等を行っていないか。
税金管理	税務申告書の作成者以外の知識のある人がチェックしているか。

3. 過年度の改善措置状況の確認

今回のテーマである「県出資法人（群馬県が基本金等の4分の1以上を出資する法人）の財務事務の執行及び経営に関わる事業の管理」と同一のテーマで実施された過年度の包括外部監査の改善措置状況もあわせて確認した。

年度	テーマ名
平成12年度	第2章 出資団体の財務事務及び事業の管理
平成13年度	公の施設の管理運営 ・群馬県総合スポーツセンター
平成16年度	群馬県が基本金等の4分1以上を出資する団体（以下、「出資団体」という。）の財務事務の執行及び経営に係わる事業の管理 ・財団法人 群馬県森林・緑整備基金 ・財団法人 群馬県農業公社 ・財団法人 群馬県教育文化事業団

第3 「指摘事項」と「意見」の定義

監査の結果は、「指摘事項」または「意見」として記載している。

「指摘事項」とは、主として法令や規則等に違反しているか、または著しく適切さを欠くと判断されたものであり、県に是正・改善が必要と認められた事項である。

「意見」とは、不当とまでは判断しないが、改善が望まれるとされたものであり、県に是正・改善について検討を求める事項である。

IV 監査の結果及び意見（総括）

第1 事業活動

群馬県では、これまで「行政改革大綱」の方針をもとに、団体の解散・統廃合を実施し、そのなかで事業の見直しに関しても適宜行ってきた。

各法人における事業の見直し、事業の経営状況及び事業の事務執行を、主に合规性・経済性・効率性・有効性の観点から各事業を評価・検討した結果、以下のような事実認識並びに課題認識を持った。

<主な認識事項と関連する指摘事項あるいは意見>

【事業の見直し】

- 事業計画書及び事業報告書には、可視化できるよう予算額や実績額を織り込むべきである。
- 分収林について評価の見直しと台帳の整備、分収林契約の解約促進が必要である。
- 事業の実績が予算を下回っている事業があるため、事業のPRを効果的に実施すべきである。
- 中長期的な事業計画が策定されていない。
- 事業構造が大きく変化していることから、運営方針を改訂する必要がある。
- 今後収益事業を確保できない場合には財政状況が悪化するおそれがある。
- アンケート結果が有効活用されていない。
- PRを効果的に行う観点から、富岡製糸場のホームページへのリンクやぐんまちゃんの家での情報発信を検討すべきである。
- シルクショップについて顧客ニーズに合った商品開発を行うべきである。

意見 21：事業計画への金額記載（群馬県スポーツ協会）

意見 36：「分収森林」勘定の評価の定期的・適時な見直しと台帳の整備（群馬県森林・緑整備基金）

意見 37：分収林契約の解約の促進（群馬県森林・緑整備基金）

意見 38：森林・緑整備基金事業の利用状況（群馬県森林・緑整備基金）

意見 39：経営計画とモニタリング（群馬県森林・緑整備基金）

指摘事項 16：運営方針の改訂の必要性（群馬県農業公社）

意見 52：収益目的事業（受託事業）（群馬県農業公社）

意見 53：農地と担い手の相互調整事業（体験農業事業）（群馬県農業公社）

意見 54：農業後継者育成基金事業（農業青年仲間づくり活動推進事業（共同プロジェクト活動費））の助成（群馬県農業公社）

意見 61：富岡製糸場のホームページでの「日本絹の里」のリンク掲載（群馬県蚕糸振興協会）

意見 62：シルクショップでの商品開発（群馬県蚕糸振興協会）
意見 63：ぐんまちゃん家との連携（群馬県蚕糸振興協会）
意見 82：事業計画書及び事業報告書の見直し（群馬県産業支援機構）

【事業の事務遂行】

- 事務処理に関する規程が未整備である。
- 事務処理において、書類の記載もれや確認事務の未実施等がある。
- 事務処理の管理体制が不十分である。
- 事業費の概算払に作成された資金計画に不備がある。

意見 1：事務処理の不備（群馬県私学振興会）
意見 2：退職手当資金受領書の提出遅延（群馬県私学振興会）
意見 3：規程の不備（群馬県私学振興会）
意見 24：高額の報償費（群馬県スポーツ協会）
意見 72：事務処理の管理体制（群馬県青果物生産出荷安定基金協会）
意見 73：預金口座の管理（群馬県青果物生産出荷安定基金協会）
指摘事項 22：概算払の請求（群馬県産業支援機構）

第2 組織

法人の形態、役員（県職員及び県職員OBを含む）の人数・選定方法、理事会・評議員会への出席率、欠席者への対応方法等を、主に合規性・経済性・効率性・有効性の観点から評価・検討した結果、以下のような事実認識並びに課題認識を持った。

<主な認識事項と関連する指摘事項あるいは意見>

- プロパー職員の理事登用率が低い。長年の実務経験の活用や団体の自立経営の観点等から、プロパー職員の理事登用を検討すべきである。
- 理事会や評議員会の出席率が低い。いずれの会議も重要な意思決定機関であり、出席可能な者が選任されるべきである。
- 群馬県森林・緑整備基金の理事は、6名中4名が県のOBである。団体の自立経営の観点等から、外部の人材を登用すべきである。
- 会議への欠席者には、会議の意思決定に関する情報を適宜提供すべきである。

意見 11：プロパー職員の理事登用（群馬県教育文化事業団）
意見 25：プロパー職員の理事登用（群馬県スポーツ協会）
意見 26：役員（理事）の役員会（理事会）への出席率（群馬県スポーツ協会）
意見 27：評議員会の評議員の出席率（群馬県スポーツ協会）
意見 40：理事の構成（群馬県森林・緑整備基金）

意見 41：評議員会の欠席者の対応（群馬県森林・緑整備基金）
指摘事項 17：評議員会の決議（群馬県農業公社）
意見 75：理事会への出席（群馬県青果物生産出荷安定基金協会）
意見 83：プロパー職員の理事登用（群馬県産業支援機構）
指摘事項 23：役員（理事）の役員会（理事会）への出席率（群馬県産業支援機構）

第3 人事

職員の人数・採用方法、県職員（県職員〇Bを含む）の派遣、給与・旅費、職員の研修制度等、主に合規性・経済性・効率性・有効性の観点からを評価・検討した結果、以下のような事実認識並びに課題認識を持った。

<主な認識事項と関連する指摘事項あるいは意見>

- 通勤手当が非課税限度額を超過しているため、源泉徴収を行うべきである。
- 県〇Bの採用過程が明確化されていない。
- 職員の採用基準及び採用過程を明確化すべきである。
- 宿泊料に関する具体的な定めがない。
- 旅費は、実費精算すべきである。

意見 4：勤務状況の報告（群馬県私学振興会）
指摘事項 1：通勤手当（群馬県私学振興会）
意見 28：県〇B職員の採用過程の明確化（群馬県スポーツ協会）
意見 42：旅費に関する支出（群馬県森林・緑整備基金）
意見 43：県〇B職員の採用過程の明確化（群馬県森林・緑整備基金）
指摘事項 20：職員の雇用（群馬県青果物生産出荷安定基金協会）
指摘事項 21：労働条件通知書の承認の押印（群馬県青果物生産出荷安定基金協会）
意見 76：旅費の実費精算（群馬県青果物生産出荷安定基金協会）

第4 資金運用

資金運用の管理体制、投資リスクの把握、ペイオフ対策等を、主に合規性・経済性・効率性・有効性の観点から評価・検討した結果、以下のような事実認識並びに課題認識を持った。

<主な認識事項と関連する指摘事項あるいは意見>

- 信用リスクの定期的な把握が十分でない。
- 仕組債のリスク管理が十分でない。
- 資金運用規程が整備されていない。
- ペイオフ対策がされていない。

意見 5：信用リスク情報の定期的な把握（群馬県私学振興会）
 意見 6：仕組債のリスク管理（群馬県私学振興会）
 意見 7：ペイオフへの対応（群馬県私学振興会）
 意見 8：中長期運用計画の策定（群馬県私学振興会）
 意見 9：有価証券の保有目的（群馬県私学振興会）
 指摘事項 5：信用リスクの把握（群馬県教育文化事業団）
 意見 12：高等学校等奨学貸与資金における未使用額（群馬県教育文化事業団）
 意見 29：資金（資産）運用規程の創設（群馬県スポーツ協会）
 意見 44：ペイオフ対策の必要性（群馬県森林・緑整備基金）
 意見 45：資金運用規程の見直し（群馬県森林・緑整備基金）
 意見 46：資金繰り表の作成（群馬県森林・緑整備基金）
 意見 47：退職給付資産の運用（群馬県森林・緑整備基金）
 意見 55：資金運用の方針（群馬県農業公社）
 意見 56：ペイオフ対策（群馬県農業公社）
 意見 64：余資運用（群馬県蚕糸振興協会）
 意見 65：ペイオフ対策（群馬県蚕糸振興協会）
 意見 77：ペイオフ対策の必要性（群馬県青果物生産出荷安定基金協会）
 意見 78：生産者補給金の交付状況に見合った資金運用（群馬県青果物生産出荷安定基金協会）
 意見 84：資産運用の方針（群馬県産業支援機構）

第5 リスク管理

コンプライアンス体制、個人情報保護、苦情解決、情報システム管理等を、主に合規性・経済性・効率性・有効性の観点から評価・検討した結果、以下のような事実認識並びに課題認識を持った。

<主な認識事項と関連する指摘事項あるいは意見>

○コンプライアンスに係る規程が整備されていない。

○パソコンにパスワード設定がされていない。

意見 66：コンプライアンスに関する体制整備（群馬県蚕糸振興協会）

指摘事項 19：情報管理（群馬県蚕糸振興協会）

第6 指定管理者制度

指定管理者の募集・選定方法、指定管理の契約内容、指定管理の運営管理等を、主に合規性・経済性・効率性・有効性の観点から評価・検討した結果、以下のような事実認識並びに課題認識を持った。

＜主な認識事項と関連する指摘事項あるいは意見＞

- 修繕費の負担が仕様書と異なっている。
- 施設設備の不備に対する対応、清掃業務の内容に関する事業報告書の記載内容がわかりにくい。
- 指定管理者の入札条件にある地理的条件を除外すべきである。
- 指定管理者の情報公開をより実効性のあるものにする必要がある。
- 群馬県立日本絹の里観覧料免除申請書に指定管理者（事務局長）の承認印がない。

意見 13：修繕費の負担（群馬県教育文化事業団）

意見 14：実績報告書における施設設備の維持管理状況の記載内容（群馬県教育文化事業団）

意見 15：施設設備の不備に対する対応（群馬県教育文化事業団）

意見 16：清掃業務の内容（群馬県教育文化事業団）

意見 30：指名入札する対象事業者（群馬県スポーツ協会）

意見 31：指定管理に関する情報公開（群馬県スポーツ協会）

意見 67：群馬県立日本絹の里観覧料免除申請書（群馬県蚕糸振興協会）

意見 68：指定管理に関する情報公開（群馬県蚕糸振興協会）

第7 会計

税務処理及び会計処理について、税法や会計基準等に従った適切な処理が行われているかどうかを、主に合规性の観点から評価・検討した結果、以下のような事実認識並びに課題認識を持った。

＜主な認識事項と関連する指摘事項あるいは意見＞

各法人において実施されている税務処理及び会計処理については、税法や会計基準等に準拠しておらず、適切な処理となっていない事項が多数発見された。

今回の監査対象となっていない法人においても、同様の事項に関して誤りがある可能性があることから、税務や会計の専門家のアドバイス等を受けながら再検討されることが望まれる。

【税務処理】

- 事業ごとの消費税額が正しく区分計算されていない。
- 消費税の課税売上や課税仕入の計算が誤っている。

意見 60：消費税の中間申告時の区分経理（群馬県農業公社）

指摘事項 24：消費税の計算（群馬県産業支援機構）

指摘事項 25：上海事務所の社宅敷金（群馬県産業支援機構）

【会計処理】

固定資産に関する事項

- 固定資産が資産計上されていない。
- 固定資産の勘定科目名が誤っている。
- 固定資産の減価償却年数が誤っている。
- 固定資産及び減価償却費の各事業への配賦計算が誤っている。
- 固定資産の現物確認を実施していない。
- 固定資産を現物確認した証跡を残していない。
- 今後使用予定のない固定資産が処分されないまま保管されている。
- リース資産が資産計上されていない。

指摘事項 2：固定資産の取得（群馬県私学振興会）
 指摘事項 3：固定資産の区分と耐用年数（群馬県私学振興会）
 意見 33：備品台帳の整備（群馬県スポーツ協会）
 意見 34：使用していない工具器具備品（固定資産）及び備品（消耗品）（群馬県スポーツ協会）
 意見 35：固定資産台帳と現物との照合の証跡（群馬県スポーツ協会）
 指摘事項 13：固定資産の計上基準（群馬県森林・緑整備基金）
 指摘事項 14：固定資産の管理（群馬県森林・緑整備基金）
 意見 57：固定資産の貸借対照表及び減価償却費の区分経理への配賦計算（群馬県農業公社）
 指摘事項 18：固定資産の減価償却費の計算（群馬県農業公社）
 意見 58：固定資産の現物管理及び台帳管理（群馬県農業公社）
 指摘事項 26：リース資産の計上基準（群馬県産業支援機構）

退職給付に関する事項

- 現状のままでは退職給付引当金・引当預金が将来不足する可能性がある。
- 退職給付引当金の計上基準が明確でない。

意見 19：退職給付引当金と引当預金の不足（群馬県教育文化事業団）
 指摘事項 9：退職給付引当金の計上基準（群馬県スポーツ協会）
 意見 49：退職給付引当金の不足（群馬県森林・緑整備基金）

賞与引当金に関する事項

- 賞与引当金が計上されていない。
- 賞与引当金に関する社会保険料が未払計上されていない。

意見 10：賞与引当金に関する社会保険料の未計上（群馬県私学振興会）
 意見 20：賞与引当金の計上の必要性（群馬県教育文化事業団）
 意見 32：賞与引当金に関する社会保険料の未計上（群馬県スポーツ協会）

第8 過年度の包括外部監査の改善状況

年度	テーマ名
平成12年度	第2章 出資団体の財務事務及び事業の管理
平成13年度	公の施設の管理運営 ・群馬県総合スポーツセンター
平成16年度	群馬県が基本金等の4分1以上を出資する団体（以下、「出資団体」という。）の財務事務の執行及び経営に係わる事業の管理 ・財団法人 群馬県森林・緑整備基金 ・財団法人 群馬県農業公社 ・財団法人 群馬県教育文化事業団

今年度と同一のテーマで実施された過年度の包括外部監査の改善状況を評価・検討した結果、以下のような事実認識並びに課題認識を持った。

<主な認識事項と関連する指摘事項あるいは意見>

過年度の包括外部監査において指摘された事項と同様の指摘事項が、今回の監査でも一部発見されており、改善措置が十分に実行されていないものが一部あると判断した。

○備品の貸出に関して、借用書の入手や貸出簿による管理が行われていない。

○コインロッカー内の現金回収に関して、複数人での管理が行われていない。

指摘事項6：備品の貸与（群馬県スポーツ協会）

指摘事項7：コインロッカー内現金の回収管理（群馬県スポーツ協会）

V 監査の結果及び意見（個別）

第1 公益財団法人 群馬県私学振興会

担当部局：総務部

1. 法人の概要

(1) 基本情報

法人の名称	公益財団法人群馬県私学振興会
所在地	群馬県前橋市大渡町1-10-7（公社ビル内）
設立年月日	昭和58年3月1日
代表者名	理事長 森本純生
資本金	236,220千円
県の出資割合	42.3%
事業内容	・私立学校等における教育環境の充実及び向上に資する事業 ・県民の修学機会を確保するための支援を行う事業 ・その他、振興会の目的を達成するために必要な事業

(2) 沿革

本財団は、群馬県及び群馬県教育委員会の認可を受け、昭和58年3月に群馬県内の私立学校教育の振興を目的として設置された財団法人群馬県私学振興会として発足した。

群馬県私学振興会設立の直接的な契機は、児童生徒の急増・急減及び国の財政再建・行財政改革の影響に対応するため、県内の私学人が大同団結して、著しい教育環境の変化に耐えうる安定した基盤を培い、時代の進展に適応した教育諸条件の整備・充実を図る体制の整備が緊要であった。

群馬県では、児童生徒の急増・急減問題は、公教育を担っている私立学校も当然教育環境均衡の観点から対策を図る必要があると認識されていた。

しかしながら当時、施設整備や運転資金の資金需要があるにもかかわらず、市中金融機関からの資金調達は困難であり、低利の融資制度の構築は時代の要請でもあった。

これらのことから、群馬県の支援を受けつつ、昭和58年3月に、群馬県私立大学協会、群馬県私立中学高等学校協会、群馬県私立幼稚園協会及び群馬県専修学校各種学校協会が中心となり、県内私立学校及び群馬県からの出捐金203,113,000円の基本財産をもって振興会を設立した。

会の設立と並行して、融資制度の創設にも務めた。まず、地元の金融機関を窓口として施設・設備整備資金の融資あっせんを図ることにした。融資資金の原資とするため会員から私学振興債を募集し、金融機関に預託することによる協調融資により融資に必要

な資金を確保した。また、短期の運転資金である経営資金貸付制度も県の支援を受けて確立した。

平成 19 年 4 月には、群馬県の指導を得ながら群馬県内の私立学校教職員の待遇改善を目的として、私立学校設置者に退職手当資金を給付していた社団法人群馬県私学厚生協会と統合し、群馬県内の私立学校教育振興の基盤強化を図った。

以後、群馬県と連携を取りながら、教育施設・設備の充実に対するあっせん・助成事業や教職員の退職手当の給付に必要な資金の給付事業等教育環境の充実・向上及び県民の修学機会の確保を支援するのに必要なさまざまな事業を展開し、群馬県の教育文化の高揚に資するとともに公教育の現場及び県民の期待に応えている。

また、昭和 58 年当会設立時群馬県から 1 億円の出捐を受けたほか、教育施設・設備の融資あっせん事業では金利負担軽減のため、利子補給への助成を受けるほか経営資金の原資の借入れ等財政基盤面においても群馬県と不可分な関係にある。

(3) 目的 (定款第 4 条)

群馬県私学振興会は、群馬県内の私立学校教育の充実及び振興を図るとともに、群馬県民の幅広い修学機会を確保するための支援を行い、もって群馬県における教育文化の高揚に資することを目的とする。

(4) 主な事業の概要

・退職手当資金等給付事業

教職員の教育活動を安定化させ、私立学校教育の一層の向上を図るため、学校法人等が群馬県内に設置する私立学校等に常時勤務する教職員で当会に登録した者が退職した場合等に、学校法人等がその教職員に退職金を支給するために必要な資金を給付する事業であり、昭和 40 年 10 月 5 日設立された社団法人群馬県私学厚生協会で実施されていた事業を平成 19 年度より、当会が継承している。

この事業は 47 都道府県のすべてに、それぞれの設置認可を受けた私立学校等を対象とした公益法人が実施している。

実施の経緯は、優秀な教職員の配置は、学校運営において最重要となる課題である。教員については、教育基本法において、「その使命と職責の重要性に鑑み、その身分は保証され、待遇の適正が期せられるとともに養成の研修の充実が図られなければならない。」と規定されており、待遇の安定を図ることが必要であることが定められている。また、同法においては、「私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割に鑑み、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。」と規定されている。

これら法の趣旨を踏まえ、公の性質をもつ、私立学校教職員については、国公立学校教職員との待遇の均衡を図ることが不可欠であると認識されている。

しかし、給与の後払い的性格をもつ退職金については、中小企業従業員については、昭和 34 年に「中小企業退職金共済法」が、社会福祉施設職員については、昭和 36 年に「社会福祉施設職員退職手当法」が、それぞれ制定・施行され、退職金制度が確立されたにもかかわらず、私立学校教職員に対する退職金確保については、特別措置が講ぜられなかった。

このような中、群馬県当局の絶大なる協力と県内私立学校の一致した意見により、全国でもまれな大学から中高、幼稚園、専修各種学校まで全学種が一体となって、県下の私立学校全教職員に「公立学校に準じた退職金」を支給することができる制度として、全国では 9 番目に社団法人を設立した。退職手当資金給付に必要な資金は、主として設置者である学校法人、群馬県及び群馬県私立学校教職員の 3 者で拠出することにした。

その後、教職員の拠出金が廃止され、私立学校の設置者が納める掛金（出資金）、群馬県から交付される補助金及び積み立てた資産の運用果実をもって、退職する教職員の退職手当資金を給付している。

なお、本事業が永続的に運営されるものであるとの観点から、3 年ごとに掛金率及びその計算基礎の再検討を行い、必要がある場合適正な修正を行っている。

対象者は、当会が実施する退職手当資金等給付事業への加入を希望する群馬県内に私立学校等を設置する者で、対象教職員は、群馬県内に設置認可を受けている幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校各種学校及び大学に勤務する常勤の教職員で約 3,200 人である。

掛金率は、学種によって異なるが、標準給付月額額の 1000 分の 60~102、補助率は 1000 分の 24（大学等を除く）、退職手当資金の乗率は、登録されている教職員の勤続年数により、普通退職は 0.6~51.25、死亡退職は、1.0~59.28 となっている。

資金運用は、振興会発足時の昭和 40 年度は、金銭信託中心の運用であった。昭和 60 年からは貸付信託に加え、基金信託（ファンドトラスト・オーダートラスト）の運用を開始、さらに昭和 60 年度には非適格企業年金制度の運用を開始した。平成 2 年度からは、基金信託をすべて企業年金に切り替えて、一部自家運用、大半を 4 信託銀行の非適格年金制度による資金運用委託契約により実施していたが、平成 15 年 8 月以降は、本事業が永続的に継続できる財政計算方式に基づき自家運用を行っている。

資産運用に当たっては、年度当初に理事会で承認された資金運用計画書に沿って実施し、四半期ごとに当振興会役員で構成される資金運用委員会に結果を報告するとともに、運用方法等を諮りながら進めており、資金の運用状況は、四半期ごとに理事会に報告し承認を求めている。

資産構成は、安定的な利回りを確保するため、資産の約 3 割を地方債中心のラダー型の指定金外信託で運用し、約 4 割を資金管理運用要綱に基づき発行体の格付けが A 格以上の内・外債に投資し、リスク分散を図った上で運用利回りを確保している。残余の資産は、短期資金及び支払い準備資金として、中期の国債・社債あるいは信託銀行への預

託・銀行への預金等で運用している。

・施設・設備整備資金融資あっせん事業

群馬県内の私立学校における教育環境を整備するため、県内私立学校の経営者からの借入金（私学振興債）を原資として、取扱金融機関に協調預託するとともに群馬県からの補助金（平成 24 年度までの融資実行分が対象）を基に利子補給も併せて行い、事業者の借入利子の軽減を図った上で私立学校の教育施設等の整備に必要な低利な資金の融資をあっせんする事業である。

昭和 58 年度から実施しており、融資対象者は、県内に設置認可を受けている私立学校である。

融資あっせんは、私立学校設置者から提出された申請書を事務局で審査した後、民間有識者を含む 7 人による融資あっせん委員会に諮問し、運営理事会で決定した後、指定した取扱金融機関に融資あっせんを行っている。

主な概要

融資の対象	私立学校の施設・設備に係る事業 ・校舎及び附帯施設の整備事業 ・校具・教具等の設備の整備事業 ・校地の取得及び造成（利子補給対象外） ・群馬県私学振興会が特に必要と認めた事業
融資限度額	1 事業あたり 20,000,000 円（特例：40,000,000 円）
融資期間	6 年以内（融資年度は据置）
融資利率	0.75%（振興会より 0.40%の利子補給）
返済方法	元利均等 10 回償還（3 月と 9 月）
担保の提供	原則として担保保証の提供
取扱機関	群馬銀行本支店
融資あっせん	群馬県私学振興会の審査委員会にて融資対象の適否を審査し、運営理事会において適当と認められた後、関係書類一式を取扱金融機関へ送付し、学校と銀行が折衝し融資契約を結ぶ。

・経営資金貸付事業

県からの借入金 90,000 千円を原資として、私立学校の経営に必要な資金を短期間（1 年）貸し付けている。貸付対象者は、県内に設置認可を受けている私立学校である。主に夏季及び冬季の賞与資金として、または県からの経常費補助金の交付がされるまでのつなぎ資金として利用されている。

貸付は、群馬県私学振興会の事務局で申請者から提出された学校運営や財務の状況を

調査し、運営理事会の決定を経て、実行している。

主な概要

融資の対象	学校運営に必要な施設整備資金以外の資金
融資限度額	1校あたり2,000,000円（特例：4,000,000円）
融資期間	1年以内
融資利率	0.15%
返済方法	期限一括返済
取扱機関	群馬県私学振興会
融資契約	群馬県私学振興会の運営理事会において貸付の適否を審査し、適当と認められた後、金銭消費貸借契約を結ぶ。

(5) 基本財産 236,220千円

(内訳) 投資有価証券 235,802千円
定期預金 417千円

(6) 人員構成

区分		一般	プロパー	県現職	県OB	計
役員	理事長	1 (1)				1 (1)
	副理事長	4 (4)				4 (4)
	常務理事				1	1
	理事	8 (8)				8 (8)
	監事	3 (3)				3 (3)
職員	事務局長				注1	
	事務部長				1	1
	事務局員		2			2
合計		16 (16)	2	0	2	20 (16)

() 内の人数は、非常勤である。

注1 事務局長は、常務理事が兼務している。

2. 財務状況

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
流動資産	320,802	327,327	306,418	注 1
固定資産	6,254,392	6,513,748	6,749,636	注 2
流動負債	760,089	327,363	352,200	注 3
固定負債	5,544,068	6,242,587	6,432,060	注 4
正味財産	271,036	271,124	271,792	

備考 資産・負債の主な内訳（平成 25 年度決算）

○注 1 流動資産 現金預金 30,310 千円、未収金 272,107 千円

○注 2 固定資産 投資有価証券（基本財産）235,802 千円

私学振興債引当資産（特定資産）361,510 千円

退職手当資金等給付資産（特定資産）5,504,477 千円

みなし退職金預り資産（特定資産）647,178 千円

○注 3 流動負債 未払金 350,861 千円

○注 4 固定負債 長期借入金 361,510 千円

退職手当資金等給付準備金 5,423,372 千円 みなし退職金預り金 647,178 千円

(2) 正味財産増減計算書

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
経常収益	1,903,203	1,204,080	1,201,195	注 1
経常費用	1,937,956	1,202,809	1,200,708	注 2
当期経常増減額	△34,752	1,270	487	
経常外収益	0	0	0	
経常外費用	0	0	49	
当期一般正味財産増減額	△34,752	1,270	437	

備考 経常収益・経常費用の主な内訳（平成 25 年度決算）

○注 1 経常収益

退職手当資金等給付資産受取利息（特定資産運用益）88,459 千円

会員出資金（事業収益）893,475 千円 受取県補助金（受取補助金等）197,749 千円

○注 2 経常費用

退職手当資金等給付金（事業費）1,036,691 千円

退職手当資金等給付準備金繰入額（事業費）129,573 千円

(3) 群馬県の出資法人への関与状況

・公的支援（フロー）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
補助金（助成金）	217,106	218,402	196,672	注 1
利子補給	1,994	1,731	1,078	注 2
税の減免	—	—	—	—
その他（貸付金）	100,000	100,000	90,000	注 3
合計	319,100	320,133	287,750	—
（参考）委託料	—	—	—	—

備考 注 1 補助金の内訳（平成 25 年度決算）

○私学団体研修事業等補助865千円、研修等事業費の補助、群馬県私学団体研修事業等補助金交付要綱

○私立学校教職員退職金資金等補助195,807千円、退職金資金等に係る費用の一部を補助、群馬県私立学校教職員退職金資金等補助金交付要綱

備考 注 2 利子補給の内訳（平成 25 年度決算）

○私学振興会の利子補給事業（私立学校の施設整備に係る融資）に対する補助（H24年度迄の融資実行分が対象）1,078千円、群馬県私立学校等施設・設備資金利子補給事業補助金交付要綱

備考 注 3 貸付金の内訳（平成 25 年度決算）

○私学経営安定資金貸付、90,000 千円、私立学校経営資金貸付事業に対する貸付、群馬県私学経営安定資金貸付要綱

・公的支援（ストック）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
損失補償契約に係る債務残高	—	—	—	—
貸付金残高	—	—	—	—
出資金	100,000	100,000	100,000	—
合計	100,000	100,000	100,000	—

【事業活動】

3. 事務処理の不備

(1) 融資適否の判定記載もれ（施設・設備整備資金融資あっせん事業）

施設・設備整備資金融資あっせんに関し、群馬県私学振興会は融資あっせんの適否を審査するため、審査委員会を置いている。

通常であれば、審査委員会を開催して融資あっせんの適否を審査するが、急な場合には、書面での持ち回りの審査が行われることがある。

平成 25 年 7 月の書面での持ち回りの審査の回議書を閲覧したところ、意思決定の手続上の問題はないが、運営理事 5 名のうち 4 名が適に○を付けているものの、1 名の適否の記入欄について、適否の判定に関する記載がないものがあった。

書面での持ち回り審査が行われた場合には、適否の判定は書面上でしか確認することができない。したがって、適否の判定結果を明らかにするためには、適否の判定結果を書面上に適切に記載することが必要である。

(2) 借入残高の確認（経営資金貸付事業）

経営資金の貸付は、貸付の限度額が、200 万円（例外 400 万円）に定められている。資金の申し込み時において、経営資金借入申込書が提出された場合に、群馬県私学振興会は、限度額以上の貸付を行わないようにするため、現在の借入残高を確認する手続を行っている。確認手続を実施した場合には、経営資金借入申込書の借入残高の有無欄にチェックを記載することになっている。

しかしながら、経営資金借入申込書の借入残高の有無欄を閲覧したところ、借入残高はなかったが、チェックの証跡がないものが散見された。

【意見 1】

施設・設備整備資金融資あっせん事業に関し、振興会は融資あっせんの適否を審査するため、審査委員会を置いている。通常は審査委員会を開催して融資あっせんの適否を審査するが、緊急の場合には書面で持ち回りの審査が行われることがある。

平成 25 年 7 月の書面での持ち回りの審査の回議書を閲覧したところ、適否の判定に関する記載がないものがあった。

経営資金貸付事業に関して貸付の限度額が定められているが、群馬県私学振興会は、限度額以上の貸付を行わないようにするため、現在の借入残高を確認する手続を行っている。確認手続を実施した場合には、経営資金借入申込書の借入残高の有無欄にチェックを記載することになっているが、経営資金借入申込書の借入残高の有無欄を閲覧したところ、チェックの証跡がないものが散見された。

上記のように、各事務手続は実施しているが、その事務手続を実施したことを証跡として残していない事例があった。

事務処理を実施した旨を証跡として残していない場合には、第三者から見たときに事

務手続を実施したのか、実施していないかを判別することができない。第3者から見ても、事務処理を実施したことをわかるように証跡を残すべきであると考え。

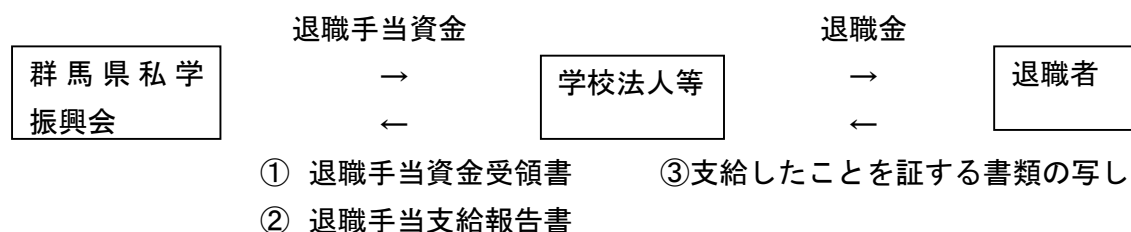
4. 退職手当資金受領書の提出遅延（退職金資金給付事業）

退職手当資金給付事務の手引きにおいて、学校法人等は、退職手当資金を受領した場合に、群馬県私学振興会に下記の3つの資料を提出することとされている。

- ① 「退職手当資金受領書」
- ② 「退職手当支給報告書」
- ③ 「支給したことを証する書類の写し（受給者の領収書または振込金受取書の写し）」

上記の各書類は、下記の事項を確認するための重要な資料である。

書類名	群馬県私学振興会が 書類の入手により確認できる事項
① 退職手当資金受領書	学校法人等が退職手当資金を受領したこと
② 退職手当支給報告書	学校法人等から退職者に退職金が支給されたこと
③ 支給したことを証する書類の写し （退職者の領収書または振込金受取書の写し）	学校法人等から退職者に退職金が支給されたこと（退職者の領収の証を直接確認できる）



各学校法人等から退職者に支払われる退職金については、各学校法人が独自に定めた退職金規程に基づいて支給されている。群馬県私学振興会から学校法人等へ支給される退職手当資金は、学校法人等が退職者に支払う退職金の原資の一部に充てられている。

退職者に支払われる退職金には、群馬県からの補助金が含まれていることから、群馬県私学振興会から学校法人等に支給された退職手当資金は、学校法人等を通じて適切に退職者に支給されなければならない。

そのため、群馬県私学振興会は、退職者に実際の支給された退職金が、群馬県私学振興会から学校法人等へ支給された退職手当資金を下回っていないことを確認する必要がある。仮に、退職金が退職手当資金を下回る場合には、学校法人等がその差額資金を受領したことになる。（群馬県からの補助金が、退職者ではなく学校法人等に支給され

たことになる)

平成 25 年 6 月に学校法人へ支給した退職金に関して、往査時点（平成 26 年 9 月 17 日）において、「退職手当資金受領書」、「退職手当支給報告書」、「支給したことを証する書類の写し（受給者の領収書または振込金受取書の写し）」の各書類を確認したところ、各書類を適宜入手していない事例が 1 件あった。

書類名	書類の作成日
退職手当資金受領書	平成 25 年 6 月 24 日
退職手当支給報告書	平成 26 年 5 月 19 日
支給したことを証する書類の写し (受給者の領収書または振込金受取書の写し)	平成 26 年 5 月 16 日

この手続について、学校法人等への督促は行っているものの、以前より書類を適宜に入手していない状況となっていた。監査上、確認の対象とした資料は平成 25 年 6 月に学校法人へ支給した退職金であったが、それ以外の月においても書類の提出が遅れているものがあると思われる。

【意見 2】

退職者に支給される退職金には、群馬県からの補助金が含まれていることから、群馬県私学振興会から支給された退職手当資金は、学校法人等を通じて適切に退職者に支給されなければならない。群馬県私学振興会は、退職者に実際に支給された退職金が、私学振興会から学校法人等へ支給された退職手当資金を下回っていないことを確認する必要がある。

学校法人等は、退職手当資金を受領した場合には、群馬県私学振興会に「退職手当資金受領書」「退職手当支給報告書」「支給したことを証する書類の写し（受給者の領収書または振込金受取書の写し）」の各書類を提出することとされている。当該書類は、群馬県私学振興会から支給された退職手当資金が、学校法人等を通じて適切に退職者に支給されたことを確認するための重要な資料である。

平成 25 年 6 月に学校法人へ支給した退職金に関して、当該書類を確認したところ適宜入手していない事例があった。

群馬県私学振興会は、退職金の支給の都度、適宜学校法人等から当該書類を入手し、退職者へ実際に支給した退職金が、群馬県私学振興会から学校法人等へ支給された退職手当資金を下回っていないことを確認することが必要であると考えます。

5. 規程の不備

(1) 融資あっせん要綱の不備（施設・設備整備資金融資あっせん事業）

施設・設備整備資金融資あっせん要綱では、以下のように規定している。

（融資手続き及び審査）第11条

4 取扱金融機関は、第2項の規定による関係書類の送付を受けた日から2週間以内に融資の適否を審査し、適当と認めたものに対し、この要綱の定める融資条件に従って貸付額を決定し、融資しなければならない。

「融資あっせんの決定通知書」及び「施設・設備整備資金借入・貸付報告書」等を閲覧したところ、金融機関が関係書類の送付を受けた日から2週間以内に、「融資の適否を審査し、適当と認めたものに対し融資条件に従って貸付額を決定し融資しているもの」は、平成25年度の融資あっせんにおいて1件もなかった。

【意見 3(1)】

施設・設備整備資金融資あっせん事業に関して、施設・設備整備資金融資あっせん要綱では、「取扱金融機関は、関係書類の送付を受けた日から2週間以内に融資の適否を審査し、適当と認めたものに対し、この要綱の定める融資条件に従って貸付額を決定し、融資しなければならない。」と規定されている。

平成25年度の融資あっせんにおいて、金融機関が関係書類の送付を受けた日から2週間以内に「融資の適否を審査し、適当と認めたものに対し融資条件に従って貸付額を決定し融資しているもの」は、1件もなかった。

「関係書類の送付を受けてから2週間以内に」という規定は、期間的に短く、実務上きわめて困難な設定となっている。要綱は、各手続を実務的に運用する上で、実現可能な設定とすることが必要であると考えられる。

(2) 経営資金の貸付限度額（経営資金貸付事業）

経営資金貸付要綱は、以下のように規定している。

（貸付限度額）

第8条 貸付けの限度額は、1校200万円とする。ただし、振興会が特に認めたものに限り1校の貸付限度額は、400万円とすることができる。

経営資金の貸付原資は、群馬県からの借入金90,000千円となっており、群馬県私学振興会が貸付できる総額が限定されている。限定された貸付原資をもとに、できるだけ多くの学校へ貸付けができるよう、公平性の観点から1校あたりの貸付限度額を定めているものである。

平成25年度の貸付について、12件すべてが400万円の貸付であった。貸付限度額は、原則200万円となっているにもかかわらず、すべての貸付がただし書の例外規定を適用している。また、要綱上において、「振興会が特に認めたものに限り」と規定されているが、特に認めたものの条件が明確に定められていない。

【意見 3(2)】

平成 25 年度の貸付について、12 件すべてが 400 万円の貸付であった。貸付限度額は、原則 200 万円となっているにもかかわらず、すべての貸付がただし書の例外規定を適用している。また、要綱上において、「振興会が特に認めたものに限り」と規定されているが、特に認めたものの条件が、明確に定められていない。

「振興会が特に認めたもの」という条件に関して、要綱上その条件を明確に定め、その条件に合致したものに対してのみ、貸付限度額を 400 万円とすべきである。

貸付の原資には群馬県からの借入金も含まれており、貸付を行うにあたっては、資金原資を公平に配分するという観点が必要である。「振興会が特に認めたもの」という条件を定める場合には、公平性の観点から学校の規模（生徒数等）に応じて金額を定めることも一案である。

【人事】

6. 勤務状況の報告

群馬県私学振興会と群馬県私立中学高等学校協会は、事務局に勤務する事務部長に対する人件費の支給に関して覚書を締結しており、覚書には群馬県私立中学高等学校協会は事務部長の勤務状況を私学振興会に報告すると記載されている。

群馬県私学振興会と群馬県私立中学高等学校協会は、同一の事務室内に事務局を置いており、群馬県私学振興会は日常的に事務部長の勤務状況を把握し、随時勤務状況の報告を受けている。しかしながら、規程上勤務状況について報告するとの記載があるにもかかわらず、文書による報告は受けていなかった。

勤務状況の報告に関して、規程上報告の方法や頻度についての定めはないが、契約が自動更新となっていることから、少なくとも年に 1 度は、文書による勤務状況の報告を受ける必要がある。覚書に別紙として報告書の雛形を作成し、その様式に基づいて報告を受けるべきである。

(参考)

「群馬県私立中学高等学校協会事務局事務部長の給与等の支給の取扱いに関する覚書」

公益財団法人群馬県私学振興会（以下「甲」という）と群馬県私立中学高等学校協会（以下「乙」という）は、乙の事務局に勤務する事務部長（以下「丙」という）に対する人件費の支給に関して、次の事項を申し合わせ覚書を締結する。

第 3 条（報告）

乙は下記事項について甲に報告するものとする。

- (1) 丙の勤務状況
- (2) 乙における丙の役職等身分変更のあるとき
- (3) その他給与等の変更に関すると認められる事項

第 5 条（有効期間）

本覚書の有効期間は、平成 24 年 4 月 1 日から 1 年間とし、以後有効期間満了 1 月前までに甲乙双方から申し出のないときは更に 1 年間自動的に更新するものとする。

【意見 4】

群馬県私学振興会と群馬県私立中学高等学校協会は、事務局に勤務する事務部長に対する人件費の支給に関して覚書を締結しており、覚書には群馬県私立中学高等学校協会は事務部長の勤務状況を私学振興会に報告すると記載されている。しかしながら、規程上勤務状況について報告するとの記載があるにもかかわらず、文書による報告は受けていなかった。

勤務状況の報告に関して、規程上報告の方法や頻度についての定めはないが、契約が自動更新となっていることから、少なくとも年に 1 度は、文書による勤務状況の報告を受ける必要がある。覚書に別紙として報告書の雛形を作成し、その様式に基づいて報告を受けるべきである。

7. 通勤手当

給与規程 第 2 条給与には、「給与は、基本給及び諸手当とし、その額及び支給方法は、群馬県職員の例によるものとし、これによりがたいときは、理事長の決定するところによる。」と規定されている。

群馬県では、「群馬県職員の給与に関する条例」では、税務上の限度額内の金額となっているものの、「職員の給与の支給に関する規則」にて、通勤手当を加算し、限度額を超えて支給している。

平成 26 年 3 月 31 日現在、マイカーで通勤している 3 名の通勤手当は、以下のとおりである。

現状の通勤手当		税務上の限度額		人数
11km 未満	7,350 円	10km 以上 15km 未満	6,500 円	2 名
26km 未満	17,850 円	25km 以上 35km 未満	16,100 円	1 名

1 か月当たりの非課税となる限度額を超えて通勤手当を支給する場合には、超える部分の金額が給与として課税される。この超える部分の金額は通勤手当を支給した月の給与の額に上乗せして所得税及び復興特別所得税の源泉徴収を行う必要があるが、そのような処理がなされていない。なお、群馬県私学振興会では年末調整は行っておらず、源泉徴収額の過不足の修正は各人の確定申告に委ねられている。

【指摘事項 1】

現状の通勤手当では、マイカーなどで通勤している人の非課税となる 1 か月当たりの限度額を超えている。1 か月当たりの非課税となる限度額を超えて通勤手当を支給する場合には、超える部分の金額が給与として課税される。この超える部分の金額は通勤手

当を支給した月の給与の額に上乘せして所得税及び復興特別所得税の源泉徴収を行う必要がある。

【資金運用】

8. 信用リスク情報の定期的な把握

群馬県私学振興会の資金運用は、「公益財団法人群馬県私学振興会資金管理運用要綱」（以下、「運用要綱」という。）の第3条の基本方針に記載されている通り、元本の返還が確実な方法で運用を行い、債券運用の場合には償還期限まで所持することを原則とする、とされている。

金利の変動により保有期間中において債券の価格変動は生じるものの、満期まで保有していれば元本の毀損はないため、安全性の観点からこのような運用方針を採っている。

ただし、群馬県私学振興会が保有している債券のうち、外国債券の中にはクレジットリンク債が含まれており、当該債券の参照企業においてクレジットイベントが発生した場合には、元本の回収ができない可能性がある。また、同様のことは通常の事業債についてもいえる。

そこで、群馬県私学振興会においては運用要綱の第5条（退職事業財産の運用債券等の格付等）の第1項において、債券の信用リスクを把握し安全性を確認するため以下の規定を設けている。

第5条 退職事業財産の運用債券等の格付と年限は、次のとおりとする。なお、格付機関は、ムーディーズ（Moody's）、スタンダード&プアーズ（S&P）、日本格付研究所（JCR）及び格付投資情報センター（R&I）とする。

- （1）AA格以上（或いはカントリーリスク30位以内）の債券については、年限の制限は設けない。
- （2）A格（或いはカントリーリスク40位以内）の債券については、最長15年までとする。
- （3）前2号以外の格付でBBB格以上（或いはカントリーリスク50位以内）の債券については最長5年までとする。

群馬県私学振興会では、債券の購入時においては、格付情報を入手し、上記の規定に従って債券の購入の是非を検討しているが、取得後においては特に格付情報は入手していない。

しかしながら、格付は債券の発行後、定期的或いは随時に見直しが行われ、格付が変更されることがあることから、購入後においても保有債券の格付情報を入手し、信用リスクの状況を確認しておくことが必要であると考えます。

なお、群馬県私学振興会は債券について毎月末に時価情報を入手しており、信用リスクの上昇は時価下落という形で時価情報に反映されると考え、時価を把握することによ

り信用リスクを把握、評価しているとのことである。また、証券会社から市場を取り巻く経済情勢の変化等について、常時、メール、電話、訪問等により情報提供を受けているとのことである。これらもある程度有効なリスク把握の方法であるとは考えられるが、市場全体の資金需要の状況や経済環境など債券の価格は個別の信用リスクとは関係なく変動する場合もある。したがって、より元本回収の確実性に絞ってリスクを把握する観点から、購入後においても格付情報入手することは有用であると考えられる。

また、上記の運用要綱の規定では格付ごとに年限を定めているが、これは債券の格付が低く信用リスクが比較的高い銘柄でも、年限が短ければ流動性リスクが抑えられるため、総体としてのリスクは軽減されると判断してのものと考えられる。

そのような観点から、例えば保有している債券について、格付と残存期間別のマトリックス表を作成し、残存期間が長期のもので格付が低い銘柄の有無や、ポートフォリオ全体におけるリスクの偏りを分析することにより、今後の投資判断に役立てるとすることも有効なリスク管理手法であると考えられる。

なお、現状、振興会では債券はすべて満期保有目的の債券（後述の「5. 有価証券の保有目的について」を参照のこと。）に区分している。

公益法人会計基準上、満期保有目的の債券の一部を正当な理由なく他の保有目的区分の有価証券に振替えたり、償還期限前に売却したときは、満期保有目的の債券に属する他の債券について保有目的の変更があったものとして、他の保有目的区分に振り替えなければならないとされている。

ただし、一部の債券について、債券の発行者の信用状態の著しい悪化等一定の状況変化が生じた場合又は生じると合理的に見込まれる場合には、当該債券を保有し続けることによる損失又は不利益を回避するため、一部の満期保有目的の債券を他の保有目的区分に振替えたり、償還期限前に売却しても、残りの満期保有目的の債券について、満期まで保有する意思を変更したものとはせず、これらの債券を売買目的有価証券又はその他有価証券へ振替える必要はないとされている。

このように、会計基準上も満期保有目的債券について、投資先の信用状態の悪化等一定の状況における保有目的の変更や売却を想定していることから、必ずしも満期までの保有にとらわれることなく、信用リスクに関する情報入手し、上記の一定の条件に該当する状況が発生したかどうか、また発生した場合に保有目的の変更や売却を実施するかどうかを検討する必要があるものと考えられる。

【意見 5】

群馬県私学振興会では、元本の返還が確実な方法で運用を行う、という退職事業財産運用の基本方針に基づき、債券購入時において信用リスクを把握するために格付情報入手し、振興会の定めた格付毎の年限のルールに従い、債券購入の是非を判断している。

しかしながら、債券購入後においても、信用リスクの変動による格付の変更があることから、定期的に、また必要に応じて格付情報入手することが必要であると考えられる。

9. 仕組債のリスク管理

群馬県私学振興会は、県内にある私立学校の教職員の将来の退職手当給付に充てるための退職手当資金等給付資産として有価証券の運用を行っている。平成26年3月末における退職手当資金等給付資産は5,504,477千円であり、その主な運用資産の内訳は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

運用商品区分	運用金額（帳簿価額）
預金（概ね普通預金）	194,607
金銭信託（信託財産の投資先は主に日本国債）	1,900,000
外債（ユーロ円建の仕組債）	2,939,765
事業債	470,105
合計	5,504,477

平成25年度においては運用利回りを1.5%として財政計算を行い、それに基づいて各学校の負担金の掛金率を算定している。しかしながら、近年の超低金利下における運用難から、通常の国債や事業債のみの運用では予定された運用利回りを獲得することができなくなってきており、運用利回り向上を図るため上記のとおり運用資産の過半を比較的利回りの高いユーロ円建ての仕組債で運用している。

群馬県私学振興会の資金管理運用要綱における有価証券運用の基本方針として、元本の返還が確実な方法で運用を行うものとされているため、仕組債とはいっても発行体やクレジットリンク債における参照企業の破たん等による元本毀損を考慮外に置くならば、元本償還は額面の100%が確保されており、金利や為替レートなどの指標の水準により債券の利息（クーポン）部分のみが変動する商品となっている。

上記の外債をさらに種類別に区分すると以下のとおりとなる。

(単位：千円)

区分	金額（帳簿価額）
① コーラブル条項付パワーリバースデュアル債（6銘柄）	1,000,000
② コーラブル条項付リバースデュアル債（1銘柄）	100,000
③ リバースフローター債（4銘柄）	247,000
④ クレジットリンク債（4銘柄）	325,000
⑤ リパッケージ債（10銘柄）	1,267,765
合計	2,939,765

上記のうち、①及び②はクーポンが為替の水準（円対米ドル、豪ドル等の比率）により変動するもので、そのうちでも①は②に比較してよりレバレッジの効いたものとなっている。

特に、①の6銘柄は、発行日から償還日までの期間が30年と長期であり、クーポンが0%以下にはならないものの、為替の水準次第ではクーポンが長期にわたって0%或いはそれにほぼ近い水準に低迷する可能性もあった。また、当該6銘柄は同一発行体によるものであり、信用リスクが当該1社に集中している。

上記①の債券については、実際に購入時以降、円高の進行により過去の利息の受取時期にクーポンが0%になり、利息の受領がなかった時期がある。ただし、結果としてその後、円安が進み、群馬県私学振興会が受け取る利息の累積額が一定の基準以上になるなど早期償還条件に抵触し、上記1,000,000千円のうち650,000千円が平成26年8月に繰上償還されている。

結果としては、長期にわたりクーポンが0%に低迷するといった事態は避けられ、繰上償還された債券については保有期間全体で見ればそれなりの利回りを確保できたものの、退職手当資金等給付資産の約55億円のうち10億円が概ね同一のリスクに晒されているという状況は、「資金管理運用要綱」にある「金融商品の種類、金融機関又は発行体、運用機関等ポートフォリオを勘案し、分散運用を図るものとする。」との趣旨に沿った運用であったかという点でその適否の判断が分かれるところであると思われる。

いずれにしても、上記のとおり、群馬県私学振興会は仕組債での運用を運用資金のうちのかなりの割合で行っている。一般に、仕組債はデリバティブが組み込まれていない通常の国債や事業債に比べて運用利回りが比較的高い一方で、その分リスクは高くなっているものが多いと考えられるため、安全性が重視される地方公共団体やその外郭団体においては仕組債を保有すべきではないとの意見も一部にはある。しかしながら、現状のような運用難の状況を考えると、リスクとリターンとのバランスを勘案して運用資産のある程度のボリュームを仕組債で運用することもやむを得ないものと考えられる。

ただし、現状、群馬県私学振興会においては仕組債の購入に際して、複数の証券会社からの提案を受けた上で検討を行っているものの、特段の基準やマニュアル（以下、基準等）が存在せず、「資金管理運用要綱」に従って通常の債券の購入と同様に、或いはそれに準じて購入の判断及び購入手続を行っている。しかしながら、前述のとおり仕組債は運用利回りの高さゆえにリスクが高い金融商品であり、通常の債券より厳格な判断が求められることから、当該判断を行うにあたっての仕組債の投資方針や具体的な購入に係る判断基準を明確にした基準等が整備・運用される必要があると考える。

例えば、以下のような対応が考えられる。

- ・ 現状の「資金管理運用要綱」においては、元本変動型の商品の比率を運用資金総額の10%以内に抑える旨が規定されている。（実際には元本変動型の商品は現在保有していない。）この規定と同様に、仕組債についても一定の保有限度を設けることが考えられる。
- ・ 現状では退職事業資産の運用・売却について、1件当たり10億円以上の場合には「理事会の議決」で、1件当たり10億円未満の場合には「理事長の決定」で決定

されることとされ、元本変動型の商品は当該規定にかかわらず「理事会の議決」によることとされているが、仕組債についても一定の厳格化規定を設け、購入にあたって十分な協議を行うような手続を設定するということが考えられる。

- ・ 基準等において仕組債のリスク要因（為替や金利など）ごとにリスクの許容限度を設けるということも、リスクの分散という観点からは有効であると考えられる。

また、今後購入する債券の種類や価格条件等の判断に役立てるため、現在保有している仕組債全体についてリスク分析（例えば、為替や金利の変動に対するストレステストやシナリオ分析を実施するなど）を実施して、現在のポートフォリオにおけるリスクの偏在の有無等を把握できるようにすることが望ましい。

【意見 6】

群馬県私学振興会は仕組債での運用を運用資金のうちのかなりの割合で行っている。

一般に、仕組債はリスクが高いため、安全性が重視される地方公共団体やその外郭団体においては仕組債を保有すべきではないとの意見も一部にはあるようであるが、現状のような運用難の状況を考えると、リスクとリターンとのバランスを勘案して運用資産のうち、ある程度のボリュームを仕組債で運用することもやむを得ないのではないかとと思われる。

上記のような状況の中で、現状群馬県私学振興会においては、複数の証券会社からの提案を受けた上で、購入の検討をおこなっているものの、仕組債の購入に際して基準等が存在せず、「資金管理運用要綱」に従って通常の債券の購入と同様に購入の判断及び購入手続を行っている。しかしながら、仕組債は運用利回りの高さゆえにリスクが高い金融商品であり、通常の債券より厳格な判断が求められることから、当該判断を行うにあたっての仕組債の投資方針や具体的な購入に係る判断基準を明確にした基準等が整備・運用される必要があると考える。

また、今後購入する債券の種類や価格条件等の判断に役立てるため、現在保有している仕組債全体についてリスク分析を実施することが望ましい。

10. ペイオフへの対応

わが国では、万一、取引金融機関が破たんした場合でも、普通預金や定期預金について預金保険制度により、一金融機関一預金者あたり元本 10,000 千円とその利息が保護され、預金保険機構から預金者へ直接支払い（ペイオフ）が行われることとされている。一方で、上記の金額を超過した預金等については、預金保険制度の保護の対象外となる。

したがって、金融機関破たんによる預金の回収リスクを確実に軽減するという観点からは、一金融機関あたりの預金額を 10,000 千円以内に納めることが有効である。

一方で、振興会においては、平成 26 年 3 月末時点で、普通預金が 224,917 千円、定期預金が 162,669 千円あるが、これはすべて同一金融機関の預金となっている。

現状、金融機関の破たんリスクは低く、また、預金の預け先について 10,000 千円を基準に分散させることは非現実的であるとも考えられるが、預金に対する回収リスクが存在する以上、当該リスクに対する何らかの管理手続を行う必要があると考える。

ペイオフ対応に関しては、資金管理運用要綱において以下のように規定されている。

(取引金融機関の経営状況の把握)

第 11 条 理事長及び担当職員は、取引金融機関の経営状況の把握に努めなければならない。この場合においては、できる限り適切な把握に努めるものとするが、実務的には、新聞情報、株価情報等一般的な注意を怠らない程度の把握で足りるものとする。

2 ペイオフ対象の金融商品を購入している取引金融機関の経営状況の把握に当たっては、当該金融商品がペイオフ対象金融商品であることを十分認識し、前項の規定と同様に適切な経営状況の把握に努めるとともに、状況に応じて金融商品の早期解約をする等適切な対応に努めるものとする。

群馬県私学振興会においては、上記のような規定に従い、取引金融機関の経営状況の把握を行っているが、組織内の管理手続として取引金融機関の経営状況の把握内容に関する文書化及びその報告手続が実施されていない。

現状においてはリスクが顕在化する可能性はそれほど高くはないと考えられるものの、預金についても有価証券同様リスクのある資産であるという認識を持ち、定期的にペイオフ対象資産の状況とともに、預金先の経営状況に関する情報を報告し、対応を検討することが必要であると考ええる。

【意見 7】

群馬県私学振興会においては、平成 26 年 3 月末時点で、普通預金が 224,917 千円、定期預金が 162,669 千円あるが、これはすべて同一金融機関の預金となっており、ペイオフ対象となる 10,000 千円を超過している。

群馬県私学振興会においては、「資金管理運用要綱」に従い、ペイオフ対策として取引金融機関の経営状況の把握等を行っているが、組織内の管理手続として取引金融機関の経営状況の把握内容に関する文書化及びその報告手続が実施されていない。

現状においてはリスクが顕在化する可能性はそれほど高くはないと考えられるものの、預金についても有価証券同様リスクのある資産であるという認識を持ち、定期的にペイオフ対象資産の状況とともに、預金先の経営状況に関する情報を報告し、対応を検討することが必要であると考ええる。

11. 中長期運用計画の策定

群馬県私学振興会においては、運用要綱の定めに従い、毎会計年度ごとに債券の種類、満期までの年数、証券会社別等の資産保有状況を踏まえた資金運用計画書を作成し、理

事会の承認を受けている。また、運用の状況については四半期ごとに資金運用委員会に報告され、資金運用委員会を通じて理事会に報告されている。

しかしながら、一方で、年度を超えた中長期の計画については特に策定されておらず、運用要綱においても各年度を超えた中長期の資金運用計画の策定について特段それを求める規定はない。

前述のとおり、群馬県私学振興会は県内にある私立学校の教職員の将来の退職手当の給付に充てるための退職手当資金等給付資産として有価証券の運用を事業としておこなっているが、当該運用資産の財源として各私立学校からの負担金のほか、県からの補助金を収受して運用資産の形成に充てている。

ただ、県からの補助金については平成 24 年度以降、一定水準まで段階的に削減されることとされており、仮に学校の負担金の増加を伴わないとすれば、資産残高を維持するためには従前以上に高い運用利回りが要求されることとなる。

現状のような超低金利下の運用難の環境で、リスクを限定した上で高利回りの運用益を獲得するのは容易ではない。このような状況において有効な資金運用を行うためには資金運用計画を策定し、それに基づいて計画的に投資を行うとともに、計画に対する運用実績の分析を実施し、改善策を検討し将来の運用成績の向上につなげていくことが求められるものとする。

また、群馬県私学振興会においては将来の退職給付に充てるための資金の運用という長期的な観点からの運用が求められている。そのような運用目的の下で、資金運用方針としても元本リスクのない債券を中心に満期まで保有することを前提にしており、満期までの期間での途中で売却することは想定していない(前述のとおり現在保有している有価証券の保有目的はすべて満期保有目的債券である。)。また、現状においては金利リスクを考慮して、残存期間が 5 年程度の短期債を中心に運用してはいるものの、仕組債の中には 30 年といった長期のものも一部含まれている。

このようなことから、今後仮に運用益の向上を狙って現状のポートフォリオの見直しを行うという場合でも、債券ごとの満期償還のタイミングでしか投資資産の入れ替えを行うことができず、短期間での大幅なポートフォリオの見直しを行うことが難しいため、ある程度中長期的に計画性を持ってポートフォリオの見直しを実施することが必要となる。

以上のような群馬県私学振興会を取り巻く状況を勘案すれば、現状作成している単年度計画だけではなく、中長期の資金運用計画を策定する必要がある。そして、中長期の計画を策定した上で、それに基づきより具体化した単年度計画を策定し、実績を評価し、改善の方策を検討し、さらに計画の見直しを行うという PDCA サイクルを実践していくことが求められる。

具体的には、例えば以下のような手続が想定される。

- ① まず、今後目指すべき収益の水準など中長期的な目標を定める。
- ② その目標を達成するための資金運用計画の策定に際して金利条件や株価、為替レートなどがどのような水準になるかという中長期の計画を策定するための前提条件を決定する。(この前提条件は、下記⑥で計画と実績との差異について分析する際に、その差異の要因分析を行うにあたって重要となる。)
- ③ 上記の前提条件を基礎にして、どのようなポートフォリオを採り、それらの資産からどの程度の収益を得るのかを大まかに想定した中長期の資金運用計画を策定する。
- ④ 中長期計画を実現するため、中長期計画の方針にしたがって、より具体化した単年度計画を策定する。
- ⑤ 単年度計画の策定に当たっては、単に年度で目標とされる収益を計画するだけでなく、許容できるリスクの程度も明確にしておく必要がある。(単に収益目標のみ計画するとそれを達成するために過大なリスクを取ってしまう可能性があるため。)
- ⑥ 単年度の計画に対し、年度終了後、或いは必要に応じて年度途中において実績と比較分析を行い、資金運用に係る課題や問題点を把握するとともに、それに基づき中長期計画或いは単年度計画の見直しを検討する。

なお、中長期計画を策定するに当たって過去の運用実績が参考となるものと考えられる。例えば、債券の種類ごとの収益額と利回りの一覧を作成し、それを時系列で並べ、各年度の市場環境に係る情報も含めて一覧表にすれば、将来の計画策定の基礎情報や計画と実績との比較分析を行うための参考情報として利用できるものと考えられる。

【意見 8】

群馬県私学振興会においては、運用要綱の定めに従い、毎会計年度ごとに債券の種類、満期までの年数、証券会社別等の資産保有状況を踏まえた資金運用計画書を作成し、理事会の承認を受けているが、年度を超えた中長期の計画については特に策定されておらず、運用要綱においても各年度を超えた中長期の資金運用計画の策定について特段それを求める規定はない。

しかしながら、県からの補助金の減少により今後より運用成績の向上が求められる可能性があると考えられることや、資金の運用目的として長期的な観点からの運用を求められていることから、現状作成している単年度計画だけではなく、中長期の資金運用計画を策定する必要があるものとする。

中長期の計画を策定した上で、それに基づきより具体化した単年度計画を策定し、実績を評価し、改善の方策を検討し、さらに計画の見直しを行うという PDCA サイクルを実践していくことが求められるものとする。

なお、例えば、債券の種類ごとの過去の収益額と利回りの一覧を作成し、それを時系列で並べ、各年度の市場環境に係る情報も含めて一覧表にすれば、中長期計画策定や実績分析を行うに当たっての参考となるものと考えられる。

12. 有価証券の保有目的

金融商品会計基準によれば、有価証券はその保有目的に応じて以下のように区分されている。また、公益法人会計基準においても、以下と同様の区分があり、これらの区分に応じて金融商品会計基準に準じた会計処理が規定されている。

区分	内容
売買目的有価証券	取得後、短期間の価格変動により利益を得ることを目的として保有する債券であり、公益法人においては、通常当該区分への有価証券の分類は想定されない。
満期保有目的の債券	満期まで所有する意図をもって保有する社債等その他の債券で、原則として時価評価せず、取得価額或いは償却原価法により評価する。
子会社株式及び関連会社株式	子会社及び関連会社に該当する会社の株式で、原則として取得原価により評価する。
その他有価証券	上記以外の有価証券で、長期的な時価の変動により利益を得る目的で保有する有価証券や業務提携などの目的で保有する有価証券が含まれる。時価評価を行い、時価評価に伴って生じる評価差額は当期の正味財産増減額として処理される。

群馬県私学振興会においては、運用要綱の第3条において、財産の資金は元本の返還が確実な方法で運用を行うこととされ、債券運用の場合は、償還期限まで所持することを原則とするとされていることから、その規定に従い、現状保有している有価証券はすべて償還期限まで保有することを目的とする満期保有目的の債券としている。

満期保有目的の債券で運用することは、償還期限まで保有すれば償還時に元本回収ができることから安全性が高く、また、原則として償還時まで一定利回りが獲得できることから、運用益の予想をたて易いというメリットがある。また、運用担当者に債券売買に関する専門的な知識も特段必要なく、常に市場環境をウォッチしている必要もないため、運用に係る事務コストや手間がそれほどかからないというメリットもある。

しかしながら、一方で、前述のとおり県からの補助金削減などにより、退職手当資金等給付資産の財政状態を取り巻く環境が厳しくなり、より運用成績の向上が求められる可能性があるが、そのためには、満期保有目的の債券での運用のみでは現状の低金利下においては運用利回りの向上には限界があるとも考えられる。

また、債券は残存期間が長期になればなるほど金利変動に対する価格弾力性が高いため、今後の金利変動如何では固定利率の中長期の債券を満期保有目的の債券として償還期限まで保有するといったことが、著しく機会損失を発生させることになる可能性もあると考えられ、満期保有債券での運用にも一定のリスクがあるものと考えられる。

公益法人という性質上、安全性が最も重視されるべきであり、また、運用担当者の負担等を考慮すると、すべての運用資産についてその他有価証券での運用を行うことは現実的ではないと思われるが、上記のような今後の群馬県私学振興会を取り巻く環境や満期保有目的の債券のリスクを考えると、より有効な運用を行う観点からその他有価証券として保有するための一定の資金運用枠を設け、その範囲内においてはアクティブ運用の要素を取り入れてある程度運用益を狙うというような運用方法も検討させるべきではないかと考える。

【意見 9】

現在群馬県私学振興会においては、現状保有している有価証券はすべて償還期限まで保有することを目的とする満期保有目的の債券としている。

満期保有目的の債券で運用することは、安全性の観点や運用益の予想のたて易さ、事務負担の観点等からメリットがあるが、一方で、今後の群馬県私学振興会の財政状態を取り巻く環境が厳しくなることが予想され、中長期債券を償還期限まで保有することによるリスクもあることから、資産運用の有効性を高めるため、その他有価証券として保有するための一定の資金運用枠を設け、その範囲内においてアクティブ運用の要素を取り入れてある程度運用益を狙うというような運用方法も検討させるべきではないかと考える。

【会計】

13. 固定資産の取得

平成 25 年 9 月にパソコンを 4 台（399,399 円 1 台あたり 99,850 円）購入し、全額が法人会計の消耗什器備品費勘定で費用処理されている。一方、同日付で同一の購入先へパソコン導入設定費用 90,300 円（初期設定やネットワーク接続に関する設定費用）については、事業費の委託費勘定で費用処理されており、80%を振興事業へ、20%を法人会計に按分している。

委託費勘定は、通常 80%を振興事業へ、20%を法人会計へ按分しており、導入設定費用も委託費勘定で処理していることから、これに準じて処理しているとのことである。パソコン導入設定費用は、パソコンを使用できる状態にするために必要な付随費用であることから、資産の取得価格に算入すべきである。

群馬県私学振興会の会計処理規程の第 6 章固定資産の第 32 条にも、下記の規定がある。

（取得価格）

第 32 条 固定資産の取得価格は次の各号の定めるところによる。

(1) 購入によるものは、購入価格に附帯費用を加算した額

よって、パソコンの設定費用は、付随費用であることから、上記第 32 条に従って取得価格に算入すべきである。

また、同会計処理規程の第6章固定資産の第32条2には下記の規定がある。

第31条2

この規程において、「什器備品」とは、耐用年数1年以上であって、かつ1個又は1組の価格が10万円以上のものとする。

固定資産の計上基準を決定することは、法人の事務処理の効率性及び画一性を図るために必要であり、これに従う必要がある。

パソコンの設定費用を取得価格に算入するとパソコン1台あたり122,425円(=99,850円+90,300円÷4台)となり、資産計上し減価償却を行う必要がある。

【指摘事項 2】

群馬県私学振興会の会計処理規程では、固定資産の資産計上基準は10万円以上となっている。

平成25年9月に4台パソコンを購入しており、本体の価格は1台あたり99,850円であることから、会計処理規程に従い費用処理している。

しかし、パソコンの購入にあたっては設定費用として別途90,300円が発生しており、1台あたり22,575円となっている。

当該設定費用は、パソコンを使用できる状態にするための付随費用であり取得原価に算入する必要がある。

当該設定費用をパソコンの取得原価に算入すると1台あたりの取得原価は122,425円であり、10万円以上となるため資産計上する必要がある。

資産を購入するに当たり要した必要経費(使用できる状態にする必要経費を含む)は、付随費用として取得原価に算入すべきである。

また資産計上の判断にあたっては、付随費用も含めた取得原価で判断すべきである。

14. 固定資産の区分と耐用年数

会計処理規程第36条第2項によれば、『什器備品の減価償却は、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)の規定を準用する』とされている。

この省令によれば、耐用年数は以下のとおりである。

機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数			
6. 器具及び備品	2. 事務、通信機器	電子計算機	
		パーソナルコンピュータ (サーバー用のものを除く。)	4年
		その他のもの	5年

無形減価償却資産の耐用年数		
ソフトウェア	複写して販売するための原本	3年
	その他のもの	5年

しかしながら、群馬県私学振興会では、以下の備品につき、平成26年3月期においてすべて定率法で耐用年数を6年として計算していた。また、ソフトウェアは、無形固定資産であり、定額法にて計算する必要があるが、什器備品として計上されていた。

資産名称	取得日	取得価額	耐用年数	当期償却額	摘要
パソコン FMVD5230	H19/2/23	222,600	6年	7,083	H26.3.31 除却
パソコン FMVD5250	H20/3/28	202,650	6年	10,877	H26.3.31 除却
15型 FMVC ノートパソコン	H20/3/28	192,150	6年	10,313	
パソコン FMV5255Vista	H20/5/23	151,620	6年	9,966	H26.3.31 除却
PCA 公益法人会計 V.10	H21/3/17	393,750	6年	25,882	
公益法人会計用パソコン	H21/3/18	109,200	6年	7,178	H26.3.31 除却
退職出資金管理システム用パソコン	H22/3/17	109,200	6年	10,540	
公益法人会計 V12	H24/2/23	126,000	6年	28,503	
ファイルサーバー	H24/8/28	146,790	6年	38,030	

『什器備品の減価償却は、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）の規定を準用する』という会計処理規程に従って、減価償却費が計上されていなかった。什器備品の減価償却は、会計処理規程に基づき、パソコンは4年、その他のものは5年にて減価償却費を計算する必要がある。また、ソフトウェアは、無形固定資産として計上し、定額法にて5年で減価償却費を計算する必要がある。

【指摘事項 3】

什器備品の減価償却は、会計処理規程に基づき、パソコンは4年、その他のものは5年にて減価償却費を計算する必要があるが、平成26年3月期においてすべて定率法で耐用年数を6年として計算していた。また、ソフトウェアは、無形固定資産であり、定額法にて計算する必要があるが、什器備品として計上されていた。

什器備品の減価償却は、会計処理規程に基づき、パソコンは4年、その他のものは5年にて減価償却費を計算する必要がある。また、ソフトウェアは、無形固定資産として計上し、定額法にて5年で減価償却費を計算する必要がある。

15. 賞与引当金に関する社会保険料の未払計上

平成 26 年 6 月に支給する賞与の平成 26 年 3 月期負担分について、引当金計上しているが、これに対する社会保険料の負担分を未払費用として計上していない。引当金とは、将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ金額を合理的に見積もることができる場合には、当期の費用または損失として計上するものである。このため、平成 26 年 3 月期までの労働の対価として支払う賞与については、平成 26 年 3 月期に負担すべき費用として、引当金を計上している。

一方で、賞与に対する社会保険料（健康保険料＋厚生年金保険料）の会社負担分については、賞与を支給するときには必ず発生し、金額を合理的に見積もれることから、賞与と同様に平成 26 年 3 月期の費用（健康保険料＋厚生年金保険料）の 4/6 か月＝156 千円）として費用計上することが望ましい。

【意見 10】

平成 26 年 6 月に支給する賞与の平成 26 年 3 月期負担分について、引当金計上しているが、これに対する社会保険料の負担分は費用として計上していない。賞与に対する社会保険料の会社負担分についても、平成 26 年 3 月期負担分として計上することが望ましい。

このため、平成 26 年 3 月期の費用として認識すべき金額〔賞与に係る社会保険料（健康保険料＋厚生年金保険料）の会社負担分の 4/6 か月分である、156 千円〕を費用計上することが望ましいと考える。

16. 訂正会計伝票の修正印

現状の会計仕訳の作成までの流れは下記のとおりである。

まず初めに PCA 公益法人会計システム（以下：会計システム）へ勘定科目、摘要、金額を入力する。

当該項目を会計システムに入力することにより、会計システム上で伺い書が作成される。当該伺い書を会計システムから出力し、事務部長、常務理事に回覧し決裁権限者の承認・決裁を得る。

決裁権限者の承認・決裁を得た後に会計システムより、当該伺い書のデータ呼び出し、システム上で承認手続きを行うことにより、会計仕訳データが作成される。

この伺い書を作成する仕組みは、私学振興会用に後付けで作成した仕組みであり、会計仕訳データが作成されると当該伺い書のデータは、会計システム上再度出力することは出来なくなる。

会計仕訳を修正する場合には、会計システム上で会計仕訳データを呼び出し、直接上書きすることにより修正され、修正前会計仕訳データは、仕訳帳上二重線の見え消しデータで残る。

伺い書のデータは、会計仕訳データが作成されており再度出力することが出来ない

め、当初出力した伺い書の金額を手書きで見え消し修正をしているが、訂正印は押印されていない。

本決算における未払退職手当給付金の負債計上や退職手当資金等給付資産振替、未収出資金の未収計上、事務管理費の振替等の決算修正伝票に係る伺い書において、金額が手書き訂正されているものが散見されたが、決裁権限者の訂正印が押印されていなかった。金額等の修正に関する決裁権限者の訂正印の押印は、修正に関して決裁権限者が承認したことを意味する重要な行為である。

【指摘事項 4】

会計仕訳を作成する場合、PCA 公益法人会計システム上で伺い書を作成・出力し、当該伺い書を回覧し決裁権限者の決裁を受けている。決裁を受けた後、PCA 公益法人会計システム上、当該伺い書のデータを承認することにより、会計仕訳データが作成される。

一旦会計仕訳データが作成されると、再度 PCA 公益法人会計システムから伺い書を出力することは出来ない。

会計データを修正する場合には、PCA 公益法人会計システム上で修正する会計データと呼び出し、直接金額等を修正する。

伺い書は、当初の伺い書の金額等を見え消しで修正しているが、修正に関する決裁権限者の訂正印は押印されていない。金額等の修正に関する決裁権限者の訂正印の押印は、修正に関して決裁権限者が承認したことを意味する重要な行為である。

よって、会計データの修正にあたっては、当初の伺い書に決裁権限者の訂正印を押印すべきである。

第2 公益財団法人 群馬県教育文化事業団

担当部局：生活文化スポーツ部

1. 法人の概要

(1) 基本情報

法人の名称	公益財団法人 群馬県教育文化事業団
所在地	群馬県前橋市文京町二丁目 20 番 22 号
設立年月日	昭和 55 年 3 月 15 日
代表者名	理事長 榛澤 保男
資本金	261,750 千円
県の出資割合	99.8%
事業内容	1. 文化芸術の創造及び発信 2. 文化芸術を育む環境づくり 3. 伝統文化の保存・継承・発展 4. 文化芸術振興のための拠点施設の運営 5. 高等学校等奨学金の貸与

(2) 沿革

昭和 55 年 3 月 15 日 財団法人群馬県文化事業団設立

昭和 60 年 6 月 1 日 財団法人群馬県教育文化事業団に改称

昭和 62 年 10 月 1 日 群馬県生涯学習センターの管理の一部受託

平成 11 年 11 月 1 日 財団法人群馬県民会館の統合

平成 14 年 4 月 1 日 群馬県生涯学習センターの事務事業及び施設管理の全部受託
(～平成 18 年 3 月 31 日)

平成 18 年 4 月 1 日 指定管理者の指定を受けた群馬県民会館の管理運営
(～平成 23 年 3 月 31 日)

平成 23 年 4 月 1 日 指定管理者の指定を受けた群馬県民会館の管理運営
(～平成 28 年 3 月 31 日)

平成 24 年 4 月 1 日 公益財団法人群馬県教育文化事業団に移行

(3) 設置の目的

法人は、個性豊かな群馬の文化芸術づくり、優れた芸術に親しむ機会の提供等をおおして、県民の創造的な文化芸術活動を支援するとともに、高等学校等奨学金の貸与を通じ次代を担う人材の育成を行い、もって、群馬県の文化の発展と明るく潤いと活力に満ちた県民生活の実現に寄与することを目的とする（定款第3条）。

(4) 事業の概要

事業団の設置目的を達成するため、次の事業を実施している。

① 文化芸術の創造及び発信

県民文化を支える人材や豊かな心を育む。また、様々な文化を尊重し、刺激しあって県民文化の向上の一翼を担う。

(ア) 「県民芸術祭」の企画運営

県民芸術祭運営委員会の開催、県民芸術祭特別委員会の開催、群馬県展の運営、県民芸術祭参加事業・協賛事業への支援等を行っている。

(イ) 県民文化を支える担い手の育成

群馬県文学賞、ぐんま新人演奏会、新進演奏家支援事業、メディア芸術推進事業、山崎種二記念特別賞等の事業を実施している。

② 文化芸術を育む環境づくり

県民に広く県内の文化を発信し、文化への関心と参加意欲の向上を図る。また、企業・民間団体等の支援を得て、優れた文化芸術に親しむ機会を創出するなど、県民の立場に立った文化的環境づくりに努める。

(ア) 優れた文化芸術鑑賞機会の提供

オペラレクチャー、群響特別演奏会、群響企画コンサート、県民音楽のひろば等を開催している。

(イ) 子どもたちの豊かな心を育む文化芸術の推進

「TBSこども音楽コンクール」の地区大会をTBSと共催で開催している。

(ウ) 県民文化を支える企業・団体との連携・活動支援

文化・芸術活動協力、文化団体活動支援、参加団体会場費補助、芸術・文化の街づくり活性化事業、企業（団体）協賛事業等を実施している。

(エ) 情報誌の発行

群馬県教育文化事業団の催し物情報が記載された「文化通信」の発行や、ホームページ上での広報活動等を行っている。

③ 伝統文化の保存・継承・発展

伝統文化、地域コミュニケーションの一つの中心に位置する民俗芸能や祭り・行事の継承を通して、地域力を再生するために何が必要か。群馬のふるさと伝統文化と真剣に向き合う。

(ア) 現状把握・分析

「ぐんま地域文化マップ」（群馬県教育文化事業団ホームページ）の掲載情報を更新させ、地域文化振興に役立てている。その他、伝統文化継承委員会の開催、ぐんまの伝

統文化調査の追跡・補完、人形芝居連絡協議会・伝統歌舞伎保存協議会への出席等の活動を行っている。

(イ) 後継者育成と普及活動

小中学校伝統芸能教室や伝統歌舞伎の祭典を実施している。

(ウ) 保存・継承・発展に向けた実践活動

伝統文化継承モデル事業として、県内各地の伝統文化への関心を高め、また伝統文化を継承するための発展的な取り組みを行っている。

(エ) 文化遺産を活かした地域活性化事業（伝統文化継承連携事業）

地域の文化遺産次世代継承事業（普及啓発）や、地域の文化遺産に関する調査研究事業、伝統文化親子体験教室を実施している。

④ 文化芸術振興のための拠点施設の運営＜ベシシア文化ホール（群馬県民会館）＞

42年間築きあげてきた様々なノウハウと其间無事故に裏打ちされた会館管理能力を十分に活かし、文化芸術と地域社会をつなぐ使命感を一層高めながら、会館運営に全力を尽くしている。

(ア) 管理・運営

公正・公平な貸し出しを行い、常に利用者の立場にたったサービス向上に努めるとともに、利用促進のため、各種割引制度や営業活動を実施している。また、法定点検を始め専門業者による保守点検を確実に実施するとともに、職員による日常点検のほか月1回の総点検を実施し、危険箇所の早期把握と早期対応により安全で快適な施設利用を図っている。

(イ) 文化芸術事業振興のための施設利用の促進

文化芸術活動に対する施設貸与を促進し、文化芸術活動参画を助長するほか、ホール・展示室・会議室の空き状況や分かりやすい利用料案内等、適切な情報提供と窓口処理の迅速化に努め、施設利用に伴う様々なサービスの向上を図っている。

(ウ) 自主企画文化芸術鑑賞事業の実施

自主企画文化芸術鑑賞事業として、「おかあさんといっしょ」、「松竹大歌舞伎」、「ロビーコンサート」、「若い芽のコンサート in ぐんま」、「群馬県史跡で聴く古典芸能」、「群馬県史跡で聴く歌舞伎音楽」、名画鑑賞会など、各事業年度ごとに様々な事業を実施している。

⑤ 高等学校等奨学金貸与事業

昨今の経済状況に対応し、経済的に困難な生徒の学業継続が図られるよう、制度を充実させ、支援している。

(5) 基本財産		262,452 千円
(内訳)	基本財産積立預金	43,688 千円
	投資有価証券	218,763 千円

(6) 人員構成 (平成 26 年 10 月 1 日現在)

区分		一般	県現職	県 OB	計
役員	理事長			1	1
	常務理事			1	1
	理事	3		1	4
	監事	1		1	2
職員	事務局長	1			1
	館長			※1	—
	一般職員	※2 19		1	20
	嘱託・臨時	10		2	12
合計		34	0	7	41

※1：館長は、常務理事が兼務している。

※2：一般職員のうち 1 名は、共同事業体からの出向である。

2. 財務状況

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
流動資産	46,910	56,054	52,133	注 1
固定資産	1,168,342	1,275,456	1,335,209	注 2
流動負債	32,712	48,436	38,568	注 3
固定負債	99,159	104,557	106,547	注 4
正味財産	1,083,381	1,178,517	1,242,226	—

備考 資産・負債の主な内訳（平成 25 年度決算）

- 注 1 流動資産 現金及び預金 46,899 千円
- 注 2 固定資産 投資有価証券（基本財産）218,763 千円
退職給付引当預金（特定資産）72,718 千円
投資有価証券（特定資産 奨学金貸与資金）199,910 千円
普通預金（特定資産 奨学金貸与資金）319,528 千円
長期貸付金（特定資産 奨学金貸与資金）461,321 千円
- 注 3 流動負債 未払金 11,701 千円、前受金 19,287 千円
- 注 4 固定負債 退職給付引当金 102,465 千円

(2) 正味財産増減計算書

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
経常収益	362,228	372,224	377,982	注 1
経常費用	363,874	380,792	379,461	注 2
当期経常増減額	△1,646	△8,567	△1,478	—
経常外収益	—	—	—	—
経常外費用	114	—	—	—
法人税、住民税及び事業税	—	80	80	—
当期一般正味財産増減額	△1,760	△8,647	△1,558	—

(注) 平成 23 年度は、平成 16 年度改正基準で作成し、平成 24 年度以降は、平成 20 年度改正基準により作成している。

備考 経常収益・経常費用の主な内訳（平成 25 年度決算）

- 注 1 経常収益
指定管理者受託収益（事業収益）118,210 千円
施設利用料収益（事業収益）72,913 千円
受取県補助金（受取補助金等）80,527 千円

○注2 経常費用

給料手当（事業費）109,777千円 委託費（事業費）71,810千円

支払負担金（事業費）62,515千円

（3）群馬県の出資法人への関与状況

・公的支援（フロー）

（単位：千円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	備考
補助金（助成金）	202,014	192,710	153,298	注1
利子補給	—	—	—	—
税の減免	—	—	—	—
その他（貸付金）	—	—	—	—
合計	202,014	192,710	153,298	—
（参考）委託料	167,434	170,987	167,017	注2

備考 注1 補助金の内訳（平成25年度決算）

○教育文化事業団運営費補助金等 80,527千円

○高等学校等奨学金 72,771千円（貸与資金 64,405千円、事務費 8,366千円）

備考 注2 委託料の内訳（平成25年度決算）

○県民芸術祭 47,027千円

○伝統文化継承事業 1,779千円

○群馬県民会館の指定管理費用 118,210千円

・公的支援（ストック）

（単位：千円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	備考
損失補償契約に係る債務残高	—	—	—	—
貸付金残高	—	—	—	—
出資金	261,100	261,100	261,100	—
合計	261,100	261,100	261,100	—

【組織】

3. プロパー職員の理事登用

理事とは理事会を構成するメンバーであり、理事会は法人の業務執行の決定、理事の職務執行の監督、代表理事及び執行理事の選定及び解職等の権限を有している。つまり、理事は法人の重要事項を決定する機関（理事会）の構成員であり、事業の方針次第で群馬県教育文化事業団が大きく舵を切ることにもなるため、その職責は大きい。

群馬県教育文化事業団では常勤理事の選任については公益法人移行以前より、県のOB（当団体に関係のある部署の行政経験者）が任命されているのが慣例となっているが、県が出損団体（外部機関）として運営している以上、その責任者（理事長を含む常勤理事）が県出身者であることの合理性はある。

しかしながら、群馬県教育文化事業団は設立されて既に30年以上が経過しているが、プロパー職員の中にも勤続年数が30年以上と長い者もあり、団体の業務内容には相当程度精通している。そのような状況の下、長期勤続者の中で役員（理事）への適任者が存在するのであれば、長年の実務の経験に基づく知恵や発想等が経営者の立場になることで新たに生まれ、群馬県教育文化事業団の設立目的である県民の創造的な文化芸術活動を支援するとともに、奨学金の貸与を通じ次代を担う人材の育成を行い、もって、群馬県の文化の発展と明るく潤いと活力に満ちた県民生活の実現に寄与するという目標も今以上に満たせるものとする。

また、群馬県教育文化事業団に限らず県の出損団体は県からの補助金が削減傾向にある昨今では、各団体は独立した財団としての自立経営が今まで以上に求められるところであるが、団体が自立し今後継続して安定的な経営を行っていくためにも、群馬県教育文化事業団の出身者であるプロパー職員の理事への登用が望まれるところである。

さらに、プロパー職員の理事登用が実現されれば、今後の職員のモチベーションアップにもつながり、結果的に組織として、より活性化することも期待できる。

以上より、今後理事の選定にあたっては群馬県教育文化事業団のプロパー職員（OBを含む）を登用することも視野に入れるべきである。

【意見 11】

理事は法人の重要事項を決定する機関（理事会）の構成員であり、事業の方針次第で群馬県教育文化事業団が大きく舵を切ることにもなるため、その職責は大きい。

群馬県教育文化事業団では常勤理事の選任については公益法人移行以前より、県のOBが任命されているのが慣例となっているが、県が出損団体（外部機関）として運営しているためその責任者を県出身者に任せることに一定の合理性はある。

しかしながら、群馬県教育文化事業団は発足して既に30年以上経過しており、プロパー職員の中には勤続年数が長い者もあり、団体の業務内容には相当程度精通している。また、群馬県教育文化事業団に限らず県の出損団体は県からの補助金が削減傾向にある昨今では、各団体は独立した財団としての自立経営が今まで以上に求められるとこ

ろであるが、団体が自立し今後継続して安定的な経営を行っていくためにも、群馬県教育文化事業団の出身者であるプロパー職員の理事への登用が望まれるところである。

さらに、プロパー職員の理事登用が実現されれば、今後の職員のモチベーションアップにもつながり、結果的に組織として、より活性化することも期待できる。

以上より、今後理事の選定にあたっては群馬県教育文化事業団のプロパー職員（OBを含む）を登用することも視野に入れるべきである。

【資金運用】

4. 信用リスクの把握

公益財団法人群馬県教育文化事業団財産管理運用規程の第3章第9条において、基本財産の運用基本方針を下記のとおり規定している。

第9条

事業団の目的である事業を行うために不可欠なものとして、理事会で基本財産とすることを決議した財産については、基本財産の目的に応じて資産価値の維持を図ることを旨として、最善と考えられる方法により運用しなければならない。

（資金運用の対象）

第11条

資金運用の対象は、次に掲げるものとする。

- （1）預金
- （2）国債
- （3）地方債、政府保証債
- （4）その他理事会において安全性が高いと認められ、かつ有利と判断されたもの
（債券の格付基準）

第12条

前条の第2号及び第3号以外の債券の投資判断として以下の格付け基準を遵守する。

- （1）採用する格付け機関
 - ア 格付投資情報センター（R&I）
 - イ 日本格付け研究所（JCR）
 - ウ ムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）
 - エ スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）

- （2）採用基準

ア 取得から償還まで10年以下のもの

本条第1号の格付け機関のうち、2以上の格付け機関がA格以上に格付けしているもの

イ 取得から償還まで10年超のもの

本条第1号の格付け機関のうち、2以上の格付け機関がAA格以上に格付けしているもの

(運用のモニター)

第 14 条

理事長は、少なくとも年 1 回次の各号について債券の運用経過のモニターを行う。

- (1) 全運用資産から生じた利子、分配金、配当金等の合計
- (2) すべての債券の個別有価証券の時価
- (3) すべての債券の個別有価証券の信用格付け
(債券の格付け低下による対策)

第 15 条

債券の格下げ等により、第 12 条第 2 号に規定する基準に抵触した場合には、責任者はその対策について理事長と協議しなければならない。

群馬県教育文化事業団は、上記運用方針に基づき、平成 26 年 3 月 31 日現在で下記の有価証券を保有している。

基本財産

種類	帳簿価額 千円	期間		利率 %	額面 千円
群馬県公募公債 (10 年)	49,978	H16. 11. 25	H26. 11. 25	1.5	50,000
政保道路機構 (10 年)	118,951	H24. 6. 20	H34. 6. 30	0.895	119,000
第 328 回国債 (10 年)	19,883	H25. 3. 21	H35. 3. 20	0.6	20,000
第 380 回大阪府公募公債 (10 年)	29,950	H26. 1. 30	H36. 1. 30	0.762	30,000
合 計	218,763				219,000

特定資産 (奨学金貸与資金)

種類	帳簿価額 千円	期間		利率 %	額面 千円
北海道平成 22 年度第 7 回 公募債 5 年	99,960	H22. 9. 29	H27. 9. 29	0.41	100,000
第 65 回大阪府公募公債 5 年	99,950	H22. 9. 29	H27. 9. 29	0.49	100,000
合 計	199,910				200,000

取得時には、格付けを確認しているが、その後は定期的な格付けのモニターはしていない。

運用規程第 14 条 (運用モニター) にも「・・・少なくとも年 1 回次の各号についての債券の運用経過のモニターを行う。」とあり、また長期的に保有するため信用リスク

が変化するリスクもあることから、少なくとも年1回は格付け機関から格付けを入手し、信用リスクの確認を行う必要がある。

【指摘事項 5】

群馬県教育文化事業団では、平成26年3月31日現在において、418,673千円の有価証券を保有しており、保有期間も5年から10年と長期となっている。

群馬県教育文化事業団の運用規程第14条には、「・・・少なくとも年1回次の各号についての債券の運用経過のモニターを行う。」とあるが、現在では年1回のモニターは行われていない。

債券の保有期間も5年から10年と長期となっており、信用リスクが変化する可能性も高いことから、信用リスクを把握するためにも、年1回格付けを取得することにより、信用リスクを確認・報告することが必要である。

5. 高等学校等奨学貸与資金における未使用額

高等学校等奨学金の概要

高等学校等奨学金は、経済的理由により高等学校等での修学に困難がある優れた生徒に対し、奨学金を無利子で貸与するものであり、従前は旧日本育英会（現日本学生支援機構）が実施してきた。

しかし、「特殊法人等整理合理化計画について（平成13年12月閣議決定）」により、平成17年度以降の入学者から各都道府県に移管された。

群馬県においては、群馬県教育文化事業団が文部科学省より当該業務を行う担当部署として指定されている。

高等学校等奨学金の群馬県分としては、高等学校等奨学金全体（約2,000億円）の0.5%（約10億円）を想定しており、平成17年度から毎年県を通じて群馬県教育文化事業団に交付されている。

平成26年3月末時点では、総額として通常交付金950,930千円、緊急基金26,908千円の資金となっている。

奨学金は貸与であるため、貸与期間が終了すると全額返還の義務が生じる。また、返還されたお金は、直ちに奨学金の資金となって後輩に貸与される仕組みになっている。

(1) 貸与金額

① 月額奨学金

区分	国公立高校等		私立学校等	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
貸与月額	18,000円	23,000円	30,000円	35,000円

※ 貸与期間は、採用から最短修業年限の終期まで。

② 入学一時金

入学時一回だけ、予約採用・定期採用の1年生で希望者に限り借用可能。

公立高校 50,000円 私立高校 100,000円

※ 貸与は、最初の振り込み時に行い、返還は月額奨学金と合わせて返還となる

※ 中等教育学校等の前期課程から後期課程への進級者は対象外。

③ 奨学金の貸付時期・方法

年4回、四半期ごとに3か月分ずつ、奨学生本人の金融機関口座に振り込む。

④ 奨学金の返還

ア 貸与終了(高校卒業)後、貸与総額に応じて定められた期間内に、年賦、半年賦又は一括返還の方法により返還する。

イ 満期終了者の返還開始は、年賦・半年賦の場合は9か月経過後から金融機関の口座振替、一括返還の場合は貸与終了の翌月に納付書により返還する。

ウ 返還年数は最長14年、返還の目安は下表のとおりである。

エ 奨学金の返還を怠ったときは、返還期日を6か月過ぎるごとに、未納返還額に対し、6月について5%の割合で延滞金が課せられる。

※ 大学等に進学し、返還の猶予を希望する場合は、「奨学金返還猶予願(在学証明書添付)」(様式 26)の手続を毎年4月に行うことにより、在学期間中の返還が猶予される。

⑤ 返還例(貸与月数 36 か月の場合の返還年数、返還額、返還回数)

区分		貸与月額	貸与総額	返還年数	年賦	半年賦
国公立高校等	自宅	18,000円	648,000円	9年	72,000円 ×9回	36,000円 ×18回
	自宅外	23,000円	828,000円	10年	82,800円 ×10回	41,400円 ×20回
私立高校等	自宅	30,000円	1,080,000円	12年	90,000円 ×12回	45,000円 ×24回
	自宅外	35,000円	1,260,000円	14年	90,000円 ×14回	45,000円 ×28回

(2) 未使用資金

平成 26 年 3 月 31 日に 980,759 千円（貸倒引当金控除前）の奨学貸与資金の原資があるが、奨学金として貸与している金額は、461,321 千円であり、519,438 千円は未使用の奨学資金となっている。

過去 5 年間の貸与額と返還額の推移は次のとおりである。

（単位：千円）

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
収入額					
交付金	140,141	143,333	115,009	103,002	64,405
返還額等	11,021	18,731	25,601	26,531	37,237
小計	151,162	162,064	140,610	129,533	101,642
支出額					
貸与額	81,552	82,221	78,400	68,640	58,444
差引	69,610	79,843	62,210	60,893	43,198
未使用資金	273,291	353,135	415,345	476,239	519,438

平成 25 年度末における未使用資金 519,438 千円のうち、199,910 千円は、投資有価証券（北海道公募債 99,960 千円、大阪府公募公債 99,950 千円）での運用となっており、残りの 319,528 千円は普通預金で保有している。

当該未使用資金は、経済的理由により高等学校等での修学に困難がある優れた生徒に対し、奨学金を無利子で貸与することを目的して日本学生支援機構から給付されているものである。

よって、本来であれば奨学生を増加させる施策を講じることにより、当該目的のために使用するべきものである。

群馬県教育文化事業団においても奨学生予約制度（中学 3 年生のうちに奨学金の申し込みを行い、高校入学前に奨学生採用候補者としての内定を受ける制度）において、平成 27 年度から入学準備費用を貸付金の対象とする新制度を設けることにより、奨学生の増加を図っている。

また、奨学金の貸付金の実行が高校 3 年間にわたって継続的に行われるのに対して、返済期間が貸与額に応じて 6 年から 14 年となっており、回収期間の方が長くなっている。

よって、今後も継続的に奨学金の実行が行われることにより貸与額は増加し未使用資金額は減少していくことになる。

しかし、当面は奨学資金として使用されない資金を保有することになり、この資金については有効活用することが可能である。

従って、将来の各年度の奨学金の貸付見込み額と返済額の長期的な資金繰りを検討し、

当面使用見込みのない奨学資金については、未使用と見込まれる期間に応じ、債券や定期預金等での運用を検討すべきである。

【意見 12】

高等学校等奨学金の群馬県分としては、高等学校等奨学金全体（約 2,000 億円）の 0.5%（約 10 億円）を想定しており、平成 17 年度から毎年県を通じて事業団に交付されている。

平成 26 年 3 月 31 日に 980,759 千円（貸倒引当金控除前）の奨学貸与資金の原資があるが、奨学金として貸与している金額は、461,321 千円であり、519,438 千円は未使用の奨学資金となっている。

当該未使用資金は、経済的理由により高等学校等での修学に困難がある優れた生徒に対し、奨学金を無利子で貸与することを目的して日本学生支援機構から給付されているものである。

よって、本来であれば奨学生を増加させる施策を講じることにより、当該目的のために使用するべきものである。

群馬県教育文化事業団においても奨学生予約制度（中学 3 年生のうちに奨学金の申し込みを行い、高校入学前に奨学生採用候補者としての内定を受ける制度）において、平成 27 年度から入学準備費用を貸付金の対象とする新制度を設けることにより、奨学生の増加を図っている。

また、奨学金の貸付金の実行が高校 3 年間にわたって継続的に行われるのに対して、返済期間が貸与額に応じて 6 年から 14 年となっており、回収期間の方が長くなっている。

よって、今後も継続的に奨学金の実行が行われることにより貸与額は増加し未使用資金額は減少していくことになる。

しかし、当面は奨学資金として使用されない資金を保有することになり、この資金については有効活用することが可能である。

従って、将来の各年度の奨学金の貸付見込み額と返済額の長期的な資金繰りを検討し、当面使用見込みのない奨学資金については、未使用と見込まれる期間に応じ、債券や定期預金等での運用を検討すべきである。

【指定管理者制度】

6. 修繕費の負担

群馬県民会館管理運営業務仕様書（以下、「仕様書」という）は、施設・設備及び備品の維持補修に要する費用の負担関係を定めている。費用の負担関係は、「仕様書」の定めに基づいて行わなければならない。

「仕様書」では、物品の維持補修について 30 万円未満の施設等の修繕は、指定管理者の負担で行う旨を定めている。

平成 26 年 2 月 8 日に起案された「大ホール音響調整卓修繕」は、請負金額が 304,000 円と 30 万円以上であるので「仕様書」の定めでは、県の負担である。しかし、指定管理者の負担でなされていた。また仕様書と異なる対応をとるときは、県と事前協議をするべきであったが、事前協議もなされていなかった。

この案件については、緊急性があったことから、指定管理者の判断で実施をし、県へは事後報告としたものであるとのことである。

施設、設備及び備品等の維持補修にかかる修繕の負担は、「仕様書」の定めに従ってなされるべきであり、仕様書と異なる対応をとるときは、県と事前協議をする必要があると考える。

【意見 13】

「仕様書」では、30 万円未満の修繕については指定管理者の負担で行うこととされている。平成 26 年 2 月 8 日に起案された「大ホール音響調整卓修繕」は、請負金額が 304,000 円と 30 万円以上であるので「仕様書」の定めでは県の負担である。しかし、指定管理者の負担でなされていた。また仕様書と異なる対応をとるときは、県と事前協議をするべきであったが、事前協議もなされていなかった。

施設、設備及び備品等の維持補修にかかる修繕の負担は、「仕様書」の定めに従ってなされるべきであり、仕様書と異なる対応をとるときは、県と事前協議をする必要があると考える。

（参考）「仕様書」

3 指定管理者が行う業務の基準

（7）施設等の維持管理に関する業務の基準

ア 施設保守管理業務

（イ）指定管理者は、施設を安全かつ安心して利用できるように施設の保全に努めるとともに、建築物等の不具合（軽微な場合を除く）を発見した際には、速やかに群馬県に連絡すること。また、1 件 30 万円未満の施設、設備及び備品の維持補修にかかる修繕は、指定管理者の負担で行うこと。（以下、略）

7. 実績報告書における施設設備の維持管理状況の記載内容

県民会館は、群馬県教育文化事業団と、群馬県ビルメンテナンス協同組合（以下、「協同組合」という）を構成員とする群馬県民会館管理事業共同体（以下、「管理事業共同体」という）により、管理運営されている。代表者は、群馬県教育文化事業団である。

構成員は、群馬県民会館管理業務に関する共同事業体協定書（以下、「協定書」という）を締結し、県民会館の管理業務を分担している。

「管理事業共同体」の代表者である群馬県教育文化事業団は、「仕様書」の定めに基づいた業務を実施し、構成員が実施した業務内容を事業報告書（以下、「報告書」という）で報告している。

各施設設備の維持管理について報告される内容は、以下のとおりである。

- ア. 点検事業者名
- イ. 点検回数
- ウ. 実施日
- エ. 指摘事項

しかし、点検事業者には、教育文化事業団が委託した事業者と「協同組合」が委託した事業者に区分される。上記記載内容からは、「管理事業共同体」のいずれの構成員の業務であるかが明確ではない。

【意見 14】

県民会館は、教育文化事業団と「協同組合」を構成員とする「管理事業共同体」により管理運営されている。代表者は群馬県教育文化事業団であり、群馬県教育文化事業団は「仕様書」の定めに基づき、実施した指定管理業務を「報告書」で報告している。

「報告書」において各施設設備の維持管理について報告されているが、記載内容からは「管理事業共同体」のいずれの構成員の業務であるかが明確ではない。「管理事業共同体」は複数の構成員から構成されているので、責任の所在を明確にするために各管理業務を実施した構成員を明確にすることが望まれる。

8. 施設設備の不備に対する対応

「管理事業共同体」の代表者である群馬県教育文化事業団は、「仕様書」の定めに基づいた業務を実施し、構成員が実施した業務内容を事業報告書（以下、「報告書」という）で報告している。

消防設備保守点検では、以下の指摘がなされている。

- ・「非常用発電設備シリンダーヘッドカバーパッキンの交換と、カバー内バルブチェックが必要」
- ・「光電式スポット型感知型感知器の不良」
- ・「単独ベルの動作不良」

しかし、これらの指摘事項は今すぐに対応しなければならないものであるか、あるいはすぐに対応する必要のないものであるかについての記載はない。また、対応済みであるか否かについての記載もない。同報告書の別紙6で施設維持整備に関する提案として記載があるが、ページが離れており、一見してどのような対応をしたのかがわかりにくい。報告書で指摘された施設設備等の不備等に対しどのようなように対応したか、または、対応予定であるか等の顛末をわかりやすく記載することが望ましい。

【意見 15】

事業報告書において「施設設備等の維持管理状況」が報告されているが、消防設備保守点検について指摘事項が記載されている。

しかし、これらの指摘事項は今すぐに対応しなければならないものであるか、あるいはすぐに対応する必要のないものであるかについての記載はない。対応済みであるか否かについての記載もない。同報告書の別紙6で施設維持整備に関する提案として記載があるが、ページが離れており、一見してどのような対応をしたのかがわかりにくい。

報告書で指摘された施設設備等の不備等に対しどのようなように対応したか、または、対応予定であるか等の顛末をわかりやすく記載することが望ましい。

9. 清掃業務の内容

「仕様書」では、清掃業務を日常清掃・定期清掃・特別清掃に区分し、それぞれの内容を定めている。しかし、報告書では「仕様書」の区分で報告されていないため、「仕様書」に定める要件を充足しているかについて判断しにくい。また、「報告書」では、「仕様書」に定める定期清掃を特別清掃として記載しているため、特別清掃としてどのような業務を実施したかが不明となっている。

業務受託者から入手する「報告書」の内容は、「仕様書」に定める業務水準を満たしていることが容易にわかるようにするものであることが望まれる。

【意見 16】

「仕様書」では、清掃業務を日常清掃・定期清掃・特別清掃に区分し、それぞれの内容を定めている。しかし、報告書では「仕様書」の区分で報告されていないため、「仕様書」に定める要件を充足しているかについて判断しにくい。

「報告書」では、「仕様書」に定める区分で報告し、実施した業務が「仕様書」に定める水準を満たしていることが容易にわかるように記載することが望まれる。また、「報告書」で使用する用語は「仕様書」に定める用語を使用することが望ましい。

(参考)「仕様書」

3 指定管理者が行う業務の基準

(7) 施設等の維持管理に関する業務の基準

オ 清掃業務

良好な衛生環境、美観の維持に心がけ、公共施設として快適な空間を保つために必要な清掃業務を実施すること。

(ア) 日常清掃

清掃の実施頻度等その他の内容については、指定管理者が施設等の利用頻度に応じて現行の作業基準を参考にした上で適切に設定すること。衛生消耗品類は、常に補充された状態にすること。

(イ) 定期清掃

指定管理者は、日常清掃では実施しにくい清掃等（床洗浄ワックス塗布等）を確実にを行うため、施設等の利用頻度等に応じた定期清掃を行うこと。

(ウ) 特別清掃

指定管理者は、日常業務及び定期清掃の他に、必要に応じて清掃を実施し、施設等の適切な環境衛生、美観の維持に努めること。

「報告書」

5 施設設備等の維持管理状況

(18) 清掃業務

ア 現場責任者1名を含む5名以上を配置、催し物の開催に合わせ清掃人員計画を作成し、実施している。

イ 大ホールの利用のない日（例年実績より年間100日程度）の午後については、作業員の配置を2人以上の常駐としている。

ウ 保守点検日（年間およそ50日間）と休館日（12月29日～1月3日）には作業員配置無し。但し、保守点検日については、1名配置している。

エ 特別清掃として、硝子・カーペット等の清掃を2回／年の予定で実施している。

【会計】

10. 交際費の帳簿記録

群馬県教育文化事業団では、慣例により1年間の交際費の枠を理事長84,000円、常務理事50,000円と設定している。

期首において、当該交際費の枠の金額全額について交際費専用の通帳に資金移動を行い、交際費として処理を行っている。交際費の支出については、支出のつど出納責任者が上司の承認を受けて交際費専用の預金から引き出している。期末において、残った資

金については交際費の戻入処理を行っている。

1年間の交際費は証憑とともに補助簿としてまとめられているが、総勘定元帳上では、4月に通帳の移動額の記帳と3月に残額の戻入処理を行っているのみである。

平成25年度の総勘定元帳における「交際費」の記録は、下記のとおりである。

交際費（管理費）平成25年4月12日（摘要）理事長交際費 84,000円

〃 平成26年3月19日（摘要）交際費戻入 26,895円

交際費（事業費）平成25年4月12日（摘要）常務理事交際費 50,000円

〃 平成26年3月29日（摘要）交際費 常務理事 30,000円

公益法人会計基準 第1総則の2一般原則(2)では「財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成されなければならない。」としており、「正規の簿記の原則」の要件のひとつとして、法人の活動のすべてが網羅的に記録されることを必要としているが、上記のような会計記録では、この要件を一部満たしていないといえる。

公益法人会計基準における「正規の簿記の原則」に準拠するよう、法人の活動のすべてを網羅的に記録すべきである。すなわち、交際費枠の期首時点での金銭の払い出し（交際費専用口座への振替）や残金の戻入処理（交際費専用口座からの返金）のみを記録するのではなく、理事長及び常務理事の1年間に支出した交際費について、発生した取引ごとに日付、取引の相手先及び支出先、金額、具体的な内容を適時に記帳し、記録することが必要となる。

【意見 17】

群馬県教育文化事業団では、交際費の処理について、期首に交際費専用通帳に資金移動を行い、出納責任者が上司の承認を受けてこの専用通帳から必要額を支出し、期末に残った資金を戻入処理している。

1年間の交際費は証憑とともに補助簿としてまとめられているが、総勘定元帳上では、4月に通帳の移動額の記帳と3月に残額の戻入処理を行っているのみである。

平成25年度度の総勘定元帳における「交際費」の記載は、下記のとおりである。

交際費（管理費）平成25年4月12日（摘要）理事長交際費 84,000円

〃 平成26年3月19日（摘要）交際費戻入 26,895円

交際費（事業費）平成25年4月12日（摘要）常務理事交際費 50,000円

〃 平成26年3月29日（摘要）交際費 常務理事 30,000円

上記のように総勘定元帳上での記録では、4月に通帳の移動額の記帳と3月に残額の戻入処理を行っているのみである。

公益法人会計基準 第1総則の2一般原則(2)では「財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成されなければならない。」としており、法人の活動のすべてが網羅的に記録されることを規定している。

そのため、総勘定元帳においても、交際費枠の期首時点での金銭の払い出し（交際費専用口座への振替）や残金の戻入処理（交際費専用口座からの返金）のみを記録するのではなく、理事長及び常務理事の1年間に支出した交際費について、発生した取引ごとに日付、取引の相手先及び支出先、金額、具体的な内容を適時に記帳し、網羅的に取引を記録することが必要である。

11. 長期貸付金（奨学貸付金）に係る貸倒引当金及び回収業務

（1）長期貸付金（奨学貸付金）に係る貸倒引当金の設定

奨学金返還未納者一覧表によれば、平成26年3月末時点での貸付金の返済未収額は4,089,435円（うち、12か月以上延滞金額は2,439,559円）であり、また奨学金未納者は平成26年3月末時点で59名であり、その返還残額の総額は期日未到来分も含め、28,005,335円である。

群馬県教育文化事業団では、現在、奨学貸付金の期末残高461,321,132円（奨学生799人）に対して、税法上の法定繰入率（1,000分の6）分を貸倒引当金（2,767,926円）に計上しており、回収不能額を見積ったうえでの貸倒引当金の設定は行っていないことから、奨学貸付金の評価が適切に行われていない可能性がある。

公益法人会計基準には下記の記載がある。

法人の財政状態を適切に表すため、資産の貸借対照表価額について「受取手形、未収金、貸付金等の債権については、取得価額から貸倒引当金を控除した額をもって貸借対照表価額とする。

よって、奨学貸付金については、回収可能性を見積もったうえ貸倒引当金を設定することにより適正な債権の評価を行うことが期待されるといえる。

なお、会計制度委員会報告14号「金融商品に関する実務指針」では、以下のように債権区分に応じて貸倒引当金の算定方法が定められているので一定の参考とすることができる。

<参考資料>

債権の区分	内容	算定方法
①一般債権	下記②、③以外の債権	債権金額×貸倒実績率
②貸倒懸念債権	債権の弁済に重大な問題が生じている（※1）か、または生じる可能性の高い（※2）債務者に対する債権 （※1） ・1年以上の延滞 ・約定弁済条件を大幅に緩和 （※2） ・業況などが不安定 ・財務内容に問題あり （債務超過、実質債務超過）	債権金額 △担保の処分見込額 △保証による回収見込額 ××× ⇒債務者の支払能力を考慮し、貸倒見積額を算定（簡便法：50%）
③破産更生債権等	経営破綻（※3）または実質的に経営破綻に陥っている（※4）債務者に対する債権 （※3） ・法的、形式的な経営破綻 （会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分） （※4） ・法的、形式的に経営破綻の事由は生じていないが、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しなし （大幅な実質債務超過）	債権金額 △担保の処分見込額 △保証による回収見込額 ××× ⇒貸倒見積額を算定（100%）

例えば、貸倒見積り額の計算例として、上記の表②貸倒懸念債権を奨学貸付金のうち1年以上の延滞貸付額2,439,559円とみなし、貸倒れの可能性を1,219,780円(2,439,559円×50%)と見積もる方法などがある。

なお、奨学貸付金が破産更生債権等に該当する場合は、個人的な自己破産や個人版民事再生法を適用した者が該当する。連帯保証人からの回収の可能性も考慮しつつも、法的整理を行った者からの債権の回収の可能性は著しく低いと考えられるため、相応の貸倒れの見積りが必要となると考えられる。

(2) 長期貸付金（奨学貸付金）の回収業務

奨学貸付金の回収業務については、口座振替結果（各月12日）により引落が確認できなかった未返還者宛に対し、返還納付通知を送付したうえで、その当月末までに返還されなかった者に対して電話による督促を行う。さらに未納が発生してから2か月後には督促状を送り、5か月後には連帯保証人（親権者他計2名）にも保証債務履行請求書を送っている。

なお、連帯保証人へ督促しても、連帯保証人自身も債務返済義務の認識が薄く、代位弁済もあまり進んでいないということである。

群馬県教育文化事業団では、平成 27 年度から返還事務担当者を増員し、未実施であった未納者への家庭訪問、サービサーへの委託、本人及び連帯保証人に支払督促の申立予告等を準備するとのことであるが、奨学金貸付残高は平成 23 年度末で 396,145,952 円、平成 24 年度末では 439,180,953 円、平成 25 年度末では 461,321,132 円と増加傾向にあり、今後、貸付金の延滞を増加させないための適切な対策や効果的な回収業務の整備が望まれる。

【意見 18】

奨学金返還未納者一覧表によれば、平成 26 年 3 月末時点での貸付金の返済未収額は 4,089,435 円（うち、12 か月以上延滞金額は 2,439,559 円）である。

群馬県教育文化事業団では、現在、奨学貸付金の期末残高 461,321,132 円（奨学生 799 人）に対して、税法上の法定繰入率（1,000 分の 6）分を貸倒引当金（2,767,926 円）に計上しており、回収不能額を見積ったうえでの貸倒引当金の設定は行っていないことから、奨学貸付金の評価が適切に行われていない可能性がある。

公益法人会計基準には下記の記載がある。

法人の財政状態を適切に表すため、資産の貸借対照表価額について「受取手形、未収金、貸付金等の債権については、取得価額から貸倒引当金を控除した額をもって貸借対照表価額とする。

よって、奨学貸付金については回収可能性を検討し、債権の区分（一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等）に応じて回収可能性を見積り、貸倒引当金を設定することが望ましい。

また、貸付金の回収業務については、期日通りの返済がなされない場合、未納が発生してから 2 か月後には督促状を送り、5 か月後には連帯保証人（2 名）にも保証債務履行請求書を送っているが、長期滞納者に対し、郵送や電話による回収にとどまるのが現状である。

群馬県教育文化事業団では、平成 27 年度から返還事務担当者を増員し、未実施であった未納者への家庭訪問、サービサーへの委託、本人及び連帯保証人に支払督促の申立予告等を準備するとのことであるが、奨学金貸付残高は増加傾向にあることもあり、今後、貸付金の延滞を増加させないための適切な対策や効果的な回収業務の整備が望まれる。

12. 退職給付引当金と引当預金の不足

群馬県教育文化事業団の職員への退職手当については退職手当規程において、対象者や支給額、支給方法等が定められている。また、退職給付引当金の計上基準は、「職員の退職給与に備えるため、期末退職給与の自己都合要支給額の 100%に相当する額を計上している」となっている。そして、実際の退職手当の財源については特定資産において預金積立が行われている。

過去3年間の退職給付引当金と特定資産との関係は以下の通りである。

(単位：円)

年度	退職給付引当金 期末残高 (①)	退職給付引当預金 期末残高 (②)	不足額 (②-①)
平成23年度	91,266,900	67,777,704	△23,489,196
平成24年度	98,637,800	73,329,555	△25,308,245
平成25年度	102,465,100	72,718,044	△29,747,056

職員の退職手当の財源は原則として特定資産からの支払となるため、残高ベースで見ると、引当金に対して特定資産が不足している状況が続いている。今後、定年退職者が増加傾向となる現況を考えると、財源不足に対する対策を講じるべく毎期スケジューリングを行い財源が枯渇するといった不測の事態に備えるべきである。

また、群馬県教育文化事業団は上述したように、定年退職者が増加傾向にあり、具体的には今後、5年以内に定年退職者が6名予定(うち平成26年度退職者2名を含む)されている。現行での会計処理では退職給付引当金は期末退職給与の自己都合要支給額で計上しているため、特別支給額で支払われる定年退職者が多く予定されている現在では、会計処理が実態と乖離する可能性が高く適切な処理とはいえない。

以下は、退職手当の支給対象者全員について平成25年度末での退職給付引当金について現行処理(自己都合要支給額)と定年退職を前提とした引当額(特別退職手当額)との差額である。

(単位：円)

年度	自己都合要支給額 (①)	特別退職手当額 (②)	不足額 (②-①)
平成25年度	102,465,100	127,839,900	△25,374,800

上記は、退職手当が支給される対象者全員について定年を前提に計算したものであるが、現在の職員が全員定年まで在籍すると想定することは現実的ではないため、実態に合わせるべく、例えば55歳以上の職員のみを特別退職手当額とし、それ以外の職員については現行通り自己都合要支給額で引当金額を計算すると、以下のようになる。

(単位：円)

年度	自己都合要支給額 (①)	特別退職手当額 (②)	不足額 (②-①)
平成25年度	102,465,100	117,360,800	△14,895,700

しかしながら、いずれにせよ、近い将来、大きな支出の発生可能性が高いことを鑑みると、自己都合による退職の場合の要支給額のみでは引当額が大きく不足している状況である。

したがって、例えば、職員が5年後に定年を迎えることになった時点から、特別退職手当額（定年退職を前提とした支給額）と自己都合の要支給額の差額を5年間で引き当て処理を行うなど、差額の負担を支給時ではなく一定期間で案分する方法等の処理を行うことが群馬県教育文化事業団の財政状態の実態をより適切に表すことになると判断する。

【意見 19】

退職手当に伴い会計上手当を行っている退職給付引当金の計上基準は、「職員の退職給与に備えるため、期末退職給与の自己都合要支給額の100%に相当する額を計上している」となっている。そして、実際の退職手当の財源については特定資産において預金積立が行われている。

職員の退職手当の財源は原則として特定資産からの支払となるため、残高ベースで見ると、退職給付引当金に対して特定資産が不足している状況が続いており、平成26年3月末時点では29,747千円の不足額がある。

今後、定年退職者が増加傾向となる現況（平成26年度退職者2名を含む計6名の定年退職予定者）を考えると財源不足に対する対策を講じるべく毎期スケジュールリングを行い財源が枯渇するといった不測の事態に備えるべきである。

また、現行での会計処理では退職給付引当金は期末退職給与の自己都合要支給額で計上しているため、特別支給額で支払われる定年者退職者が多く予定されている現在では、会計処理が実態と乖離する可能性が高く、適切な処理とはいえない。

退職手当の支給対象者全員について平成25年度末での退職給付引当金について現行処理（自己都合要支給額）と定年退職を前提とした引当額（特別退職手当額）との差額は14,895千円（不足）である。（55歳以上の職員のみを特別退職手当額とし、それ以外の職員については現行通り自己都合要支給額で引当金額を計算した場合）

このように、近い将来、大きな支出の発生可能性が高いことを鑑みると、自己都合による退職の場合の要支給額のみでは引当額が大きく不足している状況である。

したがって、例えば職員が5年後に定年を迎えることになった時点から、特別退職手当額（定年退職を前提とした支給額）と自己都合要支給額の差額を5年間で引き当てるなど、差額の負担を支給時ではなく一定期間で案分する方法等の処理を行うことが群馬県教育文化事業団の財政状態の実態をより適切に表すことになると判断する。

13. 賞与引当金の計上の必要性

群馬県教育文化事業団における職員の期末・勤勉手当は年2回（6月及び12月）であるが、支給される手当に対する対象期間の考え方に疑問がある。

給与規程において「在職期間による支給率の調整は、基準日前6月以内の職員の在職期間の区分に応じて調整率を乗じて行うものとする」旨の記載があり、その概要は以下の通りである。

手当区分	支給月	基準日	支給対象期間
期末手当	6月	6月1日	前年12月1日から5月31日
勤勉手当	12月	12月1日	6月1日から11月30日

現状、期末・勤勉手当の会計処理については支出時の費用として処理されている。

ここで、毎年6月に支給される期末手当についてはその対象期間が前年の12月から5月までの6ヶ月間であるため支給月の途中で決算月（3月）が入ることになる。群馬県教育文化事業団の会計規程では、引当金の計上基準についても規定されており、具体的には「賞与引当金・・・支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上」と定められているが、支出時に費用処理する現行の処理では費用計上が適正に期間対応できていない状況である。

したがって、3月末の決算では期末・勤勉手当支給予定額の6分の4（支給見込額のうち当期に帰属する額であり、12月から3月までの4ヵ月分）を賞与引当金等として計上すべきである。なお、直近の平成26年度（平成26年6月支給）期末・勤勉手当は総額で12,950千円でありこれを期末時点（平成26年3月末）で引当金計上すると仮定した場合、引当金の残高は8,633千円となり金額的な重要性もあると考えられる。

【意見 20】

現状、期末・勤勉手当の会計処理については支出時の費用として処理されている。群馬県教育文化事業団における職員の期末・勤勉手当は年2回（6月及び12月）であるが、当該手当に対する対象期間の考え方に疑問がある。

毎年6月に支給される期末・勤勉手当についてはその対象期間が前年の12月から5月の6ヶ月間であるため支給月の途中で決算月（3月）が入ることになる。群馬県教育文化事業団の会計規程では、引当金の計上基準について規程があり「賞与引当金・・・支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上」と定められているが、支出時に費用処理する現行の処理では費用計上が適正に期間対応できていない状況である。

よって、今後は3月末の決算では期末・勤勉手当支給予定額の6分の4（支給見込額のうち当期に帰属する額であり、12月から3月までの4ヵ月分）を賞与引当金等として計上すべきである。

第3 公益財団法人 群馬県スポーツ協会

担当部局：生活文化スポーツ部

1. 法人の概要

(1) 基本情報

法人の名称	公益財団法人 群馬県スポーツ協会
所在地	群馬県前橋市関根町 800 番地
設立年月日	昭和 52 年 10 月 1 日
代表者名	理事長 野本彰一
資本金	731,515 千円
県の出資割合	68.7%
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・健康スポーツ指導者バンク運営事業・教室・公開講座開催事業・青少年スポーツ育成事業・社会参加促進事業・県民体力づくり相談事業・スポーツ医科学普及事業・国民体育大会派遣事業・指導者研修・養成事業・競技力向上対策事業・競技力向上支援事業・公有スポーツ施設の受託管理

(2) 沿革

群馬県スポーツ協会、は昭和 52 年 10 月に財団法人群馬県スポーツ振興事業団として設立され、その後、平成 23 年 10 月に財団法人群馬県体育協会と合併、財団法人群馬県スポーツ協会として活動を行っていたが、平成 25 年 4 月公益財団法人へ認定され移行、現在に至っている。

(3) 設立の目的

県民総スポーツを目標として、スポーツの健全なる普及発展に努め、競技力向上と生涯スポーツの振興及び県民体力の保持増進を図り、もって健康で明るく豊かなスポーツ健康立県を実現することを設立目的とする。(定款第 3 条)

(4) 事業の概要

法人の設立目的を達成するため、次の事業を実施している。

① 健康スポーツ指導者バンク運営事業

年齢や体力等に応じたスポーツの指導ができる人材の育成及び資質向上を目的とする研修会・講習会を開催するとともに、地域、職域等のニーズに応じた指導者を派遣し、年齢や体力等に応じたスポーツの指導を行い、県民の健康に対する意識の高揚と健康の保持増進を図る事業。

具体的には以下の事業である。

- ・健康・体力づくり巡回指導
- ・健康スポーツ指導者養成講習会（及び研修会）
- ・生涯スポーツ講習会

② 教室・公開講座開催事業

県民が誰でも気軽にスポーツに触れる機会を提供することで、スポーツの楽しさと汗をかく爽快感を味わい、健康・体力の保持増進を図るとともにスポーツを通じて仲間の輪が広がることを目的に施設の特性を活かした各種教室、公開講座を開催する事業。

具体的な教室及び講座は以下の通りである。

- ・テニス（ナイターを含む）公開講座
- ・初心者アイススケート教室
- ・エンジョイ健康教室

③ 青少年スポーツ育成事業

スポーツ少年活動団体を通じて、そこから生まれる喜びや楽しさが新たな感動を呼び起こし、さらには協調性や想像性など、生きる上で基本となる豊かな情操を養う。また、スポーツを通じて社会のルールを学び相手を思いやる心を養うなど良き社会人への成長に結びつけることを目的とした事業。

具体的な事業は以下の通りである。

- ・スポーツ少年団大会開催
- ・スポーツ少年団顕彰
- ・指導者養成

④ 社会参加促進事業

スポーツによって、年齢や障がいの有無に関係なく誰もが生きがいのある豊かな生活を営むことができる社会の創造を目指し、受託事業を開催し、高齢者及び障がい者の積極的な社会参加を推し進めることで様々な人との交流を図り仲間の輪を広げ、生きがいづくりと社会参加の促進を目的とする事業。なお、平成25年度の受託事業は以下の通り。

- ・ぐんまねりんピック2013（県長寿社会づくり財団からの受託）
- ・群馬県障害者スポーツ大会2013（県障害者スポーツ協会からの受託）

⑤ 県民体力づくり相談事業

現代の生活環境では運動不足や食生活の変化、日常生活のストレスの増加により生活習慣病などの問題を抱えている人が増えている。そのため、県民が健康で快適に生活できるように、安全で無理のない運動・スポーツ指導を行い、健康の保持増進・体力の向上が図れるよう「県民体力づくり相談事業」として、県民のスポーツニーズ（レベル）に応じた各種測定・メディカルチェック及び栄養指導を行う事業。

⑥ スポーツ医科学普及事業

県民が生涯にわたりあらゆる機会と場所において、安全にそして効果的にスポーツを行うことができるようにするために、薬物に対する意識を高め、スポーツ障（傷）害の予防と個々の診断に対する対処方法を指導し、自主的・自立的に適性や健康状態に応じたスポーツを行うことができるよう以下の事業を行う

- ・アンチドーピング指導
- ・スポーツドクター研修会
- ・アスレティックトレーナー養成講習会
- ・医科学講演会

⑦ 国民体育大会派遣事業

国民体育大会本大会及び冬季大会、関東ブロック大会において本県選手が活躍することは、県民へ感動と活力を与えるとともに、スポーツへの意識を高め、各種スポーツの普及振興にも寄与する。本県選手団が活躍するため、競技力の高い代表選手の選考及び派遣並びに激励活動等を行う事業。

⑧ 指導者研修・養成事業

県民がスポーツへの関わり方に応じて安全で、正しく、楽しいスポーツができるよう、年齢、競技レベルに応じた適切なスポーツ指導のできる公認スポーツ指導員の養成を目的に日本体育協会と各関係競技団体と連携を行い以下のような講習会を実施する事業。

- ・スポーツ指導員養成講習会
- ・スポーツ指導者研修会

⑨ 競技力向上対策事業

本県出身のスポーツ選手が国際大会や全国大会で活躍することは、郷土意識を盛り上げ多くの県民に感動や活力を与えることになる。そこで、本県が高い水準で安定した競技力を確保し、各種大会等において、優秀な成績を収め

るため、経済的基盤の整備や指導者の確保、一貫指導体制の確立等に取り組
み、競技力向上の推進を図る事業。

具体的な事業は以下の通りである。

- ・選手強化対策事業
- ・ぐんまスーパーキッズプロジェクト事業
- ・関東ブロック突破等対策プロジェクト
- ・マネジメントコーチ設置事業
- ・スポーツ医科学活用事業
- ・拠点施設活用事業
- ・ジュニア育成事業
- ・指導者養成

⑩ 競技力向上支援事業

県民のスポーツへの関心を高め、夢と感動を与えることは元気で活力に満
ちた社会形成に繋がると考える。そこで、好成績が収められるようトップア
スリートの活動を支援するとともに、スポーツに興味関心をもった県民へ気
軽に各種大会等に参加する機会を与えることでスポーツの底辺拡大を図る事
業。

具体的な事業は以下の通りである。

- ・国体選手競技力向上支援事業
- ・大会等支援事業
- ・スポーツ顕彰事業

⑪ 公有スポーツ施設の受託管理事業

「群馬県総合スポーツセンター」の指定管理者業務

(5) 基本財産	730,119 千円
(内訳) 投資有価証券	708,843 千円
定期預金	21,276 千円

(6) 人員構成

区分		一般	プロパー	県現職	県OB	計
役員	会長	1				1
	副会長	2		1		3
	理事長				1	1
	理事	17		2	2	21
	監事	1		1		2
職員	事務局長				(1)	(1)
	次長		1			1
	一般職員		16			16
	嘱託・臨時	20				20
合計		41	17	4	3	65

(注) 事務局長は業務執行理事を兼ねているため、理事数に含めている。

2. 財務状況

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
流動資産	70,267	60,799	70,136	注 1
固定資産	1,160,845	1,169,677	1,181,926	注 2
流動負債	39,930	31,974	43,310	注 3
固定負債	107,500	115,875	124,764	注 4
正味財産	1,083,681	1,082,627	1,083,988	—

備考 資産・負債の主な内訳 (平成 25 年度決算)

- 注 1 流動資産 普通預金 54,515 千円
- 注 2 固定資産 投資有価証券 (基本財産) 708,843 千円、
あかぎ国体記念スポーツ振興基金 (特定資産) 319,657 千円
退職給付引当資産 (特定資産) 109,014 千円
- 注 3 流動負債 未払金 32,793 千円
- 注 4 固定負債 退職給付引当金 124,764 千円

(2) 正味財産増減計算書

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
経常収益	500,633	706,414	703,465	注 1
経常費用	504,396	707,347	705,303	注 2
当期経常増減額	△3,762	△933	△1,838	—
経常外収益	—	—	—	—
経常外費用	721	—	—	—
当期一般正味財産増減額	△4,484	△933	△1,838	—

備考 経常収益・経常費用の主な内訳 (平成 25 年度決算)

- 注 1 経常収益
県補助金 (受取補助金) 105,381 千円
県競技力向上対策補助金 (受取補助金) 200,000 千円、
指定管理運営事業委託料 (受取委託料) 289,645 千円
- 注 2 経常費用
給料 (事業費) 59,232 千円、旅費交通費 (事業費) 51,751 千円
光熱水費 (事業費) 81,828 千円、委託料 (事業費) 101,409 千円
負担金補助及び交付金 (事業費) 193,855 千円

(3) 群馬県の出資法人への関与状況

・公的支援（フロー）

（単位：千円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
補助金（助成金）	157,583	361,517	351,591	注 1
利子補給	—	—	—	—
税の減免	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	157,583	361,517	351,591	—
（参考）委託料	290,063	289,645	289,645	注 2

備考 注 1 補助金の内訳（平成 25 年度決算）

- 群馬県スポーツ協会運営費補助 105,282 千円：運営費を定額補助
- スポーツ少年団活動育成費 100千円：運営費を定額補助
- 競技力向上対策 200,000千円：選手強化費を定額補助
- 国体関東ブロック大会派遣 18,554千円：大会参加選手に対する派遣費を定額補助
- 国体派遣 25,459千円：大会参加選手に対する派遣費、ユニフォーム代を補助
- 国体入場行進飾花 90千円：国体開会式入場行進における飾花作成費を定額補助
- 国体輸送費 106千円：国体における競技物品等の輸送費を補助
- 国体関東ブロック大会開催 2,000千円：国体関東ブロック大会実施要領で定められた負担金を定額補助

備考 注 2 委託料の内訳（平成 25 年度決算）

- 総合スポーツセンター指定管理料 289,645千円

・公的支援（ストック）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
損失補償契約に係る債務残高	—	—	—	—
貸付金残高	—	—	—	—
出資金	502,700	502,700	502,700	—
合計	502,700	502,700	502,700	—

【事業活動】

3. 事業計画への金額記載

群馬県スポーツ協会では単年度の事業計画があり、事業計画書では事業体系図、基本方針、その後、各事業に関して具体的な方針及びイベント等の内容（日時及び参加予定人数等）が記載されている。

一方で、群馬県スポーツ協会では別途各事業について予算も作成しており、各事業の予算額の把握が可能である。

事業計画とは、目標があり、その目標を達成するための課題があり、その課題を解決するための方策があるといった流れから作成されるものであり、現状の事業計画書においてもその目的はある程度達成されている。

しかしながら、金額のない事業計画では、計画作成側（団体実務側）、計画を見る側（理事、評議員や県など）のいずれも、計画のどこに比重が置かれているか、前年度と比べるとどこがどの程度の規模で変化しているのか、などの可視化が難しい。

別途予算がある以上、事業計画には数値も織り込んだ形で作成すべきであると考えられる。なお、人数を含め、前年度実績との比較形式で記載することにより、より明確な計画になる。

【意見 21】

現状の事業計画は金額（予算等）の記載がなく、計画作成側（団体実務側）、計画を見る側（理事、評議員や県など）のいずれも、計画のどこに比重が置かれているか、前年度と比べるとどこがどの程度の規模で変化しているのか、などの可視化が難しい。別途予算がある以上、事業計画には予算等の金額も織り込んだ形で作成すべきである。

4. アンケート結果の情報開示

群馬県スポーツ協会では事業活動の結果評価として、7年前より毎年利用者向けにアンケートを実施しており、その結果も集計している。

アンケートの内容（概要）は、以下の通りである。

①実施理由

指定管理者制度に伴う事業評価（モニタリング）の一環

②実施内容

施設の利用状況、食堂・宿泊棟について、その他（施設全般についての要望）

③調査人数

男女合わせて 400 名

アンケート実施の主目的は、実施理由にも記載の通り指定管理者としての事業評価である。一般的にアンケートを実施する本来の意味は特定の問題を解決するためであると考えられるが、群馬県スポーツ協会のアンケートは施設の利用者の満足度が中心であり、

満足度の高低が特定の問題と把握されているのであれば、その結果を開示することによって開示される側（県民）にとってもプラスとなり、開示する側にとっても公共機関である以上、公明性、透明性が確保される上に、県民へのアピールにもつながる。

さらに、アンケートはあくまでサンプル調査（400名）であるため、結果をホームページ等で公開することによって、より多くの知らない意見、情報収集にもつながるものと考えられる。

以上より、群馬県スポーツ協会のホームページにおいてアンケート結果を開示すべきであると考ええる。なお、開示に際しては前年や過去の平均との比較形式で見せることにより一層充実した内容になると思われる。

【意見 22】

群馬県スポーツ協会では事業活動の結果評価として、7年前より毎年利用者向けにアンケートを実施しており、その結果も集計している。群馬県スポーツ協会のアンケートは施設の利用者の満足度が中心であり、満足度の高低が特定の問題と把握されているのであれば、その結果を開示することによって開示される側（県民）にとってもプラスとなり、開示する側にとっても公共機関である以上、公明性、透明性が確保される上に、県民へのアピールにもつながる。

さらに、アンケートはあくまでサンプル調査（400名）であるため、結果をホームページ等で公開することによって、より多くの知らない意見、情報収集にもつながるものと考えられる。

よって、群馬県スポーツ協会のホームページにおいてアンケート結果を開示すべきであると考ええる。

5. 補助金の配分方法の公開（競技力向上対策費補助金）

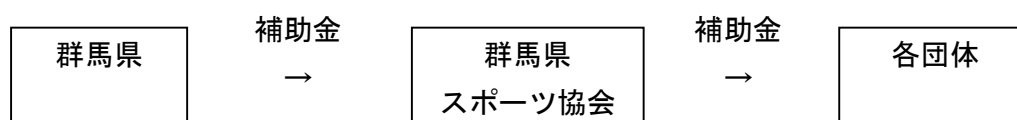
群馬県のスポーツの競技力向上を図るとともに、その活躍により県民に夢と感動を与え、群馬県のスポーツの振興を図るため、競技力向上対策事業として、群馬県から群馬県スポーツ協会に対して補助金が交付されている。

群馬県から群馬県スポーツ協会に交付された補助金は、さらに各団体に配分されて交付されている。平成25年度には、41団体に補助金が交付されている。

補助金が交付された各団体名は、以下のとおりである。

一般財団法人群馬陸上競技協会、群馬県水泳連盟、一般社団法人群馬県サッカー協会、群馬県テニス協会、群馬県ボート協会、群馬県ホッケー協会、群馬県ボクシング連盟、群馬県バレーボール協会、群馬県体操協会、群馬県バスケットボール協会、群馬県レスリング協会、群馬県セーリング連盟、群馬県ウエイトリフティング協会、群馬県ハンドボール協会、群馬県自転車競技連盟、群馬県ソフトテニス連盟、群馬県卓球協会、群馬県野球連盟、群馬県相撲連盟、群馬県馬術連盟、群馬県フェンシング協会、群馬県柔道連盟、群馬県ソフトボール協会、群馬県バドミントン協会、群馬県弓道連盟、群馬県ラ

イフル射撃協会、群馬県剣道連盟、群馬県ラグビーフットボール協会、群馬県山岳連盟、群馬県カヌー協会、群馬県アーチェリー協会、群馬県空手道連盟、群馬県銃剣道連盟、群馬県クレ射撃協会、群馬県なぎなた連盟、群馬県ボウリング連盟、群馬県ゴルフ連盟、群馬県トライアスロン協会、群馬県高等学校体育連盟、群馬県中学校体育連盟、冬季国体推進室



群馬県から群馬県スポーツ協会に交付された補助金は、群馬県スポーツ協会からさらに各団体に配分されて交付されているが、その配分は以下のような基準に基づいて算定されている。

補助金 = (1) 基礎配分 (一定金額) + (2) 競技力配分

- (1) 基礎配分は、団体につき一律の金額である。
- (2) 競技力配分は、主に競技の実績やランク等によって配分額を決定しており、例えば、以下のような基準がある
 - ・過去5年間の国体における獲得得点
 - ・過去5年間の平均獲得得点率
 - ・競技カランク (A、B、C、D)

各団体への補助金額は、主に競技の実績やランク等によって決定されてきたが、これまで補助金の配分方法について、各団体に公開されていなかった。

補助金の配分方法が各団体へ公開され、団体の成績によって補助金が増額されることがわかれば、各団体の成績向上意欲が高まると思われる。また、配分方法が公開されることによって、公平性も担保されると考える。

【意見 23】

群馬県のスポーツの競技力向上を図るとともに、その活躍により県民に夢と感動を与え、群馬県のスポーツの振興を図るため、競技力向上対策事業として、群馬県から群馬県スポーツ協会に対して補助金が交付されている。群馬県から群馬県スポーツ協会に支給された補助金は、さらに各団体に配分されて交付されている。

各団体への補助金額は、主に競技の実績やランク等によって決定されてきたが、これまで補助金の配分方法について、各団体に公開されていなかった。

補助金の配分方法が各団体へ公開され、団体の成績によって補助金が増額されることがわかれば、各団体の成績向上意欲が高まると思われる。また、配分方法が公開される

ことによって、公平性も担保されると考える。

したがって、各団体への補助金の配分方法を公開することが望ましいと考える。

6. 高額の報償費（競技力向上対策事業）

競技力向上対策事業では、補助対象となる経費（補助対象経費）は、スポーツの振興等に関する経費とし、報償費、旅費、食糧費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、筆耕翻訳料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金等と定められている。（群馬県スポーツ振興費補助金交付要綱 第3条）

補助対象経費について、補助金が多額に支出されることを防ぐために、用途の基準額（競技力対策用途基準額表）が定められている。

例えば、県外講師については、以下のような基準額がある。

項目	一般基準額	合宿等基準額
交通費	急行・座席指定・新幹線	同左
宿泊費	11,800 円以内	同左
報償費	1 日 20,000 円以内	同左

競技力向上対策費用途基準額表には、県外講師の報償費の1日あたりの基準額（いわゆる日当）として、1日20,000円以内と規定されている。

ただし、競技によっては、講師に多額の謝金を支払わなければならない場合もあるため、一部の団体では、1日20,000円を超える報償費が支払われていることがある。

平成25年度の事業実績報告書を閲覧したところ、ある団体において講師の謝礼金として1日あたり10万円が支給され、県外講師の1日あたりの報償費の基準額を超過していた。

しかしながら、1日あたり20,000円を超える高額の報償費を支払い、用途基準額の限度額を超えているにもかかわらず、事業実績報告書等においてその理由（なぜ、多額の報償金を支給したのか）が記載されていなかった。

用途基準額の限度額を超過する経費については、経費支出の必要性を確認するために、実績報告書等に理由の記載を求めるべきであると考えます。

【意見 24】

競技力向上対策事業において、補助対象経費に関して補助金が多額に支出されることを防ぐために、用途の基準額（競技力対策用途基準額表）が定められている。県外講師の報償費の1日あたりの基準額（いわゆる日当）として、1日20,000円以内と規定されている。

平成25年度の事業実績報告書を閲覧したところ、ある団体において講師の謝礼金として1日あたり10万円が支給され、県外講師の1日あたりの報償費の基準額を超過していた。1日あたり20,000円を超える高額の報償費を支払い、用途基準額の限度額を

超えているにもかかわらず、事業実績報告書等においてその理由が記載されていなかった。

使途基準額の限度額を超過する経費については、経費支出の必要性を確認するために、実績報告書等に理由の記載を求めるべきであるとする。

【組織】

7. プロパー職員の理事登用

理事とは理事会を構成するメンバーであり、理事会は法人の業務執行の決定、理事の職務執行の監督、会長、副会長、理事長及び業務執行理事の選定及び解職の権限を有している。つまり、理事は法人の重要事項を決定する機関（理事会）の構成員であり、事業の方針次第で群馬県スポーツ協会が大きく舵を取るようになるため、その職責は大きい。

群馬県スポーツ協会では理事の選任については公益法人移行以前より、県の現役職員やOBが任命されているのが慣例となっている。県が出捐団体（外部機関）として運営している以上、その責任者（理事長を含む常勤理事）が県出身者であることの合理性はあると考える。

しかしながら、群馬県スポーツ協会は前身母体であるスポーツ振興事業団が設立されて既に30年以上が経過しており、プロパー職員の中には勤続年数が長い者もあり、群馬県スポーツ協会の業務内容には相当程度、精通している。また、職員の中には過去にスポーツ選手として国体等で活躍した者もいる。群馬県スポーツ協会の業務に精通しており、かつ、自らが選手として活動していたプロパー職員を理事に登用することで、長年の実務の経験に基づく知恵や発想等が経営者の立場になることで新たに生まれ、群馬県スポーツ協会の設立目的である、スポーツの健全なる普及発展に努め、スポーツ健康立県を実現するという目標も今以上に満たせるものとする。

また、群馬県スポーツ協会に限らず県の出捐団体は県からの補助金が削減傾向にある昨今では、各団体は独立した財団としての自立経営が今まで以上に求められるところであるが、群馬県スポーツ協会が自立し今後継続して安定的な経営を行っていくためにも、群馬県スポーツ協会の出身者であるプロパー職員の理事への登用が望まれるところである。

さらに、プロパー職員の理事登用が実現されれば、今後の職員のモチベーションアップにもつながり、結果的に組織として、より活性化することも期待できる。

以上より、今後理事の選定にあたっては群馬県スポーツ協会のプロパー職員（OBを含む）人材を登用することも視野に入れるべきである。

【意見 25】

理事は法人の重要事項を決定する機関（理事会）の構成員であり、事業の方針次第で群馬県スポーツ協会が大きく舵を取るようになるため、その職責は大きい。

群馬県スポーツ協会では理事の選任については公益法人移行以前より、県の現役職員やOBが任命されているのが慣例となっているが、県が出捐団体（外部機関）として運営しているためその責任者を県出身者に任せることに一定の合理性はある。

しかしながら、群馬県スポーツ協会は発足して既に30年以上経過しており、プロパー職員の中には勤続年数が長い者もあり、群馬県スポーツ協会の業務内容には相当程度、精通している。また、職員の中には過去にスポーツ選手として国体等で活躍した者もいる。また、群馬県スポーツ協会に限らず県の出捐団体は県からの補助金が削減傾向にある昨今では、各団体は独立した財団としての自立経営が今まで以上に求められるところであるが、群馬県スポーツ協会が自立し今後継続して安定的な経営を行っていくためにも、群馬県スポーツ協会のOBであるプロパー職員の理事への登用が望まれるところである。

さらに、プロパー職員の理事登用が実現されれば、今後の職員のモチベーションアップにもつながり、結果的に組織として、より活性化することも期待できる。以上より、今後理事の選定にあたっては群馬県スポーツ協会のプロパー職員（OBを含む）人材を登用することも視野に入れるべきである。

8. 役員（理事）の役員会（理事会）への出席率

理事とは理事会を構成するメンバーであり、理事会は法人の業務執行の決定、理事の職務執行の監督、会長、副会長、理事長及び業務執行理事の選定及び解職の権限を有している。

つまり、法人における理事会とは法人の業務の執行を決定する最高機関であるため、その構成員である理事には多様な人材を集結させることによって、その英知を結集させ、法人にとって最良の判断を決定できるようにすべきと考えられている。

このような背景のもと、非常勤の理事として県以外の地方自治体の長も選任している。

しかしながら、過去3年間の同氏の理事会の出席状況を見ると以下の通りであり、その出席率は芳しくない。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
理事会開催回数	4回	7回	4回（注）
同氏出席回数	—	—	—

（注）平成25年度は上記の他に1回開催されているが、書面開催であるため上記には含めていない。

上表からわかるように、過去3年間はすべて欠席している状況である。欠席の理由としては理事会の開催候補日を決定するにあたり、常勤理事や現役の県の役職者を優先した結果、同氏が欠席となってしまっていること及び同氏は他の自治体の長であるため当然に公務が忙しく都合がつかないとのことである。

しかしながら、理事会は群馬県スポーツ協会にとって評議員会と同じく業務執行を行

っていく上で重要な機関であるため、その構成員が理事会を欠席し続けるとなると、そもそもの選任趣旨が満たされないとともに、理事会そのものの形骸化につながるおそれもある。

よって、出席が可能な者が理事となるように理事選任に関して見直しを行う必要がある。

【意見 26】

群馬県スポーツ協会では、非常勤理事として県以外の自治体の長を選出している。

しかし、平成 23 年度から平成 25 年度までの過去 3 年間はすべて欠席している状況である。欠席の理由としては理事会の開催候補日を決定するにあたり、常勤理事や現役の県の役職者を優先した結果、同氏が欠席となってしまっていること及び同氏は他の自治体の長であるため当然に公務が忙しく都合がつかないとのことである。

理事会は群馬県スポーツ協会にとって評議員会と同じく業務執行を行っていく上で重要な機関であるため、その構成員が理事会を欠席し続けるとなると、そもそもの選任趣旨が満たされないとともに、理事会そのものの形骸化につながるおそれもある。

よって、出席が可能な者が理事となるように理事選任に関して見直しを行う必要がある。

9. 評議員会の評議員の出席率

評議員会とは以下の事項（定款第 20 条）を決定する機関であり、評議員で構成されている。

- ①理事及び監事の選任または解任
- ②理事、監事及び評議員の報酬等の額
- ③各事業年度の事業計画及び予算の承認
- ④各事業年度の事業報告及び決算の承認
- ⑤定款の変更
- ⑥残余財産の処分
- ⑦基本財産の処分又は除外の承認
- ⑧その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

このように、評議員会は業務の執行を除く、ほぼすべての権限を有する組織体であり、法人で最も重要な機関といえる。

評議員会の過去 3 年間の出席率は以下の通りである。

平成 23 年度	第 1 回	第 2 回
開催日	H23. 10. 22	H24. 3. 22
出欠率	53%	54%

平成 24 年度	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回
開催日	H24. 5. 25	H24. 8. 10	H24. 8. 31	H25. 3. 22
出欠率	53%	62%	63%	50%

平成 24 年度	第 7 回	第 8 回
開催日	H25. 6. 14	H26. 3. 26
出欠状況	65%	69%

出席率は上表からもわかるように低い状況であり、概ね 50%から 60%台での推移である。出席率が低い背景には評議員の人数による部分も大きいと考えられる。

群馬県スポーツ協会の評議員は平成 25 年度末時点では 103 名であり、体育協会との合併といった過去の経緯があるにせよ、他の団体に比して多いのが実情である。

評議員会は団体にとって重要な機関であるため、その構成員が多いほうが意思決定が慎重になり団体運営にとっては健全な面もあるが、一方で、構成員が多いゆえに意思決定が遅くなることや出席率が低くなるなどの弊害もある。

以上より、現状の評議員数を削減する方向で見直すか、あるいは出席可能な評議員を選任するなどの対応を図るべきであると考えられる。

【意見 27】

評議員会の出席率は平成 23 年度から平成 25 年度の 3 年間で概ね 50%から 60%台での推移している。出席率が低い背景には評議員の人数による部分も大きいと考えられる。

群馬県スポーツ協会の評議員は平成 25 年度末時点では 103 名であり、体育協会との合併といった過去の経緯があるにせよ、他の団体に比して多いのが実情である。

評議員会は団体にとって重要な機関であるため、その構成員が多いほうが意思決定が慎重になり団体運営にとっては健全な面もあるが、一方で、構成員が多いゆえに意思決定が遅くなることや出席率が低くなるなどの弊害もある。

以上より、現状の評議員数を削減する方向で見直すか、あるいは出席可能な評議員を選任するなどの対応を図るべきであると考えられる。

【人事】

10. 県OB職員の採用過程の明確化

群馬県を退職したいわゆるOB職員は、その豊富な行政経験を求められ、各外郭団体において再雇用される場合がある。一方で、県OB職員の外郭団体への再就職は、団体の自立性、手続の透明性、公平性等、多くの課題があり、県OB職員を採用する際にはそのような課題に留意することが必要であると考えられる。

群馬県スポーツ協会では、理事長と事務局長（平成 26 年 6 月から理事兼務）が県〇 B 職員である。事務局長を採用した際に、履歴書等採用者の詳細な情報は入手していないとの回答であった。

現状では、群馬県スポーツ協会において、どのような人材が必要で採用したのかが明確になっていない。組織において一度採用した者は、雇用契約期間は雇用し続ける義務があることから、選考過程を明確にしておくことは極めて重要であり、選考過程を明確にしておくことにより、その人材を採用した理由及び採用の判断の客観性・公平性を明確にすることができる。

群馬県スポーツ協会は、採用の客観性、公平性を確保したことを明確にするため、履歴書等採用者の詳細な情報を入手する必要があると考える。

【意見 28】

群馬県スポーツ協会では、理事長と事務局長（平成 26 年 6 月から理事兼務）が県〇 B 職員である。事務局長を採用した際に、履歴書等採用者の詳細な情報は入手していないとの回答であった。

現状では、群馬県スポーツ協会において、どのような人材が必要で採用したのかが明確になっていない。組織において一度採用した者は、雇用契約期間は雇用し続ける義務があることから、選考過程を明確にしておくことは極めて重要であり、選考過程を明確にしておくことにより、その人材を採用した理由及び採用の判断の客観性・公平性を明確にすることができる。

群馬県スポーツ協会は、採用の客観性、公平性を確保したことを明確にするため、履歴書等採用者の詳細な情報を入手する必要があると考える。

【資産運用】

11. 資金（資産）運用規程の創設

群馬県スポーツ協会の運用資産は大別して基本財産と特定資産とに分かれるが、その内訳は以下の通りである。

	平成 25 年度
【基本財産】	千円
国債	374,412
県債	334,431
定期預金	21,276
小計	730,119
【特定資産】	
国債	372,966
県債	6,626
定期預金	63,680

普通預金	3,200
土地	1,395
小計	447,869
合計	1,177,989

上表の通り、実際の運用に関しては安全資産とされている国債と県債、預金のみである。なお、特定資産に含まれている職員の退職給付の引当資産についても安全性の高い国債と定期預金のみである。

また、その運用額については平成 25 年度末において基本財産が 730,119 千円、特定資産についても 447,869 千円と相当程度多額である。

資産運用額が多額にもかかわらず、現状では資産運用に関する規程がなく、実務上は、運用担当者やその上席者等の判断で行われているのが実情である。

現時点では、安全資産のみの運用であり運用方法に問題はないものの、今後の経済情勢等によっては運用方針について方向転換が求められる場面があるかもしれない。そのような場面において資金（資産）運用規程が存在しないのであれば、実務において判断を誤る可能性がある。

以上より、資産運用方針を含め、規程を整備すべきであると考える。

【意見 29】

法人の資産運用額については平成 25 年度末において基本財産が 730,119 千円、特定資産についても 447,869 千円と相当程度多額である。

現時点では、運用方法に問題はないものの、今後の経済情勢等によっては運用方針について方向転換が求められる場面があるかもしれない。そのような場面において資金（資産）運用規程が存在しないのであれば、実務において判断を誤る可能性がある。

以上より、資産運用方針を含め、規程を整備すべきであると考える。

【指定管理者制度】

12. 指名入札する対象事業者

群馬県スポーツ協会は、指名競争入札業者を選定するにあたり、選定基準を決めている。選定基準には、緊急対応の必要性があるとの理由により地理的条件を付している。

指名競争入札業者選定理由書には、地理的条件として、「前橋市を中心に近隣の高崎市・渋川市」と記載されている。

しかし、委託する業務には、清掃業務・庭園管理等のように緊急対応する必要がない業務もある。また、本社が、東毛・北毛等地域にあっても、支店・営業所がスポーツセンターの近隣に存することもある。これらの点を考慮すると、地理的条件を付すことの必要性に疑問が生じる。

指名競争入札業者の選定にあたり、地理的条件を除外する必要がある。地理的条件を除外することにより、県内の業者に対し公平性が確保できる。

(参考) 指名競争入札業者選定理由書

1 選定基準

- (1) 資格
 - ・群馬県の競争入札参加者名簿に記載されていること
 - ・等級は、A又はBであること。
 - (2) 地理的条件
 - ・前橋市を中心に隣市の高崎市・渋川市まで
- 以下 (略)

また、指名競争入札の対象業務は以下のとおりである。

- (1) 清掃及び建物環境衛生管理業務
- (2) 機械設備運転管理業務
- (3) ぐんまアリーナ・武道館空調設備保守点検業務
- (4) 庭園維持管理業務
- (5) ふれあいグラウンド芝生維持管理業務

【意見 30】

群馬県スポーツ協会は、指名競争入札業者を選定するにあたり、選定基準を決めている。選定基準には、緊急対応の必要性があるとの理由により地理的条件を付している。

しかし、委託する業務には、清掃業務・庭園管理等のように緊急対応する必要がない業務もある。また、本社が、東毛・北毛等地域にあっても、支店・営業所がスポーツセンターの近隣に存することもある。これらの点を考慮すると、地理的条件を付すことの必要性に疑問が生じる。

したがって、このような場合には、公平性及び競争性向上の観点から、地理的条件を除外すべきであると考えます。

13. 指定管理に関する情報公開

群馬県の情報公開条例においては、第41条の2第1項において、以下の通り指定管理者が行う指定管理業務に関する文書に関する情報公開について定めている。

(参考) 情報公開条例

第41条の2

指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、その保有する文書であって自己が管理を行う同法第244条1項に規定する公の施設に関するものについて、この条例の趣旨にのっとり情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

群馬県スポーツ協会は上記の規定に基づいて、情報公開を行うための必要な手続を定めた「公益財団法人群馬県スポーツ協会指定管理業務情報公開要綱」（以下、要綱）を策定している。

この要綱には、指定管理者の行う指定管理業務に関する文書等について、開示の申出があった場合に開示することのできる文書等の定義や、開示の申出の方法等が定められているほか、開示申出者が申出を行う場合や協会が開示決定通知を行う場合に利用するための所定の様式が定められている。

また、要綱の第3条には「協会は、指定管理者業務に関して県民への積極的な情報の公開に努めるものとする。」とあり、群馬県の情報公開条例の趣旨に従い、群馬県スポーツ協会が自らに指定管理業務に関する情報公開を積極的に行うことを求めている。

しかしながら、このように情報公開条例の趣旨に則り要綱が定められてはいるものの、当該要綱に従った情報公開の制度は一般に周知されていないため、当該制度を利用した開示の申し出は現在まで1件も実行されていないとのことである。

他県においては指定管理者の情報公開制度として、協会が要綱で定めているものと同様の内容を県のホームページに掲載し、一般市民からの開示請求を受け付けている例もみられることから、群馬県においても県と協会とで協力を図りながら、指定管理者の情報公開のあり方や周知方法等について改めて検討し、情報公開制度をより実効性のあるものにする必要があると考える。

【意見 31】

群馬県の情報公開条例における指定管理者が行う指定管理業務に関する文書に係る情報公開の定めに基づき、協会側では保有文書の情報公開を行うための定めとして「公益財団法人群馬県スポーツ協会指定管理業務情報公開要綱」を定めているが、これらに定められている内容が一般に周知されていないため、現在までこの制度を利用した開示請求の実績が1件もないという状況となっている。

指定管理者の情報公開のあり方や周知の方法等について、県と協力を図りながら改めて検討し、情報公開制度をより実効性のあるものにする必要があると考える。

【会計】

14. 賞与引当金に関する社会保険料の未払計上

平成26年6月に支給する賞与の平成26年3月期負担分について、引当金計上しているが、これに対する社会保険料の負担分を未払費用として計上していない。引当金とは、将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ金額を合理的に見積もることができる場合には、当期の費用または損失として計上するものである。このため、平成26年3月期までの労働の対価として支払う賞与については、平成26年3月期に負担すべき費用として、引当金を計上している。

一方で、賞与に対する社会保険料（健康保険料＋厚生年金保険料）の事業主負担分に

については、賞与を支給するときには必ず発生し、金額を合理的に見積もれることから、賞与と同様に平成26年3月期の費用として費用計上することが望ましい。

【意見 32】

平成26年6月に支給する賞与の平成26年3月期負担分について、引当金計上しているが、これに対する社会保険料の負担分は費用として計上していない。賞与に対する社会保険料の事業主負担分についても、平成26年3月期負担分として計上することが望ましい。

このため、平成26年3月期の費用として認識すべき金額〔賞与に係る社会保険料（健康保険料＋厚生年金保険料）の事業主負担分の4/6か月分である、約1,200千円〕を費用計上することが望ましいと考える。

15. 備品台帳の整備

県から貸与されている工具器具備品及び備品（以下、「備品」という。）については、備品管理台帳により管理している。備品台帳と現物とを年に1度、3月に照合しており、備品シールが貼付されているものには「○」、ないものには「v」が確認欄に記載されている。

しかし、以下の備品については確認欄が空欄であり、現物の確認が出来ていなかった。

備品番号	備品名称	保管場所	取得年月日	取得価格
H1-30484	車イス	ぐんまアリーナ1F 医務室	H8. 10. 8	—
H12-707	段違い平行棒用追加下敷マット	ぐんまアリーナ1F 器具庫(南)	H12. 6. 16	699, 300
H12-708	平均台用追加下敷マット	ぐんまアリーナ1F 器具庫(南)	H12. 6. 16	1, 249, 500
H12-709	跳馬用追加下敷マット	ぐんまアリーナ1F 器具庫(南)	H12. 6. 16	274, 050
H14-1007	バレーボール用得点板	ぐんまアリーナ1F 器具庫(南)	H14. 9. 5	72, 030
H21-9634	体操跳躍板	ぐんまアリーナ1F 器具庫(南)	H22. 3. 30	177, 450
H21-9635	体操跳躍板	ぐんまアリーナ1F 器具庫(南)	H22. 3. 30	177, 450

また、シールが貼付されていない備品が多く見受けられた。形状によりシールが貼付出来ないものはやむを得ないが、アーチェリー競技用表示器、折りたたみ椅子運搬車、剣道得点板、跳馬（テーブル型）など、一部に貼付され、一部に貼付されていない備品は貼付することが可能であることから、剥がれてしまったものについては再度貼付する必要がある。シールを貼付することにより、備品の合計の個数で管理するのではなく、1対1対応で管理が可能となり、紛失時において、どの備品が紛失したのかを把握する

ことが可能となる。

県から貸与されている備品は、県の所有物である。群馬県スポーツ協会は借用物について正しく管理する責任があり、適切な管理責任を果たすことが必要であるとする。

【意見 33】

県から貸与されている工具器具備品及び備品（以下、「備品」という。）については、備品管理台帳により管理している。備品台帳と現物とを年に1度、3月に照合しているが、現物の確認が出来ていない備品が散見された。

また、シールが貼付されていない備品が多く見受けられた。剥がれてしまった備品については再度貼付する必要がある。シールを貼付することにより、備品の合計の個数で管理するのではなく、1対1対応で管理が可能となり、紛失時において、どの備品が紛失したのかを把握することが可能となる。

県から貸与されている備品は、県の所有物である。群馬県スポーツ協会は借用物について正しく管理する義務があり、適切な管理責任を果たすことが必要であるとする。

16. 使用していない工具器具備品（固定資産）及び備品（消耗品）

パソコンなど、現在使用していないが、倉庫に置いてある備品等は以下の通りである。個人情報保護の観点から、データを削除して廃棄しなければならないが、適任である業者が見つからないこと、費用がかかること等の理由からそのままにされている。

【工具器具備品】

番号	品名・規格	取得年月日	取得価格	期末残高	保管場所
13	パソコン NEC	H3. 9. 1	422, 712	12, 682	2F 西倉庫
14	プリンター（キャノン）	H4. 3. 3	178, 808	5, 364	〃
16	パソコン（シャープ）	H10. 3. 27	378, 000	11, 340	〃
17	プリンター（エプソン）	H10. 3. 27	138, 915	4, 168	〃
18	パソコン（シャープ）	H11. 11. 30	296, 100	8, 883	〃
19	パソコン（シャープ）	H11. 11. 30	296, 100	8, 883	〃
20	パソコン（シャープ）	H11. 11. 30	296, 100	8, 883	〃
21	パソコン（シャープ）	H11. 11. 30	296, 100	8, 883	〃
22	パソコン（シャープ）	H11. 11. 30	296, 100	8, 883	〃
31	液晶パソコン	H17. 3. 31	139, 125	4, 173	2F 東倉庫
32	液晶パソコン	H17. 3. 31	139, 125	4, 173	〃

【備品】

番号	品名・規格	取得年月日	個数	取得価格	保管場所
21-1	デスクトップパソコン・エプソン EndeavorAT970	H21. 6. 3	1	95, 235	2F 倉庫

今後使用予定のない備品が保管されており、個人情報が増えるリスクも考えられること、資産の置き場も限られることから、不要なものは適切に処分する必要がある。このため、できる限り速やかに、業者を選定し、予算を計上して、処分することが望ましい。

【意見 34】

パソコンなど、現在使用していないが、倉庫に置いてある備品等がある。個人情報保護の観点から、データを削除して廃棄しなければならないが、適任である業者が見つからないこと、費用がかかること等の理由からそのままにされている。

今後使用予定のない備品が保管されており、個人情報が増えるリスクも考えられること、資産の置き場も限られることから、不要なものは適切に処分する必要がある。このため、できる限り速やかに、業者を選定し、予算を計上して、処分することが望ましい。

17. 固定資産台帳と現物との照合の証跡

毎年3月には固定資産台帳と現物との照合を行っているとのことであるが、その証跡が残っていない。固定資産台帳と現物との照合を行うことで、資産に計上されている固定資産が実際に存在することが確認できる。また、毀損している資産があれば、修繕を行い、使用できそうにない状態であれば、廃棄処理を行うことが可能となる。

現在、照合は実施しているとのことであるが、その証跡がないため、実際に実施したか否かを確認することができない。年数が経過した後に、いつからその固定資産が毀損していたのか、存在しなかったのかが分かるように、いつ、誰が固定資産台帳と現物との照合を行ったのか証跡を残しておく必要がある。

【意見 35】

毎年3月には固定資産台帳と現物との照合を行っているとのことであるが、その証跡が残っていない。

現在、照合は実施しているとのことであるが、その証跡がないため、実際に実施したか否かを確認することができない。年数が経過した後に、いつからその固定資産が毀損していたのか、存在しなかったのかが分かるように、いつ、誰が固定資産台帳と現物との照合を行ったのか証跡を残しておく必要がある。

18. 備品の貸与

協会所有の備品のうち、以下のものを無償貸与している。

番号	品名・規格	取得年月日	個数	取得価格	保管場所
23-3	ハートレートモニターセット（心拍計）	24. 2. 29	1	39, 900	コナミ
23-4	ラクトプロ（簡易血中乳酸測定器）	24. 2. 29	1	59, 850	コナミ
24-4	ミスティックポール（棒高跳用）	24. 6. 1	1	49, 500	陸上
24-5	ミスティックポール（棒高跳用）	24. 6. 1	1	49, 500	陸上

25-4	ルディックポール（棒高跳用）	25.6.26	1	39,900	陸上
25-5	ルディックポール（棒高跳用）	25.6.26	1	39,900	陸上

これは、「ぐんまスーパーキッズプロジェクト」スタッフプランの指導者支援事業として、指導者が必要とする強化練習用具等を補助しており、ハートレットモニターセット及びラケットプロは水泳の指導者へ、ミススティックポール及びノルディックポールは陸上の指導者へそれぞれ無償貸与している。しかし、貸出簿や借用書等の書類は存在しない。

また、激励に行った時などに、必要に応じて現物を確認しているとのことであるが、他の備品と同様には、年に1度、3月の現物確認は行われていない。

平成13年度の包括外部監査において、備品の貸付について、以下の指摘がなされている。

備品の貸出の原則は、新しいぐんまアリーナに置いてある備品は、原則として貸出せず、それ以外の古いものは、必要に応じて貸し出している。例外的に、第56回国体関東ブロック大会剣道競技に伴う物品をある団体に貸し出したことがある。これに関しての依頼書・局長決裁稟議はあるものの、先方の借用書類・その他の返却に伴う書類が不備であった。

また、それ以外の貸出に伴う備品器具等借用書リストを一覧したが、返却時に異常の有無（貸与期間中に壊れていないかどうか）を確認して、担当者の承認を受けることになっているが、その返却承認印のないものが、見受けられた。書類の整備も重要である。

この指摘を受けて、「貸出しにおける責任の所在を明確にするため、借主に借用条件を十分に確認した上で借用書を徴するとともに、貸出備品の返却を受けた際には、対応した職員が破損等の点検をした上で貸出簿に返却承認印を押すこととし、平成13年12月から実施している」という改善措置が提出されている。

協会の備品を無償貸与しているのであるから、借用書を入手し、管理を行う必要がある。また、年に1度の現物確認を行う必要があるが、群馬県スポーツ協会の職員が確認を行うことが困難であれば、3月31日時点で借用者から証明書等を入手する必要がある。

【指摘事項 6】

群馬県スポーツ協会所有の備品のうち、6点を無償貸与している。激励に行った時などに、必要に応じて現物を確認しているとのことであるが、他の備品と同様に、年に1度、3月の現物確認は行われていない。

平成13年度の包括外部監査において、備品の貸付について、貸付時の書類の不備が指摘されている。この指摘を受けて、「貸出しにおける責任の所在を明確にするため、借主に借用条件を十分に確認した上で借用書を徴するとともに、貸出備品の返却を受けた際には、対応した職員が破損等の点検をした上で貸出簿に返却承認印を押すこととし、平成13年12月から実施している」という改善措置が提出されている。

協会の備品を無償貸与しているのであるから、借用書を入手し、管理を行う必要がある。また、年に1度の現物確認を行う必要があり、群馬県スポーツ協会の職員が確認を行うことが困難であれば、3月31日時点で借用者から証明書等を入手する必要がある。

19. コインロッカー内現金の回収管理

コインロッカー内現金回収管理は、月1回、月末近くに回収されている。

平成13年度の包括外部監査において、以下の意見が出されている。

使用料収入の現金はローテーション表にもとづき、日々回収されているが、コインロッカー内の現金については例外的に月1回、月末近時に回収されており、利用記録の出力がないうえ、1人で回収を担当する状況がある。

少額とはいえ、月によっては10万円超の場合もあるので、その回収は2人で担当することを原則とし、回収メモに2人の確認サインまたは押印を付すことが望まれる。

この意見を受け、「コインロッカー内現金の回収について、担当者2名の相互確認により回収し、使用料金集計表に当該2名が押印することとし、平成14年4月から実施している」との改善措置が提出されている。

しかし、年度の使用料金集計表を閲覧したところ、2月では8件中4件（1か所重複して数えているため、通常7か所であるが8件となっている）、3月では7件中1件において、1人又は0人しか署名押印がなされていなかった。

現金は盗難・着服等のおそれもあるため、複数人で管理することが望ましい。改善措置において、担当者2名の相互確認により回収し、2名が押印すると改善措置を講じているにもかかわらず、実際は改善措置通りになっておらず、十分な改善がなされていない。

【指摘事項 7】

コインロッカー内現金回収管理は、月1回、月末近くに行われている。平成13年度の包括外部監査において、「コインロッカー内の現金については（省略）その回収は2人で担当することを原則とし、回収メモに2人の確認サインまたは押印を付すことが望まれる」との意見が出された。これを受け、「コインロッカー内現金の回収について、担当者2名の相互確認により回収し、使用料金集計表に当該2名が押印することとし、平成14年4月から実施している」との改善措置が提出されている。

しかし、年度の使用料金集計表については、2月では8件中4件（1か所重複して数えているため、通常7か所であるが8件となっている）、3月では7件中1件において、1人又は0人しか署名押印がなされていなかった。

現金は盗難・着服等のおそれもあるため、複数人で管理することが望ましい。改善措置において、担当者2名の相互確認により回収し、2名が押印すると改善措置を講じているにもかかわらず、実際は改善措置通りになっておらず、十分な改善がなされていない。

20. 経常収益の区分経理

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（認定法）第 19 条（収益事業等の区分経理）では、計算書類の作成について損益計算書（正味財産増減計算書）は、内訳表において会計を公益目的事業に関する会計（公益目的事業会計）、収益事業等に関する会計（収益事業等会計）及び管理業務やその他の法人全般に係る事項（公益目的事業や収益事業等に属さない事項）に関する会計（法人会計）の 3 つに区分すべきことを規定している（公益認定等ガイドライン）。

群馬県スポーツ協会では、公益目的事業と収益事業及び法人会計の 3 つに会計が区分されており、事業費や管理費については会計区分ごとに区分経理され、また事業に共通して発生する事業費や管理費も一定の按分基準により各事業の事業費、管理費として計上されている。これらの費用配賦の計算は振替回議書の作成、承認という手続きを経て会計システムに適正に入力され、総勘定元帳に反映されている。

しかし、正味財産増減計算書の内訳表のうち経常収益に計上されている補助金や運用益等の収益については会計区分ごとに区分経理がなされていない。すなわち、収益についても、事業費や管理費と同様に会計区分ごとに区分経理することが法律で求められているにもかかわらず、法人全体の収益として計上されたまま決算手続きが終了している。しかし、外部報告用の財務諸表では、費用と同様に収益についても会計区分ごとの計算がなされており、担当者に確認すると、収益については直接手計算により按分し、財務諸表を作成したとのことであった。

経常収益（一部）	総勘定元帳での表示	財務諸表による区分
県補助金	法人全体	公益目的事業及び法人会計
指定管理運営委託料	同上	公益目的事業及び収益事業
受取負担金	同上	公益目的事業及び法人会計
参加者受取負担金	同上	公益目的事業及び法人会計
雑収益	同上	公益目的事業及び法人会計

群馬県スポーツ協会の会計規程第 7 条では、「すべての取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする」とあり、決算における各事業分に按分する費用及び収益は、振替伝票（振替回議書）を起票して承認を受けたうえで会計処理されなければならないとされている。この点に関して、事業費及び管理費においては、公益法人移行認定申請書における按分基準によって、振替伝票（振替回議書）が作成されている。しかし、経常収益に関しては、会計区分ごとの計上を行っていないだけでなく、各会計区分に按分が必要な科目についても振替伝票（振替回議書）が作成されず、直接、外部報告用の正味財産増減計算書で手計算により按分処理されているため、会計規程に基づいた正しい処理とはいえない。この場合、按分処理の根拠や基準、振替金額の正確性が確認でき

ない状態となるため、正しい財務諸表の作成が担保されない可能性がある。

各会計区分に経常収益を区分経理するとともに、各会計区分へ按分計算が必要な収益については、会計規程第7条どおり、振替伝票（振替回議書）に起票して承認を受けたうえで会計処理すべきである。この場合、収益における各会計区分への金額の按分基準を明確にし、第三者から会計処理のプロセスや金額の正確性が確認できる仕組みを整えることが必要である。また、按分基準の明確化については、事業費や管理費と同様に按分基準の一覧表を作成し、それに基づいた振替回議書の作成及び承認後に会計処理を行うことが必要である。

【指摘事項 8】

認定法第19条について、公益認定等ガイドラインでは、計算書類の作成について正味財産増減計算書は、内訳表において会計を公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計の3つに区分すべきことを規定している。

群馬県スポーツ協会では、公益目的事業と収益事業及び法人会計の3つに会計が区分されており、事業費や管理費については会計区分ごとに区分経理され、また事業に共通して発生する事業費や管理費も一定の按分基準により各事業の事業費、管理費として計上されているが、正味財産増減計算書の内訳表のうち経常収益に計上されている補助金や運用益等の収益については会計区分ごとに区分経理がなされていない。

しかし、外部報告用の財務諸表では、収益の会計区分ごとの計算は手計算でなされていた。

群馬県スポーツ協会の会計規程第7条では、「すべての取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする」とあり、決算における各事業分に按分する費用及び収益は、振替伝票（振替回議書）を起票して承認を受けたうえで会計処理されなければならないとされている。経常収益に関しては、会計区分ごとの計上を行っていないだけでなく、各会計区分に按分が必要な科目についても振替伝票（振替回議書）が作成されていなかったため、会計規程に基づいた正しい処理とはいえず、按分処理の根拠や基準、振替金額の正確性が確認できない状態となるため、正しい財務諸表の作成が担保されない可能性がある。

各会計区分に経常収益を区分経理するとともに、各会計区分へ按分計算が必要な収益については、会計規程第7条どおり、振替伝票（振替回議書）に起票して承認を受けたうえで会計処理すべきである。収益についても事業費や管理費と同様に按分基準を作成し、その一覧表を作成して、それに基づいた振替回議書の作成と承認後に会計処理を行い、これらのプロセスを第三者が検証できる仕組みを整えることが必要である。

21. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金の計上基準は、「職員の退職給与に備えるための当期末要支給額に相当する金額を計上している」となっている。

当期末要支給額とは、事業年度末において職員が退職したと仮定した場合に、支給されると想定される退職金総額を意味している。

また、退職給付会計基準の導入に伴う会計基準変更時差異に関しては、11年間にわたって定額法により費用処理する方法を採用している。

会計基準変更時差異とは、具体的には退職給付会計基準を導入した事業年度（平成21年度）の期首における退職金の要支給額と退職給付引当金残高との差額であり、群馬県スポーツ協会では約98百万円の不足額が発生していた。

当該費用処理の方法は、公益法人会計基準の運用指針（附則3）に則したものであり、妥当な会計処理である。

この方法に従えば、11年後には差異が解消され、退職給付引当金と退職金の期末要支給額とは一致することとなる。なお、平成21年度より当該処理方法を採用しており、差異の解消は平成31年度末になると想定されている。

<会計基準変更時差異の解消スケジュール>

年度	費用処理額	変更時差異
		△ 97,780,910
平成21年度	8,889,180	△ 88,891,730
平成22年度	8,889,173	△ 80,002,557
平成23年度	8,889,173	△ 71,113,384
平成24年度	8,889,173	△ 62,224,211
平成25年度	8,889,173	△ 53,335,038 (A)
平成26年度	8,889,173	△ 44,445,865
平成27年度	8,889,173	△ 35,556,692
平成28年度	8,889,173	△ 26,667,519
平成29年度	8,889,173	△ 17,778,346
平成30年度	8,889,173	△ 8,889,173
平成31年度	8,889,173	0

しかしながら、次の表に示したとおり、実際の差異の解消状況はスケジュールとは異なったものとなっている。

定年退職を前提とした要支給額（定年退職要支給額）との対比では、約24百万円（AとBとの差額）の解消不足が生じている。

なお、退職給付引当金の積立ては、会計基準変更時差異の定額法に基づく費用処理額のみであり、取崩し額は実際支給金額を基に行われている。

正しくは、勤続年数の増加に伴う要支給額の増減、給与水準の変動に伴う要支給額の増減、退職金規程の変更（支給率の変更等）に伴う要支給額の増減など、要支給額自体の増減に対応して積立てを行う必要があるが、要支給額の増減に伴った積立てが行われていないことが、解消不足が生じている要因となっている。

<実際の要支給額との差額の解消状況（定年退職ベース）>

年度	退職給付引当金 期末残高	定年退職 要支給額	差額
平成 20 年度	100,775,986	198,556,896	△ 97,780,910
平成 21 年度	96,436,621	185,617,144	△ 89,180,523
平成 22 年度	105,325,794	212,639,789	△ 107,313,995
平成 23 年度	107,500,310	203,379,246	△ 95,878,936
平成 24 年度	115,875,807	203,119,109	△ 87,243,302
平成 25 年度	124,764,980	201,733,756	△ 76,968,776

(B)

次の表は、自己都合理由による退職を前提とした要支給額と引当金期末残高との差額を示したものである。年度末では実際には定年に達していないため、自己都合理由による退職を前提とした要支給額（自己都合要支給額）を基準として退職給付引当金を積み立てる方法もある。

この考え方によれば、不足額は少なくなることとなる。

<実際の要支給額との差額の解消状況（自己都合ベース）>

年度	退職給付引当金 期末残高	自己都合 要支給額	差額
平成 20 年度	100,775,986	—	—
平成 21 年度	96,436,621	149,753,590	△ 53,316,969
平成 22 年度	105,325,794	162,722,865	△ 57,397,071
平成 23 年度	107,500,310	163,153,628	△ 55,653,318
平成 24 年度	115,875,807	167,750,185	△ 51,874,378
平成 25 年度	124,764,980	167,807,539	△ 43,042,559

(C)

しかしながら、群馬県スポーツ協会においては、以下の理由から自己都合要支給額に基づく積立ては妥当とは言えない。

- ✓ 平成 21 年度における会計基準変更時差異の計算は、定年退職を前提とした要支給額（定年退職要支給額）に基づいて行われていること。
- ✓ 平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間に於いて、7 名の定年退職が予定されており、自己都合要支給額による積立てでは、引当不足となってしまうこと。

なお、会計方針の記載は、単に「要支給額」となっており、「要支給額」が自己都合、定年退職、何れを前提としているかが明確となっていない。

【指摘事項 9】

退職給付会計基準の導入に伴う会計基準変更時差異に関しては、11年間にわたって定額法により費用処理する方法を採用しており、公益法人会計基準の運用指針(附則3)に則したものであり妥当な会計処理である。この方法に従えば、平成31年度末には退職給付引当金と退職金の期末要支給額とは一致することとなる。

しかしながら、定年退職を前提とした要支給額(定年退職要支給額)との対比では、平成25年度末において約24百万円の解消スケジュールに対する遅れ(不足)が生じており、要支給額の増減に伴った積立てが行われていないことがその要因となっている。

退職給付引当金の計上基準は、「職員の退職給与に備えるための当期末要支給額に相当する金額を計上している」となっているが、「要支給額」が自己都合、定年退職、何れを前提としているかが明確となっていない。

また、退職給付引当金の積立ては、会計基準変更時差異の定額法に基づく費用処理額のみであり、要支給金額の増減に対応した積立てが行われていない。

したがって、要支給額に対して退職給付引当金の不足が生じない、あるいは計画的な解消が達成できるような計上基準を設定するとともに、会計方針の内容をより明確に規定すべきである。

群馬県スポーツ協会の過去の会計処理及び今後の退職予定を鑑みると、定年退職を前提とした要支給額(定年退職要支給額)に基づく計上が適切であると考えられる。

なお、状況により必ずしも定年退職を前提とした要支給額が求められる訳ではなく、自己都合要支給額を基本としつつ、定年5年前から自己都合と定年退職との差額を定期的に積み立てるなどの方法も考えられる。

<参考>

「公益法人会計基準」の運用指針(附則)

3. 退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異の取扱いについて

退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異については、平成20年12月1日以後開始する最初の事業年度から12年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理するものとする。なお、既に退職給付会計の導入が行われている公益法人においては、従前の費用処理方法により引き続き行うものとする。